

自動車保険の概況

平成24年度
(平成23年度データ)

NLIRO

損害保険料率算出機構
(損保料率機構)

は し が き

平成 24 年度版『自動車保険の概況』を刊行いたします。

道路交通事故の死者数が近年減少傾向にあるなか、平成 23 年の事故後 24 時間以内死亡者数は 4,612 人と、過去最悪であった昭和 45 年（1 万 6,765 人）の死者数の 3 割以下にまで減少する結果となりました。その一方で、平成 23 年の事故発生件数および負傷者数は、それぞれ 69 万 1,937 件および 85 万 4,493 人と、過去最高であった平成 16 年（95 万 2,191 件および 118 万 3,120 人）からは減少しているものの、依然として高い水準で推移しており、交通事故をめぐる状況が深刻な問題を呈していることに変わりありません（数値は交通統計によります。）。

このような交通事情等を考えると、自動車保険は今後も社会において重要な役割を担っていくものと思われま

本書『自動車保険の概況』は、自賠責保険・任意自動車保険に関する基本的な統計資料の他、自賠責保険制度の改定、交通事故統計等、幅広い関連資料や情報を掲載しております。

本書が皆様の自動車保険へのご理解の一助となることを心より願っております。

当機構は今後ともディスクロージャーへの取り組みを積極的に行う所存ですので、本書をより良いものにするために、皆様のご意見・ご要望・ご感想をお寄せいただければ幸甚に存じます。

平成25年2月

損 害 保 険 料 率 算 出 機 構

凡 例

1. 用語について

- (1) 本書において「自賠責保険」とは、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づいて契約締結が強制されている自動車損害賠償責任保険を指します。
また、同様に自動車損害賠償保障法については「自賠法」と表記します。
- (2) 本書において「任意自動車保険」とは、法律に基づく契約締結の強制を受けない自動車保険を指します。
- (3) 本書において「損保料率機構」または「当機構」とは、損害保険料率算出機構を指します。ただし、便宜上平成 14 年 7 月 1 日の旧損害保険料率算定会（損算会）との統合前の旧自動車保険料率算定会（自算会）を指す場合もあります。
- (4) 本書では、以下の共済組織を（ ）内の略称で表記します。
全国共済農業協同組合連合会（JA 共済）
全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）
全国自動車共済協同組合連合会（全自共）
全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）

2. 記号について

- (1) 図表中の「△」印は、マイナス（－）を意味しています。
- (2) 図表中の「－」印は、該当数値がないことを意味しています。

3. 各種統計数字について

- (1) 特にことわり書きのない場合は、リトン・ベース^(注)の数値です。
- (2) 特にことわり書きのない場合は、対人賠償責任保険の数値には自損事故保険および無保険車傷害保険を含みます。
- (3) 特にことわり書きのない場合は、人身傷害補償保険を含みません。
- (4) 単位未満は、四捨五入してある関係で、個々の数字の合計と総合計欄の数値とは必ずしも一致しません。
(注) 保険収支および損害率の計算を事業年度内に限って行う方法（同一期間中の収入保険料と支払保険金を基礎とする。）をいいます。

目 次

[自動車保険の制度概要・基本用語]	1
-------------------	---

第1部 平成23年度の事業概況

I. 自 賠 責 保 険

1. 収支関係	6
(1) 収入保険料	6
第1図 収入保険料と増減率の推移	
第2図 契約台数と増減率の推移	
(2) 支払保険金	7
第3図 支払保険金と増減率の推移	
第4図 交通事故死傷者数と保険金支払件数の推移	
(3) 収支状況	9
① 料率検証	9
② 収支状況	9
第5図 自賠責保険・共済 収支状況 (ポリシー・イヤー・ベース)	
(4) 自賠責保険審議会	10
① 自賠責保険審議会の概要	10
② 自賠責保険審議会の動向	11
2. 保険金支払関係	12
(1) 自賠責保険の損害調査	12
(2) 請求事案の処理状況	12
① 自賠責損害調査事務所における受付件数	12
第6図 損害調査受付件数の推移	
② 損害調査の所要日数	13
第7図 自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数 (平成23年度)	
(3) 保険金の支払状況	14
① 平均支払保険金 (合計) の推移	14
② 死亡平均支払保険金の推移	14
③ 傷害平均支払保険金の推移	14
第8図 死亡・傷害事故別平均支払保険金の推移	
④ 損害 (支払保険金) の内訳	15
第9図 傷害による損害額の費目別構成比 (平成23年度)	

(4) 医療費の現況	16
① 医療機関の現況	16
第10図 医療機関の経営主体別診療状況〈平成23年度〉	
② 総診療費、総請求件数および1件平均診療費の推移	17
第11図 総診療費の推移	
第12図 総請求件数の推移	
第13図 1件平均診療費の推移	
③ 自動車事故による受傷の状況	18
第14図 受傷部位別傷病数構成比(傷害)〈平成23年度〉	
第15図 傷害度別傷病数構成比(傷害)〈平成23年度〉	
④ 診療費の項目別構成比	19
第16図 平均診療費の項目別構成比の推移(傷害)	
⑤ 診療期間、診療実日数および入院率の推移	20
第17図 診療期間、診療実日数および入院率の推移(傷害)	
第18図 診療期間別件数構成比(傷害)〈平成23年度〉	
⑥ 社会保険の利用状況	21
第19図 社会保険利用率の推移	
⑦ 自賠責保険診療報酬基準案の策定および実施状況	21
(5) 後遺障害認定の現況	22
① 後遺障害支払件数の推移	22
第20図 後遺障害支払件数の推移	
② 後遺障害の等級別・系列別構成比	23
第21図 後遺障害等級別件数構成比〈平成23年度〉	
第22図 後遺障害系列別件数構成比〈平成23年度〉	
(6) 自賠責保険(共済)から支払が行われない場合・減額される場合の取扱い	24
① 支払が行われない場合	24
第23図 無責・対象外事故件数の推移	
② 支払が減額される場合	25
第24図 支払が減額された件数の推移	
(7) 審査会における審査件数	26
第25図 有無責等の専門部会〈平成23年度〉	
第26図 後遺障害(高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く)の専門部会 〈平成23年度〉	
第27図 高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会〈平成23年度〉	

II. 政府保障事業

(1) 保障事業の概要	28
-------------	----

① 目的	28
② 支払限度額	28
③ 保障事業の業務運営	28
④ 財源	28
(2) 保障事業の受付状況	29
第28図 受付件数の推移	
第29図 支払保障金の推移	

Ⅲ. 任意自動車保険

1. 収支関係	30
(1) 収入保険料	30
第30図 収入保険料と増減率の推移	
(2) 支払保険金	30
第31図 支払保険金と増減率の推移	
(3) 契約状況	31
① 年齢条件別の契約状況	31
第32図 年齢条件別契約台数構成比〈平成23年度〉	
② 対人賠償責任保険の保険金額別契約状況	31
第33図 対人賠償責任保険 保険金額別契約台数構成比〈平成23年度〉	
③ 対物賠償責任保険の保険金額別契約状況	32
第34図 対物賠償責任保険 保険金額別契約台数構成比の推移	
2. 保険金支払関係	33
(1) 保険金の支払状況	33
① 担保種目別の平均支払保険金	33
第35図 担保種目別平均支払保険金の推移	
② 担保種目別の事故類型別支払状況	34
第36図 担保種目別 事故類型別支払件数構成比〈平成23年度〉	
(2) 対人賠償責任保険の現況	34
① 対人賠償責任保険の保険金種類別支払状況	34
第37図 対人賠償責任保険 保険金種類別支払保険金構成比〈平成23年度〉	
② 一括払制度	35
③ 対人賠償責任保険における死亡事故認定額構成比	35
第38図 対人賠償責任保険 死亡事故認定額構成比〈平成23年度〉	
④ 対人賠償責任保険における保険金内払実施状況	36
第39図 対人賠償責任保険 内払実施状況の推移	
(3) 搭乗者傷害保険の現況	36

① 搭乗者傷害保険の保険金種類別支払状況	36
第40図 搭乗者傷害保険 保険金種類別支払保険金構成比〈平成23年度〉	
(4) 対物賠償責任保険および車両保険の現況	37
① 車両保険の事故形態別支払状況	37
第41図 車両保険 事故形態別支払構成比〈平成23年度〉	
第42図 車両保険 都道府県別支払保険金構成比〈平成23年度〉	
② 修理費費目別構成比	38
第43図 1台当たり修理費費目別金額および構成比〈平成23年度〉	

第2部 自動車保険関連情報

I. 自賠責保険における制度改定の推移

1. 自賠責保険 制度の推移	40
2. 自賠責保険 料率改定の推移	46
3. 自賠責保険 保険料表（北海道本島・本州・四国本島・九州本島用）抜粋	48
4. 自賠責保険 保険金額ならびに仮渡金の変遷	49
5. 「自賠責保険支払基準」改定の推移	50
6. 後遺障害等級表	54

II. 海外関係

1. 主要各国の自動車損害賠償責任保険制度	58
2. 主要各国の交通事故の状況	60

第3部 平成23年度の事業概況（統計）

I. 自賠責保険

第1表	自賠責保険 収支の推移	62
第2表	自賠責保険 車種別収支〈平成23年度〉	64
第3表	自賠責保険 都道府県別収支〈平成23年度〉	66
第4表	原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移	68
第5表	原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数 〈平成24年3月末〉	69
第6表	自賠責保険 都道府県別損害調査受付件数の推移	70
第7表	自賠責保険 総診療費の推移	71
第8表	自賠責保険 受傷部位別傷害度別傷病数・割合〈平成23年度〉	72
第9表	自賠責保険 事故類型別受傷部位別件数・割合〈平成23年度〉	73
第10表	自賠責保険 診療期間ランク別傷害度別件数・割合〈平成23年度〉	74

II. 政府保障事業

第11表	政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈平成23年度〉	75
------	------------------------------	----

III. 任意自動車保険

第12表	任意自動車保険 収支の推移	77
第13表	任意自動車保険 用途・車種別統計表〈平成23年度〉	78
第14表	任意自動車保険 対人賠償責任保険 保険金種類別統計表〈平成23年度〉	82
第15表	任意自動車保険 搭乗者傷害保険 保険金種類別統計表〈平成23年度〉	84
第16表	任意自動車保険 都道府県別統計表〈平成23年度〉	86
第17表	任意自動車保険 用途・車種別普及率表〈平成24年3月末〉	88
第18表	任意自動車保険 都道府県別普及率表〈平成24年3月末〉	90
第19表	任意自動車保険 対人賠償責任保険 都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉	92
第20表	任意自動車保険 対人賠償責任保険 保険金額別契約構成表〈平成23年度〉	94
第21表	任意自動車保険 対物賠償責任保険 保険金額別契約構成表〈平成23年度〉	96
第22表	任意自動車保険 年齢条件別契約構成表〈平成23年度〉	98
第23表	任意自動車保険 事故類型別支払統計表〈平成23年度〉	100
第24表	任意自動車保険 車両保険 都道府県別・事故形態別支払統計表 〈平成23年度〉	102

IV. 損害保険全般

第25表 損害保険種目別元受正味保険料の推移	104
------------------------	-----

第4部 自動車保険関連統計

I. 共済関係

第26表 自賠責共済 収支の推移	106
第27表 自賠責共済 都道府県別収支 <平成23年度>	108
第28表 自動車共済 担保種目別収支の推移	110
第29表 自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率 <平成24年3月末>	111

II. 交通事故関係

第30表 交通事故発生状況の推移	112
第31表 都道府県別交通事故発生状況 <平成23年>	113
第32表 事故類型別交通事故件数の推移	114
第33表 年齢層別死者数の推移	114
第34表 状態別死者数の推移	115
第35表 警察統計の死者数の推移	115
第36表 車種別道路交通法違反取締件数 <平成23年>	116
第37表 救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移	116
第38表 男女別運転免許保有者数の推移	117
第39表 交通事故高額賠償判決例 (人身事故)	118
第40表 交通事故高額賠償判決例 (物損事故)	119

III. 自動車保有登録関係

第41表 車種別自動車保有車両数の推移	120
第42表 都道府県別自動車保有車両数 <平成24年3月末>	122
第43表 新車登録台数の推移	123
第44表 車種別平均使用年数の推移	123

損害保険料率算出機構(損保料率機構)の概要

I. 損害保険料率算出機構(損保料率機構)とは	126
1. 使命	126
2. 沿革	126
3. 会員	126
4. 主な業務	127
(1) 参考純率と基準料率の算出・提供	127
(2) 自賠責保険の損害調査	127
(3) データバンク機能	127
5. 組織	127
II. 自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要	130
1. 料率算出の概要	130
(1) 保険商品の特性(原価の事後確定性)	130
(2) 損保料率機構における料率算出	130
① 参考純率	130
② 基準料率	131
2. 自動車保険参考純率	131
(1) 参考純率とは	131
(2) 参考純率の原則	131
(3) 自動車保険参考純率の料率区分	132
① 用途・車種	132
② 型式別料率クラス	132
③ 新車・新車以外	132
④ 保険金額等	132
⑤ 年齢	132
⑥ 等級	133
⑦ 運転者限定	133
(4) 参考純率の届出・審査	133
3. 自賠責保険基準料率	133
(1) 基準料率とは	133
(2) 自賠責保険基準料率の原則	134
(3) 自賠責保険基準料率の料率区分	134
① 地域	134
② 用途・車種	134

③ 保険期間	134
(4) 自賠責保険基準料率の届出	135
(5) 自賠責保険基準料率の審査	135
Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要	137
1. 自賠責保険における損害調査	137
2. 組 織	137
3. 損害調査の流れ	137
(1) 自賠責保険への請求	137
(2) 損害保険会社等における損害調査	137
(3) 自賠責損害調査事務所における損害調査	138
(4) 自賠責保険の支払	138
4. 損害調査体制	138
(1) 自賠責損害調査事務所における損害調査	138
(2) 地区本部・本部における審査	138
(3) 自賠責保険（共済）審査会制度	138
Ⅳ. データバンク機能の概要	140
1. 保険統計の作成・提供	140
2. 各種の調査・研究	140
3. 会員に対するコンサルティング	140
4. ディスクロージャー	140
Ⅴ. ディスクロージャー資料のご紹介	141

[自動車保険の制度概要・基本用語]

●自動車保険の制度概要

自動車に関する保険は、法律（自賠法）で加入することが義務付けられている強制保険（自賠責保険）と任意に加入することができる任意自動車保険に大別することができます。

わが国における任意自動車保険の歴史は古く、大正3年（1914年）に初めて営業が開始されました。当時の自動車保有台数はわずか1,000台程度でしたが、その後、第2次大戦後の復興に伴って保有台数も増大し、昭和30年（1955年）には150万台を超えました。一方で、こうした自動車の急激な普及に伴って、交通事故の増加が問題となり、特に交通事故による被害者の救済が強く求められるようになりました。

このような背景から、昭和30年（1955年）に「自賠法」が制定され、翌年から強制保険である「自賠責保険」が実施されました。これによって、自動車の保有者は、基本的に自賠責保険を付けていなければ自動車を運行することができなくなり、一方、自動車事故によって死傷した被害者は、その損害について自賠責保険により基本的補償を受けられるようになりました。また、加害者が任意自動車保険を付けていて、被害者の損害が自賠責保険では補償しきれない場合には、任意自動車保険からこれに上乗せして支払うという自動車保険システムが確立されました。

自賠責保険および任意自動車保険の補償内容は、次のとおりです。

[強制保険]

自賠責保険 … 自動車の運行によって、歩行者、同乗者、他の車の搭乗者などの他人を死傷（後遺障害を含みます。）させて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、法令に定められた限度額の範囲で保険金が支払われます。なお、他人の財物に損害を与えた場合は対象になりません。

[任意自動車保険]

対人賠償責任保険 … 自動車事故によって、歩行者、同乗者、他の車の搭乗者などの他人を死傷（後遺障害を含みます。）させて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険の補償額を超える部分に対して保険金が支払われます。

自損事故保険 … 自動車事故によって、契約した自動車の保有者、運転者または搭乗者が死傷（後遺障害を含みます。）し、この損害が自賠責保険の補償の対象とはならない場合（例えば、運転者が自らの責任で、電柱に衝突したり、崖から転落したり、センターラインを越えて対向車と衝突し、相手に過失がない場合など）に保険金が支払われます。

無保険車傷害保険 … 契約した自動車に搭乗中の者などが、他の自動車との事故で死亡または後遺障害を被り、相手に損害賠償を請求できる場合で、他の自動車が対人賠償責任保険を付けていない無保険車などのため十分な補償を受けられないときに保険金が支払われます。

対物賠償責任保険 … 自動車事故によって、他人の財物（自動車、建物、電柱など）に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金が支払われます。

搭乗者傷害保険 … 自動車事故によって、契約した自動車に搭乗中の運転者および同乗者が死傷（後遺障害を含みます。）した場合に、保険金が支払われます。

車 両 保 険 … 契約した自動車自体が、偶然な事故によって損害を被った場合に、保険金が支払われます。なお、支払の対象となる偶然な事故の範囲を限定して保険料負担を軽減するものもあります。

人身傷害補償保険 … 契約した自動車または他の自動車に搭乗中や歩行中に自動車事故で死傷（後遺障害を含みます。）した場合に、自己の過失による損害を含めて保険金が支払われます。

任意自動車保険では、上記の保険の組合せによって、補償内容の違いなどがある保険商品が構成されています。さらに、補償内容などを補充・変更・排除する特約を任意に付帯することができます（特約によっては自動的にセットされるものもあります）。例えば、車両保険の特約で、身の回り品損害、代車等費用、事故付随費用などを補償するものがあります。

（注）任意自動車保険については、損害保険会社によって補償内容が異なる場合があります。

●保険約款

保険契約の契約内容や条件を定めた条文のことで、保険契約者の保険料支払や通知義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて定めています。なお、保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容や条件を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約）があります。

●保険契約者

保険に加入するためには、保険会社と契約を結ぶことになります。この保険契約における一方の当事者として、保険会社と保険契約を締結する人を保険契約者といいます。すなわち、保険契約者とは、保険契約の申込みを行い保険料を支払う人のことをいいます。

●被保険者

被保険者とは、保険事故が発生した場合に保険の補償を受けられる人のことをいいます。自賠責保険では、車の「所有者」（自賠法第2条第3項の定義によるもの）および「運転者」（同法同条第4項の定義によるもの）が被保険者になります。任意自動車保険では、一般に保険約款によって担保種目ごとに被保険者の範囲が詳細に定められています。

●被保険自動車

保険証券に記載され、保険契約の対象となる自動車をいいます。なお、車両保険においては、自動車本体の他に、その自動車に装備されている付属品等も含まれます。

●担保種目

任意自動車保険においては、その補償内容によって、対人賠償責任保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険、対物賠償責任保険、車両保険、人身傷害補償保険などの種類があります。この保険の種類を、通称として担保種目といいます。

●保険料

保険契約について、被保険者の危険を保険会社が負担するための対価として保険契約者が支払う金銭をいいます。なお、一般的に保険料は、危険負担に充てられ保険金の原資となる部分（純保険料）と、保険会社の経費・代理店手数料・利潤等に充てられる部分（付加保険料）に分けられます。純保険料と付加保険料を合わせたものを営業保険料と呼びます。

●保険金

保険事故により被保険者に損害が発生したときに、保険会社が支払う金銭をいいます（なお、被害者からの請求を受けて、保険会社が被保険者を介さず直接被害者に支払う金銭は、保険金といわず損害賠償額といいます。）。

●保険金額

保険事故が発生した場合に保険会社が支払う最高限度として、あらかじめ保険会社と保険契約者間で定めた金額をいいます。

●保険価額

保険契約の対象となるものの評価額をいいます。車両保険では、被保険自動車と同一車種・年式で、同程度の損耗度の自動車の市場価格相当額が保険価額となります。保険事故により損害が生じた被保険自動車を事故発生の直前の状態に復旧するために必要な修理費が、保険価額以上となる場合を全損、保険価額未満となる場合を分損といいます。

●免責

特定の事由により保険事故が発生した場合、保険会社が保険金の支払義務を免れることをいいます。免責となる事由は保険約款に定められています。代表的な事由の例としては、戦争や故意による事故などがあります。

●免責金額

免責金額とは、保険事故により損害が生じた際の被保険者の自己負担額のことをいいます。保険会社が保険金を支払うときには、損害額から免責金額を差引きます。

●内払

内払とは、損害額が確定する前に保険金の一部を支払うことをいいます。

●仮渡金

仮渡金とは、自賠責保険において、損害賠償額が確定していない段階で、被害者が当座の費用にあてることを目的に支払われるものをいいます。損害賠償額の一部先渡しの性格を持っているため、後日損害賠償額が確定し、保険金が支払われる時には、仮渡金額が控除されます。

第 1 部 平成23年度の事業概況

I. 自賠責保険

II. 政府保障事業

III. 任意自動車保険

I. 自賠責保険

1. 収支関係

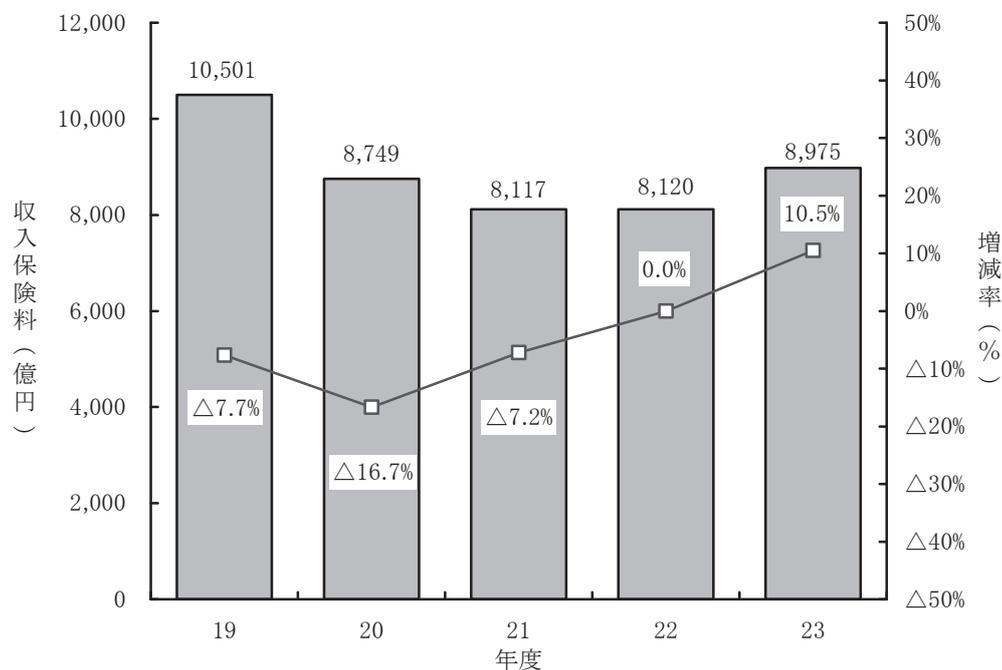
(1) 収入保険料

平成 23 年度の自賠責保険の収入保険料は、第 1 図のとおり 8,975 億円となっており、前年度に比べ 856 億円 (10.5%) の増加となりました。⇒第 1 表 (62 ページ) 参照

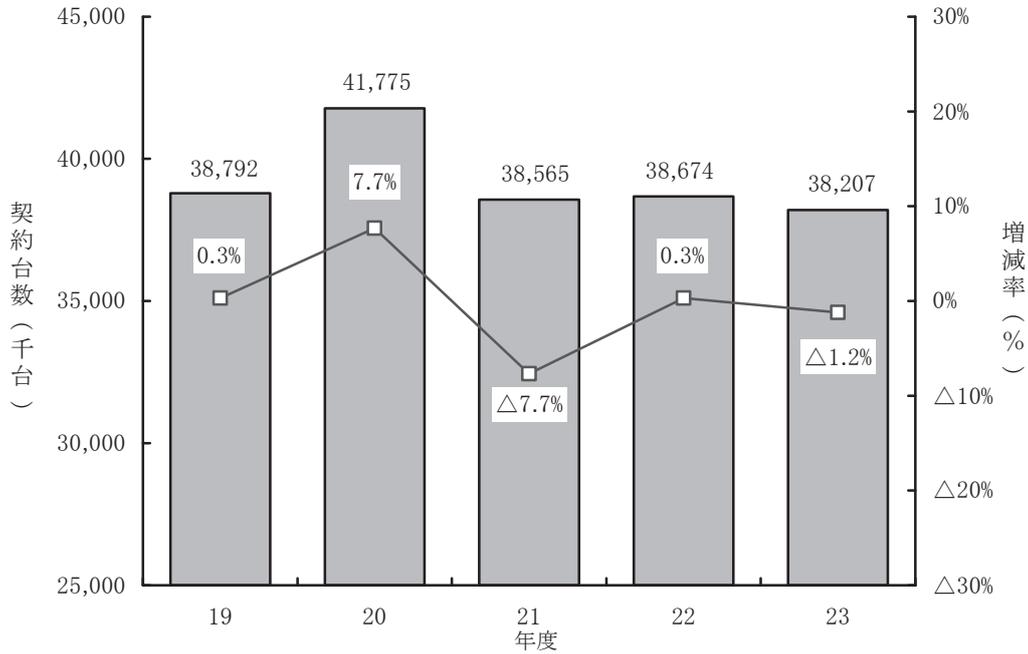
これは、平成 23 年度において基準料率の引上げがあったことによります。なお、平成 20 年度における収入保険料の大幅な減少は、基準料率の引下げがあったことによります。

また、自賠責保険は強制保険であり、自動車検査制度 (車検) にリンクさせて契約する保険であることから、収入保険料は自動車保有車両数、新車登録台数の動向およびその年度に車検を迎える自動車台数の動向により増減して推移する傾向があります。⇒第 43 表 (123 ページ) 参照

第 1 図 収入保険料と増減率の推移



第2図 契約台数と増減率の推移

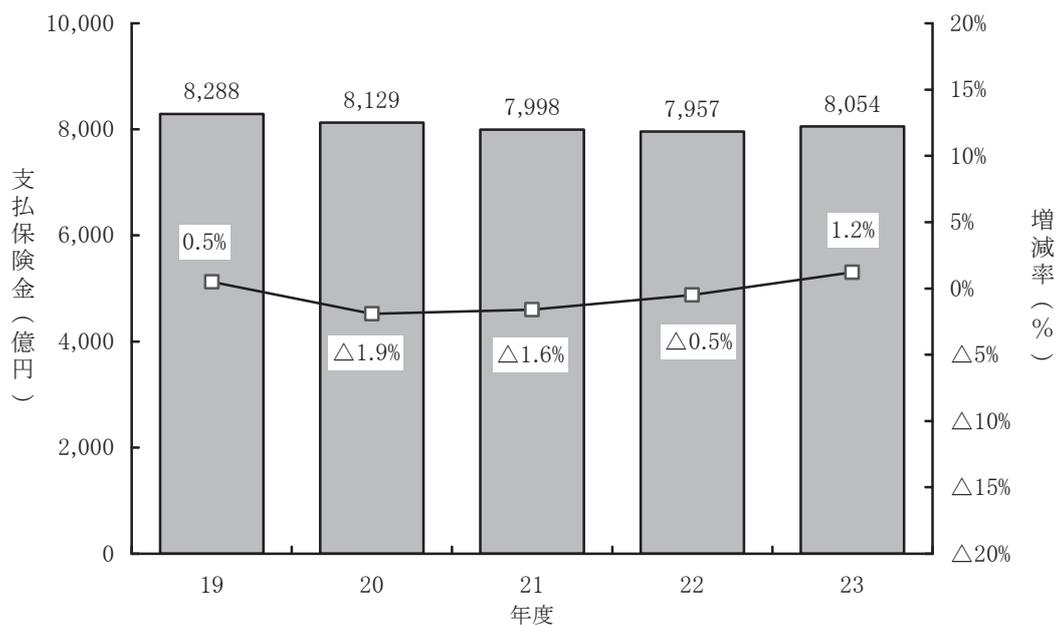


(2) 支払保険金

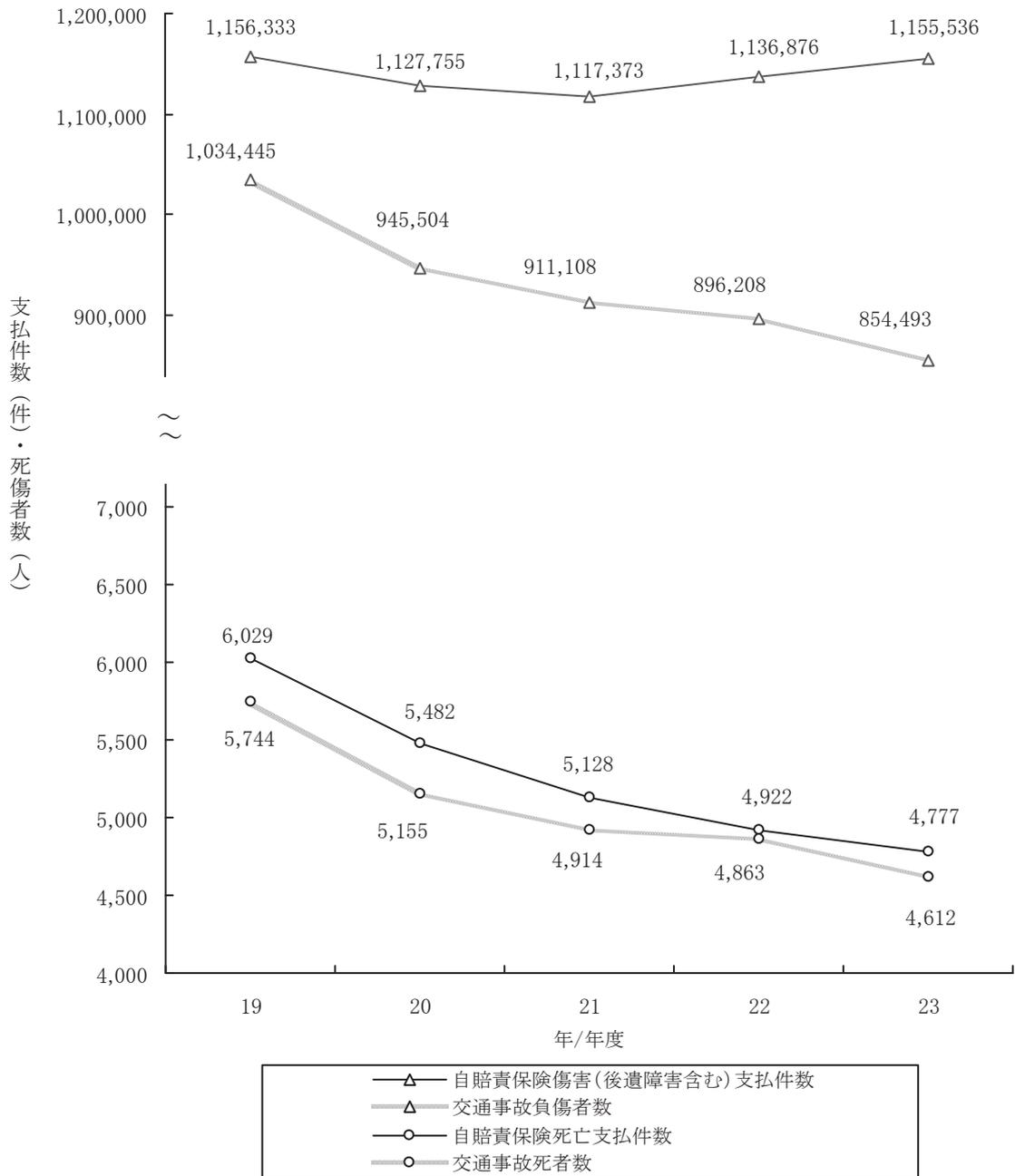
平成 23 年度の自賠責保険の支払保険金は、第 3 図のとおり 8,054 億円となっており、前年度に比べ 97 億円 (1.2%) の増加となりました。⇒第 1 表 (62 ページ) 参照

平成 23 年度の交通事故死傷者数は、第 4 図のとおり前年度に比べて減少しています。

第3図 支払保険金と増減率の推移



第4図 交通事故死傷者数と保険金支払件数の推移



(注) 交通事故死傷者数は暦年統計、「交通統計」(財)交通事故総合分析センター発行)によります。また、自賠責保険支払件数は年度統計、当機構資料によります。

(3) 収支状況

自賠責保険は、自動車事故被害者の救済を目的とした社会保障的色彩の極めて強い保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法で規定されており、これは一般に「ノーロス・ノープロフィットの原則」と呼ばれています。

したがって、自賠責保険における保険料率（基準料率）は、必要なコスト（保険金の支払に充当する部分および営業費・損害調査費など）に過不足が生じないように算出する必要があります。

当機構は、この保険料率（基準料率）を算出するとともに、自賠責保険の収支を毎年検証しています。

① 料率検証

自賠責保険における保険料率（基準料率）は、上記のとおりノーロス・ノープロフィットを原則としており、料率検証にあたっては、ポリシー・イヤー・ベースという方式を採用しています。

このポリシー・イヤー・ベースとは、ある年度に引受けられた契約による収入純保険料（保険金の支払に充当する保険料）と、これらの契約に基づき支払われる保険金とを対比させる方式です。この方式は契約引受年度ごとの収支の状況を最終的に正確に把握するうえで優れていますので、ノーロス・ノープロフィットを原則とする自賠責保険では、この方式により料率検証を行っています。

なお、自賠責保険の保険期間は、自動車検査証の有効期間をカバーするように定められているため、保険期間が1年間のみならず2年間または3年間（原動機付自転車等においては最長5年間）にわたることが多く、それらの保険期間に生じた事故について支払われるべき保険金の額が最終的に確定するまでには長期間を要します。そこで、料率検証等を行うにあたっては、実績が確定した期間の保険成績を把握したうえで、それを基礎として実績が確定していない期間の保険収支を推計するという方法を採用しています。

② 収支状況

平成23年度の料率検証結果では、第5図のとおり平成22年度契約の収支（損害率）は141.2%、平成22年度末における累計収支残高は2,187億円の赤字になると見込まれています。

第5図 自賠償保険・共済 収支状況（ポリシー・イヤー・ベース）

契約年度	収入純保険料 A	支払保険金 B	収支残		損害率 (B/A×100)
			当年度収支残 (A-B)	累計収支残	
	(億円)	(億円)	(億円)	(億円)	(%)
17	9,031	8,406	625	2,950	93.1
18	9,070	8,153	917	3,867	89.9
19	8,641	7,473	1,168	5,293	86.5
20	6,469	9,045	△2,576	2,717	139.8
21	6,023	8,449	△2,426	291	140.3
22	6,022	8,500	△2,478	△2,187	141.2

- (注) 1. 本図は、ポリシー・イヤー・ベースによる数値であり、他図表の収入保険料・支払保険金とは一致しません。
2. 本図は、自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。ただし、J A共済については、平成18年12月以降に締結される契約に係る収支に限ります。
3. 平成20年4月1日の基準料率改定では、J A共済分の累計収支の黒字を平成18年12月以降に限定することなく、J A共済以外の事業者の還元額と同水準で還元しているため、平成19契約年度以降の累計収支残には、平成18年11月以前のJ A共済分の還元額を含んでいます。

(4) 自賠償保険審議会

① 自賠償保険審議会の概要

自賠償保険審議会は、自賠償保険の健全な運営を図るため、自賠法に基づき金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて自賠償保険に関する事項を調査・審議します。

自賠償保険審議会の概要	
1.	自賠償保険は、被害者保護を目的とした公共性の強い保険であることから、適正な運営や合理的な行政の処分に資するため、金融庁に自賠償保険審議会が設置されています（自賠法第31条）。
2.	内閣総理大臣は、次のような処分をしようとするときは、自賠償保険審議会に諮問しなければなりません（自賠法第33条）。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自賠償保険事業免許の申請に対し免許をしようとするとき (2) 一部の基礎書類の変更認可または変更命令をしようとするとき (3) 保険料率または基準料率の変更命令をしようとするとき (4) 届出のあった基準料率の審査期間を短縮しようとするとき (5) 届出のあった基準料率の撤回・変更命令をしないこととするとき (6) 各自賠償共済組合の共済契約、共済掛金等の所管行政庁の処分に同意しようとするとき
3.	自賠償保険審議会の委員の構成は以下のとおりです（自動車損害賠償責任保険審議会令第2条）。委員は、内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て任命します（自賠法第35条）。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者 7名 (2) 自動車交通または自動車事故に関し深い知識および経験を有する者 3名 (3) 保険業に関し深い知識および経験を有する者 3名
4.	自賠償保険審議会には会長が置かれますが、会長は委員の互選によって選任されます（自動車損害賠償責任保険審議会令第4条）。特別の事項を調査審議する必要があるときは、特別委員を置くことができます（自動車損害賠償責任保険審議会令第1条第2項）。

② 自賠責保険審議会の動向

平成 23 年度は、平成 24 年 1 月 31 日に第 130 回自賠責保険審議会が開催され、以下の点について報告・審議がなされました。

《第 130 回自賠責保険審議会》

- 平成 23 年度料率検証結果
- 自賠責保険 付加率見直しに関する報告
- 平成 24 年度民間保険会社の運用益の使途
- 平成 24 年度 J A 共済の運用益の使途
- 平成 24 年度自動車安全特別会計の運用益の使途
- 自賠責診療報酬基準案
- 自動車損害賠償保障制度にかかる最近の取組

2. 保険金支払関係

(1) 自賠責保険の損害調査

当機構では、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく事業活動の一環として自賠責保険（共済）に関する損害調査を行っています。被害者救済を目的とする自賠責保険（共済）では、年間 100 万件以上の大量の請求事案を公平、均質かつ客観的に処理し、支払を行う必要があることから、「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（金融庁・国土交通省告示）」（以下、「自賠責保険支払基準」といいます。）に基づいて損害調査が行われています。

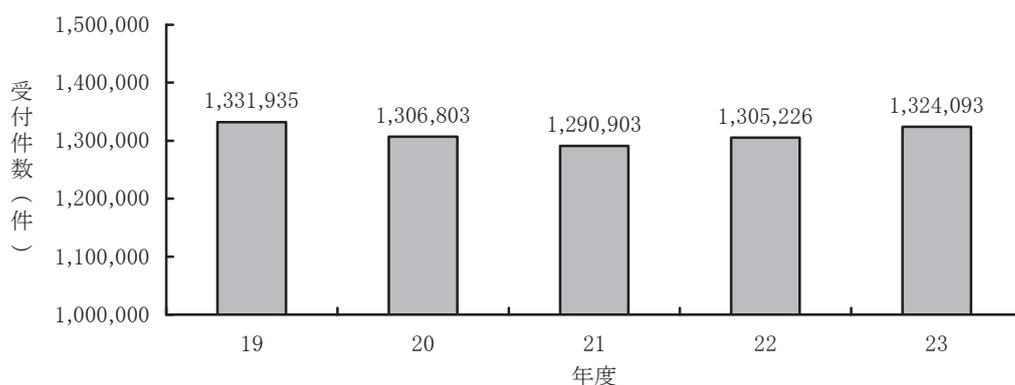
平成 25 年 1 月 1 日現在、当機構では全国に 7 か所の地区本部と 54 か所の自賠責損害調査事務所を設置し、損害保険会社 28 社、全労済の協同組合、全自共とその会員組合、交協連とその会員組合の引受けた自賠責保険（共済）に対する請求事案を対象として、損害調査を行っています。⇒巻末「Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要」（137 ページ）参照

(2) 請求事案の処理状況

① 自賠責損害調査事務所における受付件数

平成 23 年度に全自賠責損害調査事務所で受付けた自賠責保険（共済）の請求事案の件数は第 6 図のとおり約 132 万件となっており、前年度に比べ 1.4%の増加となっています。⇒第 6 表（70 ページ）参照

第 6 図 損害調査受付件数の推移



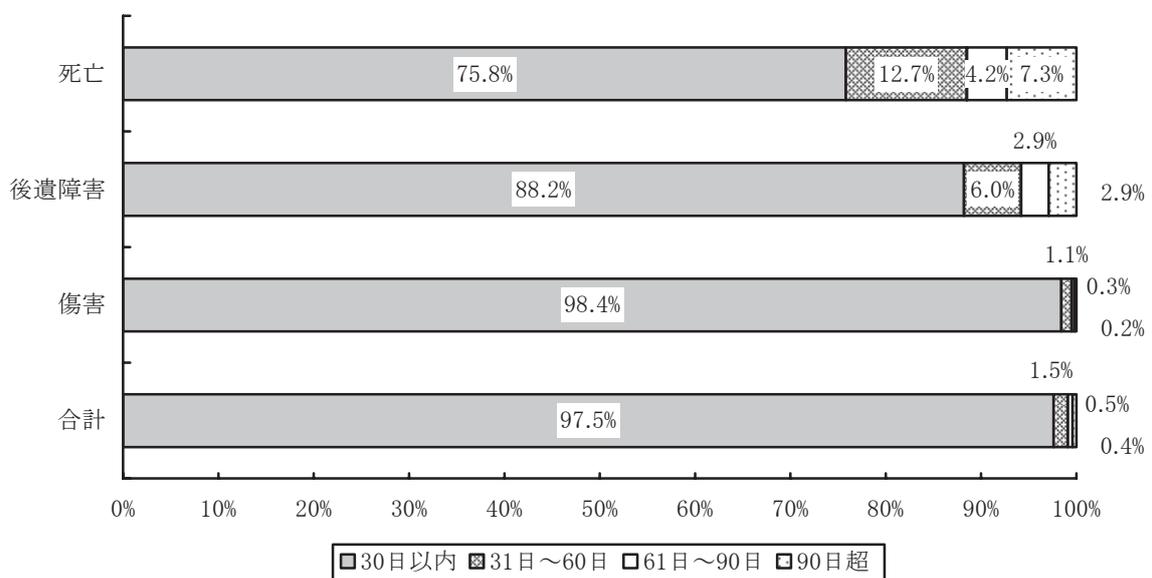
(注) 「受付件数」は、被害者などが自賠責保険（共済）に対して行った 1 回の請求を 1 件として集計しています。したがって、例えば 1 人の被害者が自賠責保険（共済）に対して複数回の請求を行った場合には、複数件として集計することになります（治療費や休業損害の請求を行った後、後遺障害の請求を行った場合はそれぞれを 1 件として集計しています。）。このため、自賠責保険の支払統計などの件数とは異なっています。

② 損害調査の所要日数

平成 23 年度の自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数（請求事案の受付から調査完了までの日数）は、第 7 図のとおりとなっています。

自賠責損害調査事務所の受付から 30 日以内に調査完了となった事案は、傷害事故では全体の 98.4%（1,199,891 件）、後遺障害事故では同 88.2%（85,668 件）、死亡事故では同 75.8%（5,169 件）となっています。

第 7 図 自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数（平成 23 年度）



(3) 保険金の支払状況

① 平均支払保険金（合計）の推移

自賠責保険から被害者 1 名に対して支払われた平均支払保険金は、第 8 図のとおり平成 23 年度は 69.4 万円であり、前年度と比較して若干の減少となっています。

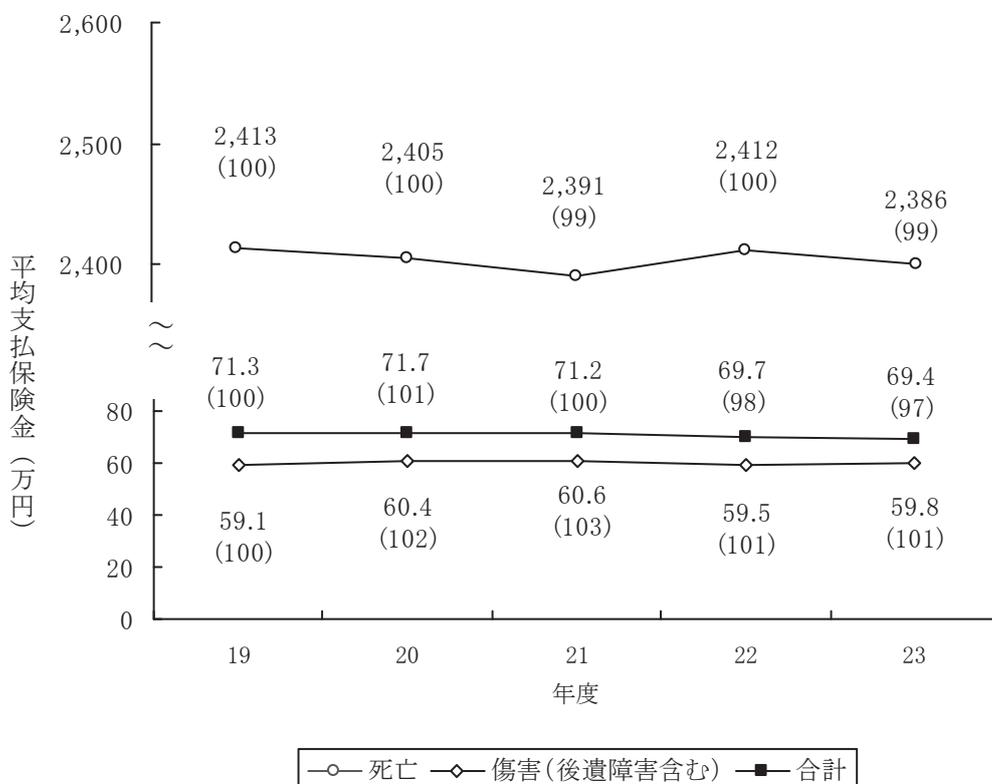
② 死亡平均支払保険金の推移

死亡者 1 名に対して支払われた平均支払保険金は 2,386 万円であり、前年度と比較して若干の減少となっています。

③ 傷害平均支払保険金の推移

負傷者 1 名に対して支払われた平均支払保険金（後遺障害を含む。）は 59.8 万円であり、前年度と比較して若干の増加となっています。

第 8 図 死亡・傷害事故別平均支払保険金の推移



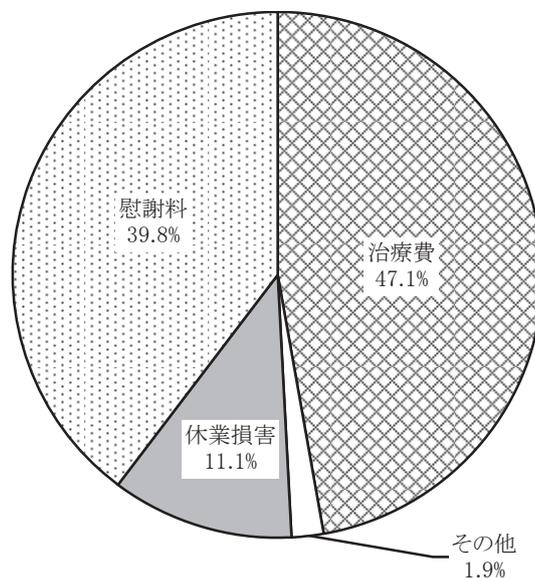
(注) () 内の数値は、平成 19 年度を 100 とした指数です。

④ 損害（支払保険金）の内訳

平成 23 年度において自賠責保険から支払われた保険金 8,054 億円のうち、約 14%の 1,140 億円が死亡者に対して支払われ、残りの約 86%の 6,915 億円が負傷者に対して支払われています。⇒第 1 表（62 ページ）参照

また、被害者の傷害による損害額の費目別構成比は第 9 図のとおりであり、平成 23 年度は治療関係費（治療費＋その他）が 49.0%、休業損害が 11.1%、慰謝料が 39.8%となっています。

第 9 図 傷害による損害額の費目別構成比（平成 23 年度）



(注) 後遺障害の損害費目（逸失利益（事故にあわなければ将来得たであろう収入を失ったことによる損害）、慰謝料等）を除いています。

(4) 医療費の現況

自賠責保険の医療費の適正化については、従来より自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診療報酬明細書、診断書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。なお、掲載の統計（第10図～第19図）は、自賠責保険金の請求ベースのデータを使用しています。

① 医療機関の現況

平成23年度の病院、診療所別の医療機関数の割合は第10図のとおり病院が22.9%、診療所が76.5%ですが、取扱件数の割合は病院が52.1%、診療所が46.7%となっています。

また、取扱件数の割合について経営主体別にみると、私的医療機関が全体の81.9%（法人48.1%、個人33.8%）と大きなウェイトを占めています。

第10図 医療機関の経営主体別診療状況〈平成23年度〉

(単位：%)

経営主体		国	公 的	社会保険 団 体	法 人	個 人	合 計
医療 機 関 数 割 合	病 院	0.9	4.0	0.4	14.7	2.9	22.9
	診 療 所	0.0	1.0	0.1	23.0	52.4	76.5
	不 明	0.6					0.6
	合 計	0.9	5.0	0.5	37.7	55.3	100.0
取 扱 件 数 割 合	病 院	2.2	13.2	1.3	31.4	4.1	52.1
	診 療 所	0.0	0.2	0.0	16.7	29.7	46.7
	不 明	1.2					1.2
	合 計	2.2	13.5	1.4	48.1	33.8	100.0

(注) 1. 「病院」とはベッド数が20以上の医療機関をいい、「診療所」とはベッド数が19以下の医療機関をいいます。

2. 同一被害者が複数の医療機関で受診した場合は、それぞれ1件として集計しています。

3. 経営主体の区分はおおむね次のとおりです。

国 ……国立、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院、独立行政法人労働者健康福祉機構など

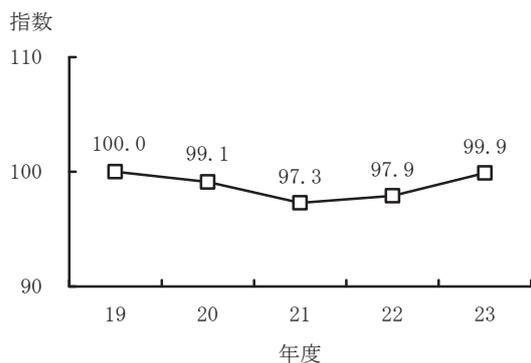
公 的 ……地方自治体、地方独立行政法人、日赤、済生会、国民健康保険団体連合会など
社会保険団体 ……健康保険組合、同連合会、共済組合、同連合会、国民健康保険組合、船員保険会など

法 人 ……上記以外の公益法人、医療法人、学校法人、会社など

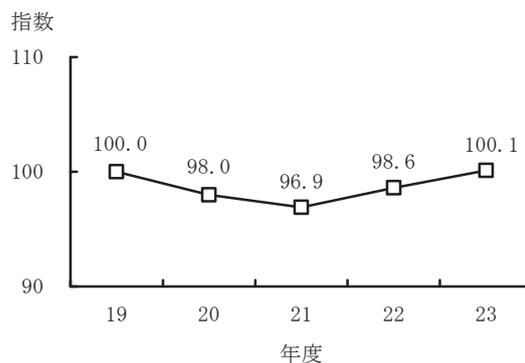
② 総診療費、総請求件数および1件平均診療費の推移

自賠責保険に対して請求された総診療費、総請求件数の推移ならびに請求1件当たりの平均診療費の推移は、それぞれ第11図、第12図、第13図のとおりとなっています。⇒第7表(71ページ)参照

第11図 総診療費の推移



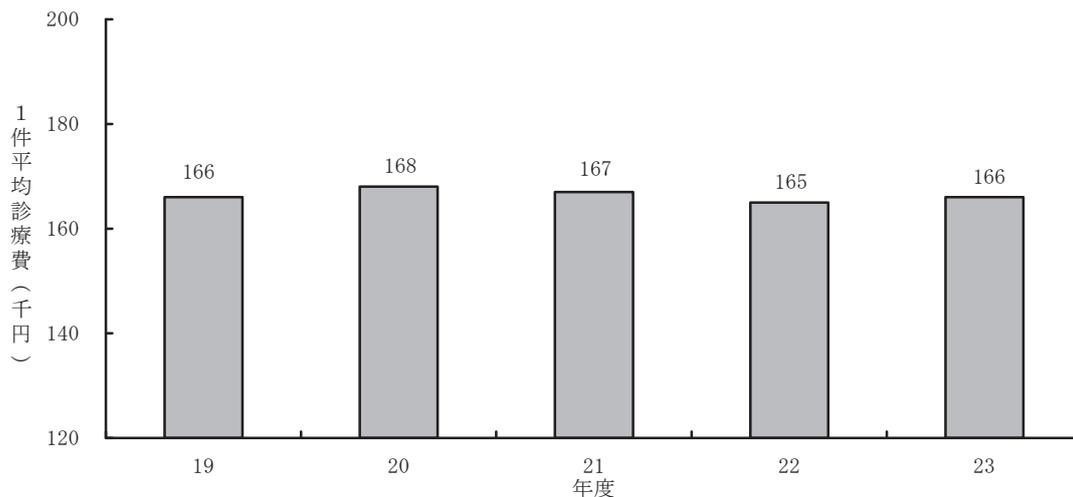
第12図 総請求件数の推移



(注) 数値は平成19年度を100とした場合の指数です。

(注) 1. 数値は平成19年度を100とした場合の指数です。
2. 同一被害者が複数の医療機関で受診した場合は、それぞれ1件として集計しています。

第13図 1件平均診療費の推移



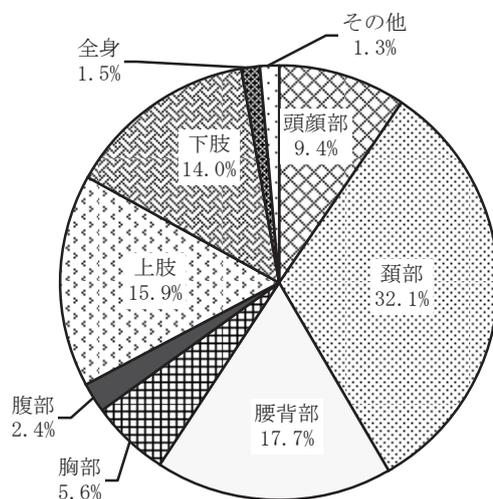
(注) 同一被害者が複数の医療機関で受診した場合は、それぞれ1件として集計しています。

③ 自動車事故による受傷の状況

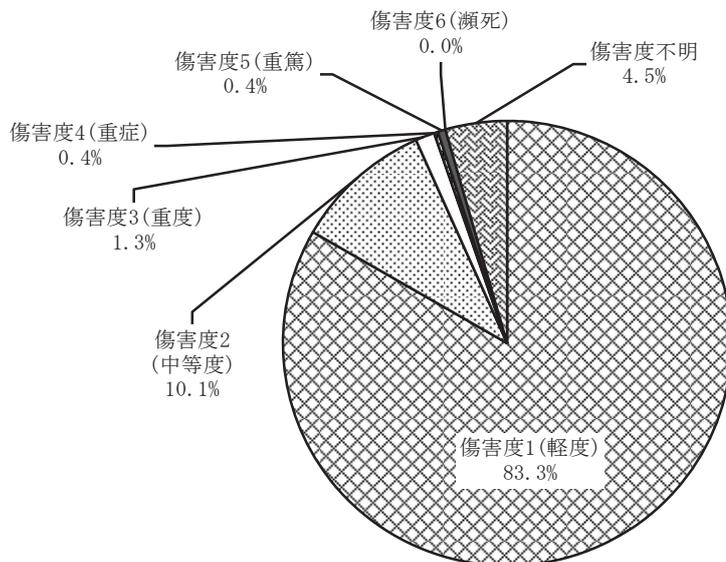
自動車事故により受傷した被害者について、受傷した身体を部位別の傷病数で見ると、第14図のとおり、平成23年度においては頸部が32.1%と最も高い割合になっており、以下、腰背部が17.7%、上肢が15.9%、下肢が14.0%となっています（身体の2か所以上の部位に受傷した場合は、それぞれの部位を1件として集計しています。）。

また、受傷の程度別にみると、第15図のとおり軽度の傷害（傷害度1）が83.3%を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます（同一被害者で複数の傷害度がある場合は、それぞれの傷害度を1件として集計しています。）⇒第8表（72ページ）参照

第14図 受傷部位別傷病数構成比（傷害）〈平成23年度〉



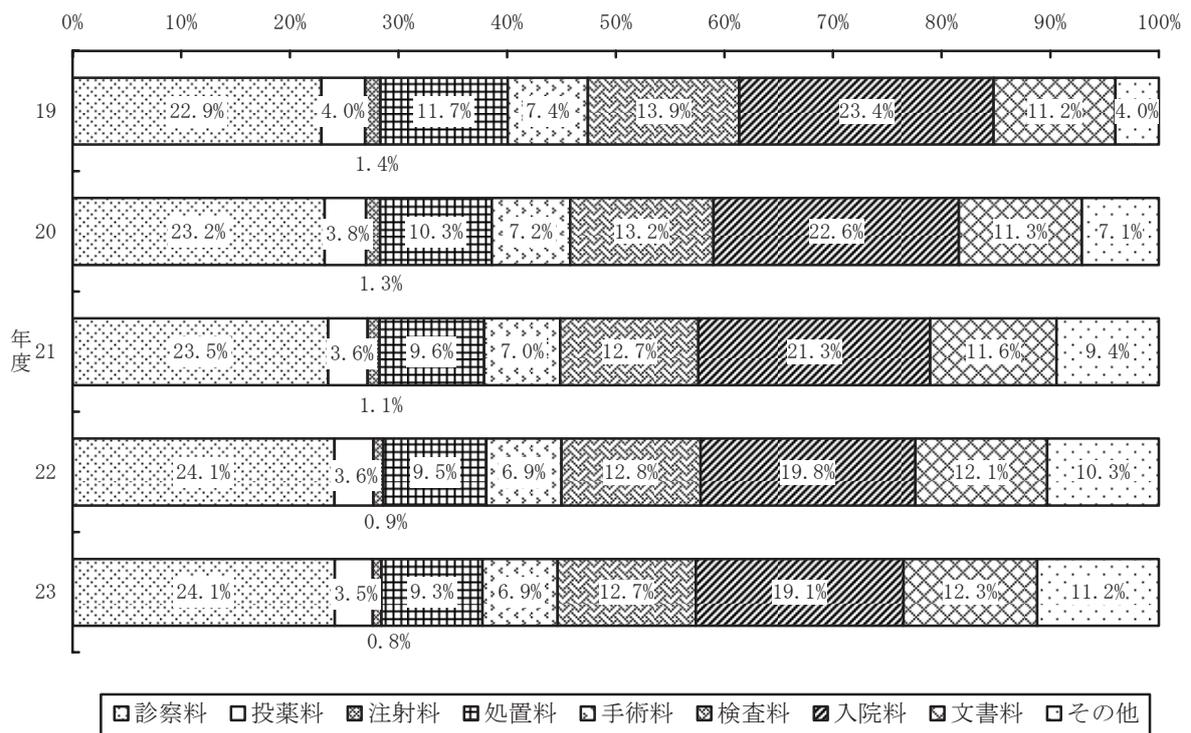
第15図 傷害度別傷病数構成比（傷害）〈平成23年度〉



④ 診療費の項目別構成比

請求のあった診療費について、項目別に構成比をみると、第16図のとおり平成23年度は診察料が24.1%と最も高く、次いで入院料が19.1%となっています。

第16図 平均診療費の項目別構成比の推移（傷害）



⑤ 診療期間、診療実日数および入院率の推移

第17図のとおり請求1件当たりの診療実日数（診療期間中に実際に診療を受けた日数）および入院率（総請求件数に対する入院件数の割合）は、ここ数年ゆるやかな減少傾向が続いています。

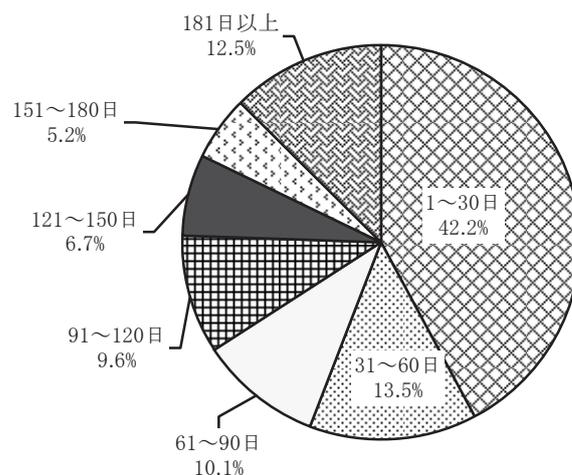
また、平成23年度における診療期間別の構成比をみると、第18図のとおり30日以内が42.2%と最も多くなっています。⇒第10表（74ページ）参照

第17図 診療期間、診療実日数および入院率の推移（傷害）

年度	診療期間 (日)	診療実日数 (日)	入院率 (%)
19	51.2	15.3	6.9
20	51.9	15.6	6.4
21	51.4	15.4	6.0
22	50.9	15.1	5.5
23	51.3	14.9	5.2

(注) 同一被害者が複数の医療機関で受診した場合は、それぞれ診療期間、診療実日数、入院率を計算しています。

第18図 診療期間別件数構成比（傷害）〈平成23年度〉

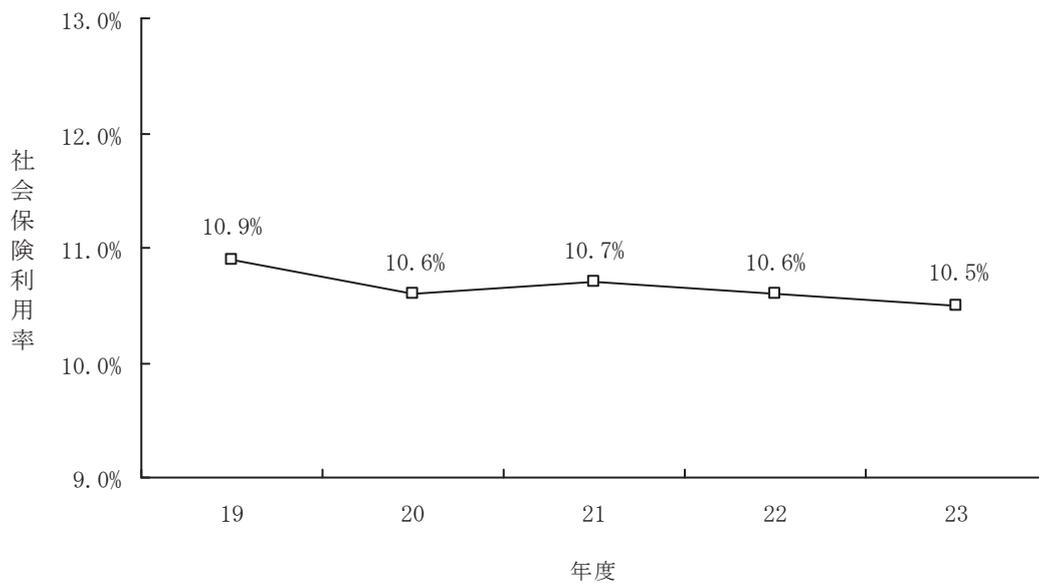


(注) 同一被害者が複数の医療機関で受診した場合は、合わせて1件として集計しています。

⑥ 社会保険の利用状況

第 19 図は、自動車事故における社会保険利用率の推移を示したものです。平成 23 年度は 10.5%となっており、前年度に比べ 0.1 ポイントの減少となっています。

第 19 図 社会保険利用率の推移



⑦ 自賠責保険診療報酬基準案の策定および実施状況

自賠責保険診療報酬基準案は、昭和 59 年 12 月の自賠責保険審議会答申に基づき、平成元年 6 月、自算会（当時）および(社)日本損害保険協会が、(社)日本医師会の協力を得て、交通事故医療がいわゆる自由診療で行われた場合の診療費請求の目安（ガイドライン）として作成されました。

現在 46 都道府県においてこの基準案が実施されており、未実施地区においても、実施に向けた取り組みが行われています。

(5) 後遺障害認定の現況

① 後遺障害支払件数の推移

第 20 図は後遺障害支払件数の推移を示したものです。平成 23 年度の後遺障害支払件数は 61,824 件となっており、ここ数年横ばいで推移しています。

第 20 図 後遺障害支払件数の推移

年 度	傷 害		割 合 (B/A) (%)
	A (件)	後遺障害 B (件)	
19	1,156,333	56,463	4.9
20	1,127,755	61,016	5.4
21	1,117,373	62,452	5.6
22	1,136,876	61,037	5.4
23	1,155,536	61,824	5.4

② 後遺障害の等級別・系列別構成比

自賠責保険の後遺障害は、介護を要する後遺障害（第1級・第2級）および後遺障害（第1級～第14級）に区分され、後遺障害が残存する身体の部位・機能などに応じて35の系列に区分されています。なお、自動車損害賠償保障法施行令により、介護を要する後遺障害は「別表第一」、後遺障害は「別表第二」に定められています。⇒第2部6.「後遺障害等級表」（54ページ）参照

後遺障害等級別の件数の構成比は第21図、主たる系列別の件数の構成比は第22図のとおりとなっています。

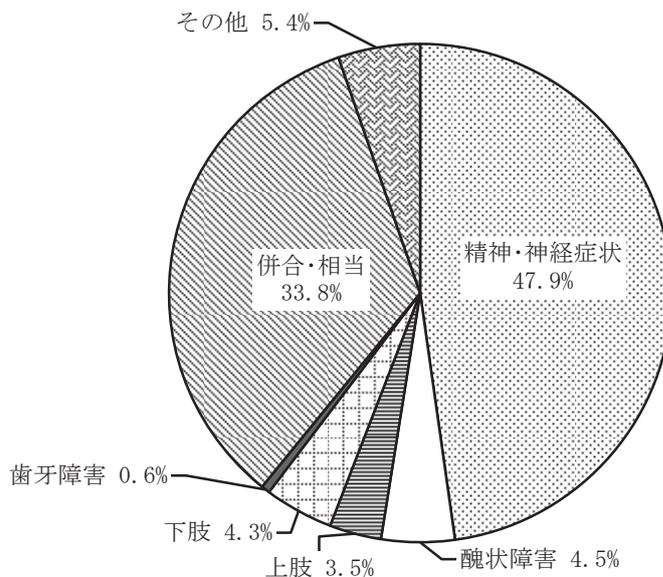
第21図 後遺障害等級別件数構成比〈平成23年度〉

(単位：%)

等級	別表第一 (介護を要する) 後遺障害		別表第二 (後遺障害)														合計
	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
構成比	1.29 (1.31)	0.75 (0.83)	0.07 (0.10)	0.19 (0.21)	0.54 (0.55)	0.32 (0.37)	0.75 (0.73)	0.97 (0.89)	2.18 (2.30)	2.86 (2.68)	2.65 (2.27)	3.33 (3.51)	6.69 (6.88)	17.68 (18.23)	1.02 (1.15)	58.71 (57.97)	100.00 (100.00)

- (注) 1. 平成14年3月31日以前に発生した事故で現行の別表第一に相当するものは、別表第二の第1級・第2級として集計しています。
2. ()内は平成22年度の構成比です。

第22図 後遺障害系列別件数構成比〈平成23年度〉



- (注) 「併合・相当」とは、後遺障害等級を2つ以上有する場合、1つの等級に格付けしたものです。そのため、個々の系列には区分できません。

(6) 自賠責保険（共済）から支払が行われない場合・減額される場合の取扱い

① 支払が行われない場合

自賠責保険（共済）は、自動車の運行によって他人を死傷させ、加害者が法律上の損害賠償責任を負った場合の損害について支払が行われるものです。したがって、加害者に法律上の損害賠償責任が発生しない事故（いわゆる「無責」事故）^{(注)1} や自賠責保険（共済）の対象とならない事故（いわゆる「対象外」事故）^{(注)2} については、自賠責保険（共済）は支払われません。

「無責」および「対象外」事故の件数の推移は、第23図のとおりとなっています。

(注) 1. 「無責」事故：加害者が次の3条件をすべて立証できる場合、法律上の損害賠償責任を負いません。

- (1) 自己および運転者が自動車の運行に関して注意を怠らなかったこと
- (2) 被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと
- (3) 自動車に構造上の欠陥または機能上の障害がなかったこと

2. 「対象外」事故：次のようなケースが考えられます。

- (1) 自動車の運行によって死傷したものでない場合（例えば、駐車場に駐車している自動車に、遊んでいる子どもがぶつかって死傷した場合）
- (2) 被害者が「他人」でない場合（例えば、被害者所有の自動車を友人が運転中に自損事故を起こし、その自動車に同乗していた自動車の所有者が死傷した場合）

第23図 無責・対象外事故件数の推移

(単位：件)

年 度	死 亡		傷 害	
	無 責	対象外	無 責	対象外
19	292	37	3,677	381
20	240	28	3,052	375
21	211	28	2,930	326
22	190	22	2,709	348
23	199	20	2,627	379

② 支払が減額される場合

ア. 重大な過失による減額

被害者保護を目的とする自賠責保険（共済）においては、被害者に重大な過失があった場合にのみ、その過失割合に応じて、次のとおり損害額から20%、30%、50%の減額を行うことになっています。損害額が保険金額を超える場合には、保険金額から減額されます。

被害者の過失割合	死亡による損害 後遺障害による損害	傷害による損害
7割未満の場合	減額なし	
7割以上8割未満の場合	20%減額	20%減額
8割以上9割未満の場合	30%減額	
9割以上10割未満の場合	50%減額	

イ. 因果関係判断困難による減額

死因または後遺障害発生原因が事故による外傷であることの判断が困難な場合、自賠責保険（共済）では、「因果関係判断困難」として、死亡・後遺障害による損害額の50%を認定する方法が採られています。

「重大な過失による減額」および「因果関係判断困難による50%減額（死亡事案）」の件数の推移は、第24図のとおりとなっています。

第24図 支払が減額された件数の推移

(単位：件)

年 度	重大な過失による減額				因果関係判断困難 による50%減額 (死亡事案)
	20%	30%	50%	計	
19	2,487	3,782	961	7,230	15
20	2,212	3,386	818	6,416	9
21	2,129	3,193	655	5,977	7
22	1,920	2,834	653	5,407	10
23	1,773	2,492	530	4,795	9

(7) 審査会における審査件数

前記(6)のように、自賠責保険(共済)からの支払が行われない無責事案や重大な過失による減額の適用事案となる可能性があるケース、後遺障害の等級認定が困難なケース、および異議申立てがあったケースなどにおいては、その審査にあたって特に慎重かつ客観的な判断が必要とされます。

そこで、当機構では、平成10年4月以降、死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の等級認定に関し、特に慎重かつ客観的な判断が必要とされる事案を「特定事案」として、「自賠責保険有無責等審査会」および「自賠責保険後遺障害審査会」を設置し審査を行ってきました。さらに、それぞれの審査会の結論に対して異議が申立てられた場合には、当機構以外の第三者のみで構成される「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」でその審査を行ってきました。

また、平成12年6月の自賠責保険審議会答申に沿って被害者救済を一層充実させる観点から、平成13年1月より、本部および全国9か所(当時)の地区本部に順次「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置しました。^(注)

なお、平成14年4月1日の自賠法改正に伴い、従来の「自賠責保険有無責等再審査会/自賠責保険後遺障害再審査会」を廃止し、「自賠責保険有無責等審査会/自賠責保険後遺障害審査会」については、専門部会を設置して審査体制をより一層充実させた「自賠責保険(共済)審査会」による新たな審査体制となっています。上記の「自賠責保険高次脳機能障害審査会」もこれに伴い後遺障害の専門部会の一つとして位置付け、名称も「高次脳機能障害専門部会」と改めました。また、脳の損傷を伴わない精神障害(非器質性精神障害)については、「非器質性精神障害専門部会」を設け、審査を行う体制となっています。

⇒巻末「Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要」(137ページ)参照

平成23年度に「自賠責保険(共済)審査会」で審査を行った件数は、第25図、第26図、第27図のとおりとなっています。

(注) 高次脳機能障害とは、事故などで脳が損傷されたために認知障害、人格変化等の症状が発現する障害です。仕事や日常生活に支障を来し、また、半身の運動麻痺や起立・歩行の不安定などの神経症状を伴うことがあるとされています。

第 25 図 有無責等の専門部会〈平成 23 年度〉

(単位：件)

死傷別	審査結果					審査件数
	減額なし	重大な過失による減額	無責	再調査	その他	
死亡	86 (112)	379 (394)	473 (408)			2,912 (2,864)
傷害	164 (180)	578 (589)	643 (585)	66 (105)	523 (491)	
合計	250 (292)	957 (983)	1,116 (993)			

(注) 1. () 内は平成 22 年度の件数です。

2. 「その他」は、対象可否・因果関係・時効等が問題となった件数です。

第 26 図 後遺障害（高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く）の専門部会〈平成 23 年度〉

(単位：件)

審査結果				審査件数
等級変更あり	等級変更なし	再調査	その他	
741 (685)	9,739 (8,528)	198 (259)	71 (81)	10,749 (9,553)

(注) 1. () 内は平成 22 年度の件数です。

2. 「その他」は、時効等が問題となった件数です。

第 27 図 高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会〈平成 23 年度〉

高次脳機能障害

(単位：件)

地区本部審査件数	本部審査件数
3,860 (3,215)	644 (647)

(注) () 内は平成 22 年度の件数です。

非器質性精神障害

(単位：件)

審査件数
1,210 (1,125)

(注) () 内は平成 22 年度の件数です。

Ⅱ．政府保障事業

(1) 保障事業の概要

① 目的

保障事業は、「ひき逃げ事故」や「無保険事故（無共済事故を含む。以下同じ）」^(注)にあったために、自賠責保険（共済）による救済の対象にならない被害者について、政府（国土交通省）がその損害のてん補を行う制度です。

なお、政府（国土交通省）は、損害のてん補をしたときは、その支払った金額を限度として、被害者が賠償責任のある者（加害運転者等）に対して持っている請求権を取得します。そして、賠償責任のある者が判明した場合には、政府はその者に求償を行います。

(注) 「ひき逃げ事故」とは、自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合において、加害運転者が逃亡などにより判明しない事故のことで、歩行者がひかれた場合のみならず、自動車同士の接触・衝突により負傷した場合も含みます。

「無保険事故」とは、有効な自賠責保険（共済）が契約されていない車両が起こした事故を指します。

② 支払限度額

保障事業から支払われるてん補金の限度額は自賠責保険（共済）と同じです。ただし、保障事業は、加害者側の支払や社会保険等（健康保険、労働者災害補償保険他 21 法令による制度）からの給付によっても十分に救済されない被害者に対する最小限度の救済措置とされていますので、これらの金額に相当する額をてん補金の限度額から控除します。

③ 保障事業の業務運営

政府（国土交通省）は、保障事業の業務のうち、てん補額の決定以外の支払請求の受理・損害額に関する調査・損害てん補額の支払等の業務を、損害保険会社などに委託しています。そのうち損害額に関する調査に係る業務は当機構に再委託されています。

④ 財源

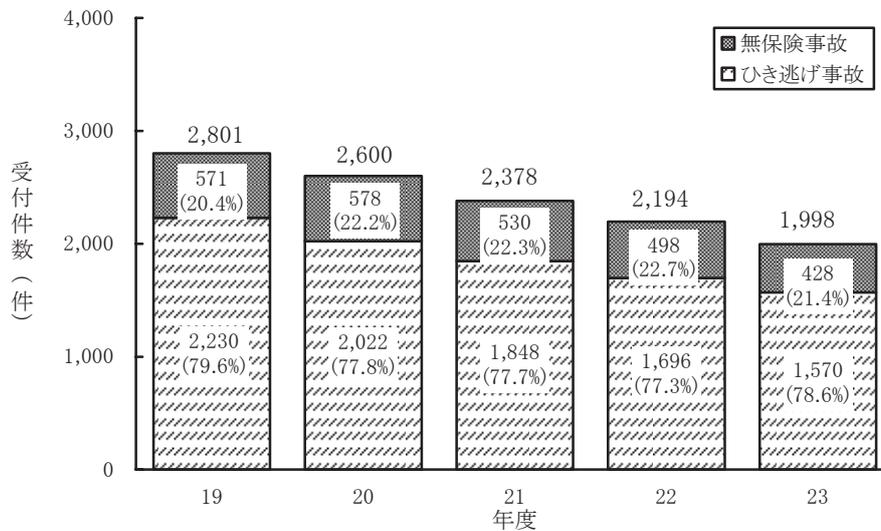
保障事業運営の財源は、自賠責保険料（共済掛金）の一部から賄われています。これは「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者の救済については、自動車運行の利益を享受する者の共同の責任で行うことが、自賠法の精神に照らしても妥当であるとの考えに基づくものです。

(2) 保障事業の受付状況

平成23年度における当機構の保障事業受付件数は、第28図のとおり1,998件となっており、前年度に比べ8.9%の減少となっています。⇒第11表(75ページ)参照

また、平成22年度に支払われた保障金は、第29図のとおり約28億円であり、前年度に対し15.7%減少しています。

第28図 受付件数の推移



(注) 本図の数値は、JA共済における取扱いは含みません。

第29図 支払保障金の推移

年度	死 亡		傷 害		合 計	
	人数	平均支払額	人数	平均支払額	人数	総支払額
	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(人)	(百万円)
18	118	21,480	3,591	741	3,709	5,196
19	84	20,952	2,733	688	2,817	3,640
20	64	19,280	2,414	709	2,478	2,946
21	67	22,090	2,163	853	2,230	3,325
22	52	22,769	1,954	829	2,006	2,802

(注) 1. 本図の数値は、国土交通省統計資料「政府保障事業の保障金支払状況の推移」によります。

2. 本図の数値は、JA共済を含め全ての共済における取扱いを含みます。

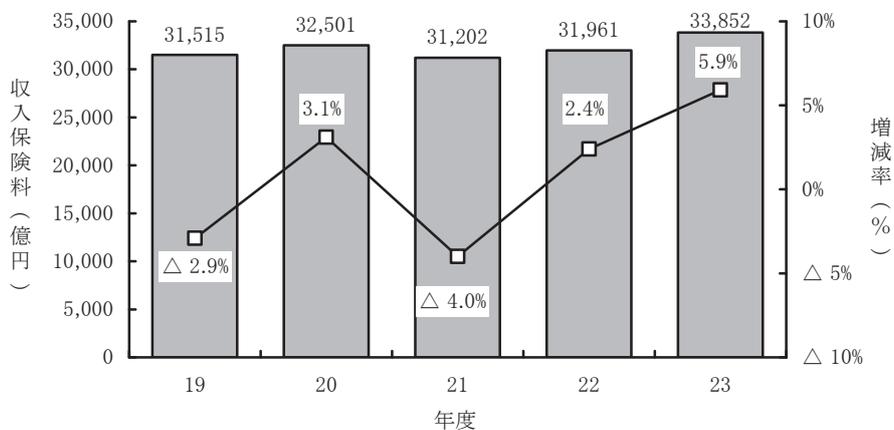
Ⅲ. 任意自動車保険

1. 収支関係

(1) 収入保険料

平成 23 年度の任意自動車保険の収入保険料は、第 30 図のとおり 3 兆 3,852 億円となっており、前年度に比べ 1,891 億円 (5.9%) の増加となりました。⇒第 12 表 (77 ページ) 参照

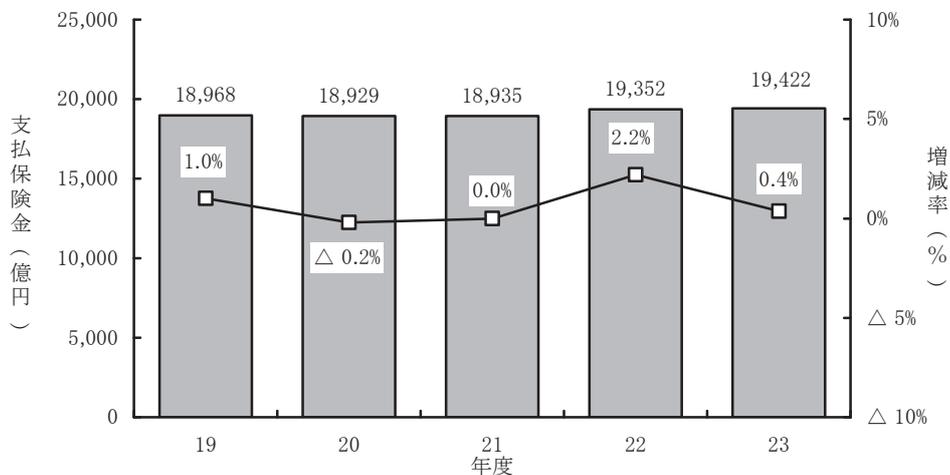
第 30 図 収入保険料と増減率の推移



(2) 支払保険金

平成 23 年度の任意自動車保険の支払保険金は、第 31 図のとおり 1 兆 9,422 億円となっており、前年度に比べ 70 億円 (0.4%) の増加となりました。⇒第 12 表 (77 ページ) 参照

第 31 図 支払保険金と増減率の推移



(3) 契約状況

任意自動車保険における主な契約引受状況は、次のとおりです。

① 年齢条件別の契約状況

年齢条件とは、保険金支払の条件として被保険自動車の運転者の年齢を設定したものをいい、例えば「21歳以上補償」とした場合は、原則として運転者が21歳以上の場合にのみ保険金が支払われます。従来、年齢条件は「年齢を問わず補償」、「21歳以上補償」、「26歳以上補償」の他、「30歳以上補償」や「35歳以上補償（第32図では「その他」として集計しています。）」等がありましたが、近年、補償条件の分かりやすさの観点から、これらが簡素化される傾向にあり、第32図のとおり「30歳以上補償」が減少しています。⇒第22表（98ページ）参照

第32図 年齢条件別契約台数構成比〈平成23年度〉

(単位：%)

年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	30歳以上補償	その他	合計
2.8 (2.9)	9.7 (9.5)	19.4 (8.8)	20.3 (30.1)	47.8 (48.7)	100.0 (100.0)

(注) () 内は平成22年度の構成比です。

② 対人賠償責任保険の保険金額別契約状況

平成23年度の対人賠償責任保険の保険金額別契約台数構成比は、第33図のとおり「無制限」の構成比が全体の99.3%を占めています。⇒第20表（94ページ）参照

第33図 対人賠償責任保険 保険金額別契約台数構成比〈平成23年度〉

(単位：%)

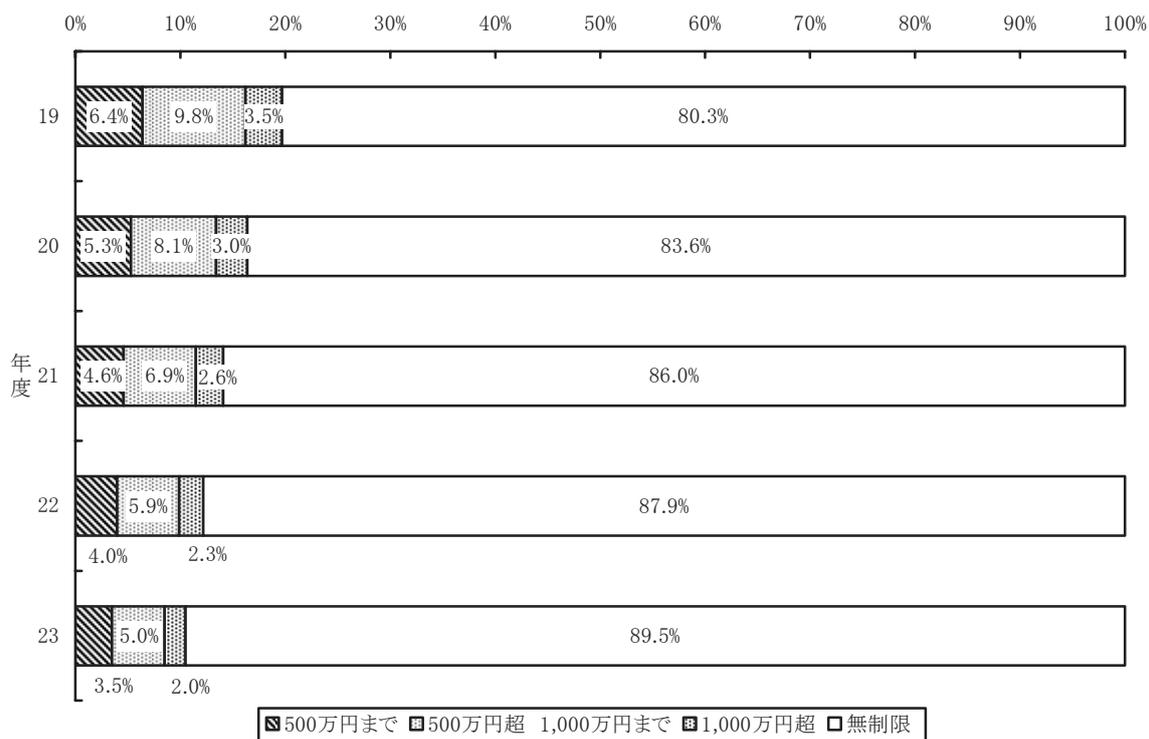
2,000万円まで	2,000万円超 5,000万円まで	5,000万円超 1億円まで	1億円超 2億円まで	無制限	合計
0.2 (0.2)	0.2 (0.2)	0.4 (0.4)	0.0 (0.0)	99.3 (99.2)	100.0 (100.0)

(注) () 内は平成22年度の構成比です。

③ 対物賠償責任保険の保険金額別契約状況

平成 23 年度の対物賠償責任保険の保険金額別契約台数構成比は、第 34 図のとおり「無制限」の構成比が全体の 89.5%を占めており、年々増加しています。⇒第 21 表 (96 ページ) 参照

第 34 図 対物賠償責任保険 保険金額別契約台数構成比の推移

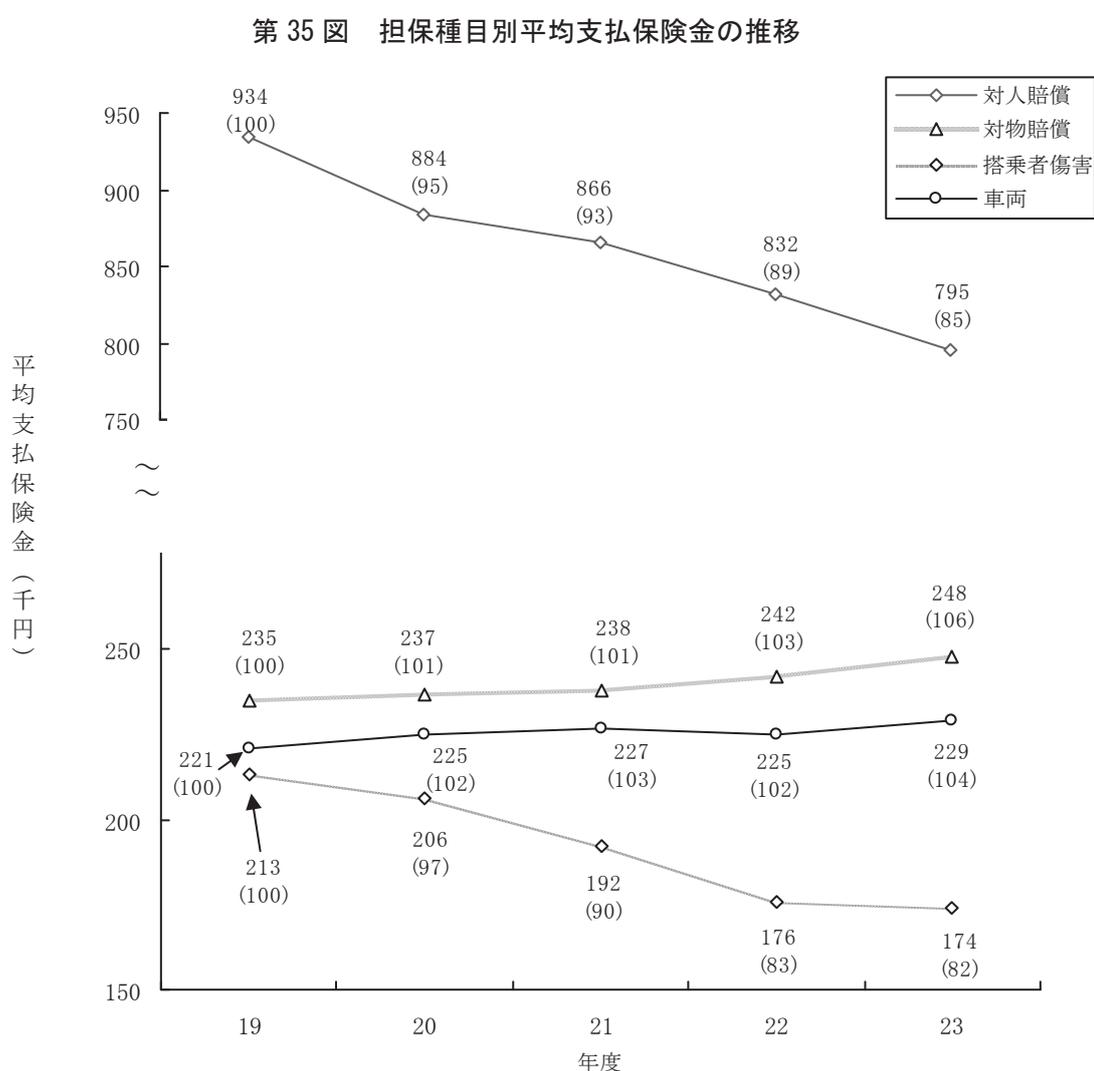


2. 保険金支払関係

(1) 保険金の支払状況

① 担保種目別の平均支払保険金

担保種目別の請求 1 件当たり（対人賠償責任保険および搭乗者傷害保険においては死傷者 1 名当たり、対物賠償責任保険においては事故 1 件当たり、車両保険においては 1 事故 1 台当たり）の平均支払保険金は、第 35 図のとおりとなっています。⇒第 13 表（78 ページ）参照



(注) 1. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償責任等を担保する保険契約）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除いています。

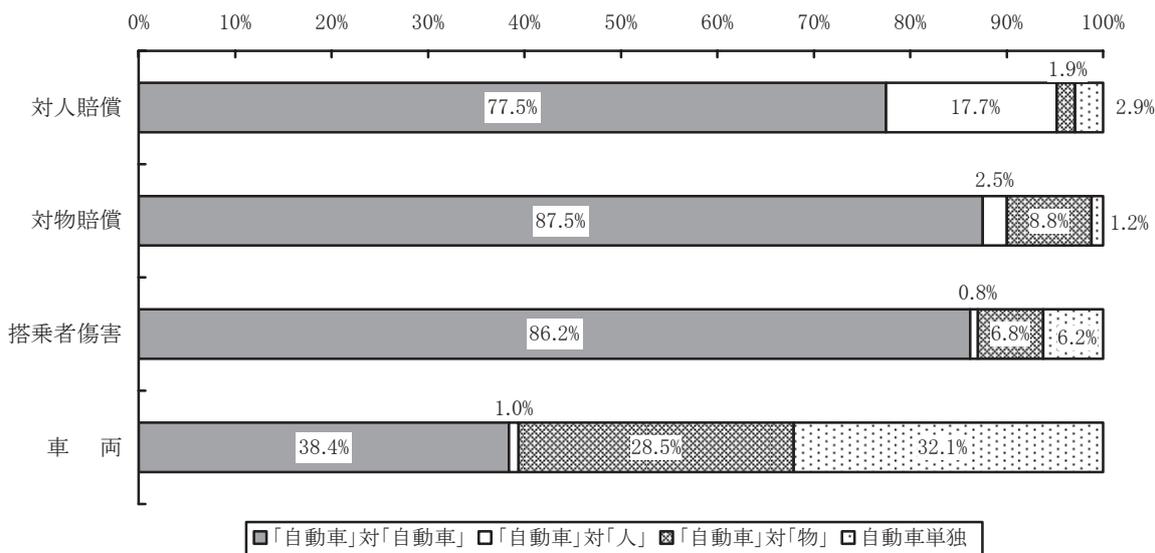
2. () 内の数値は、平成 19 年度を 100 とした場合の指数です。

② 担保種目別の事故類型別支払状況

平成 23 年度の事故類型別支払件数構成比は、第 36 図のとおり全体的には「自動車」対「自動車」の事故が多数を占めていますが、担保種目別にみるとその構成比に差異がみられます。

⇒第 23 表（100 ページ）参照

第 36 図 担保種目別 事故類型別支払件数構成比（平成 23 年度）

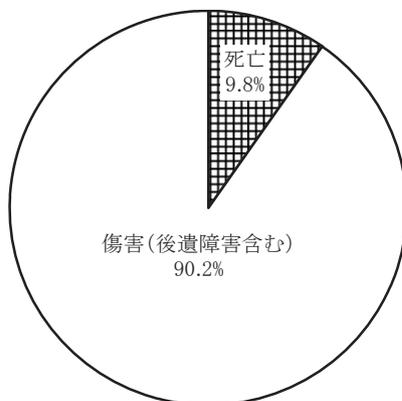


(2) 対人賠償責任保険の現況

① 対人賠償責任保険の保険金種類別支払状況

平成 23 年度の対人賠償責任保険の保険金種類別（死亡、傷害別）支払保険金構成比は、第 37 図のとおり傷害（後遺障害を含む。）が 90.2%を占めています。⇒第 14 表（82 ページ）参照

第 37 図 対人賠償責任保険 保険金種類別支払保険金構成比（平成 23 年度）



② 一括払制度

自動車事故の対人賠償責任をカバーする保険は、自賠責保険とこれを補完する任意自動車保険における対人賠償責任保険の2つがあります。

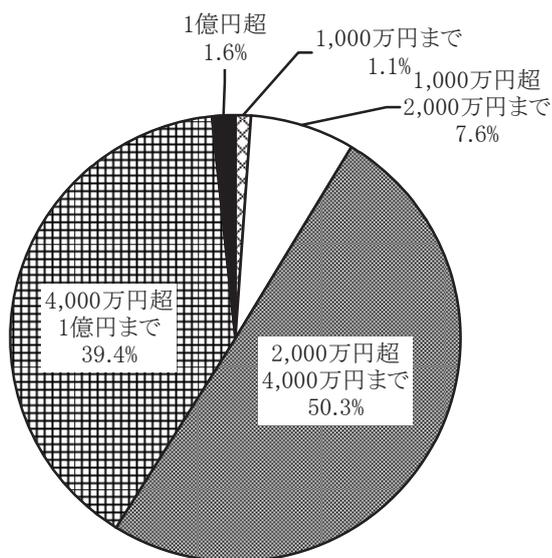
このように対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているため、請求者はそれぞれの保険に対して保険金などを請求しなければならないといった二重手間の問題があり、さらに、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという構造的な問題などがあります。そこで、これを改善し保険金支払の簡便化・迅速化を図り被害者救済に資するため、昭和48年8月より自賠責保険と任意自動車保険の一括払制度が導入されています。本制度は、任意自動車保険会社が被害者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

③ 対人賠償責任保険における死亡事故認定額構成比

平成23年度の対人賠償責任保険における死亡事故認定額^(注)の構成比は、第38図のとおりとなっており、これによれば4,000万円超の認定額事案はおよそ4割を占めています。

(注) 「認定額」とは、下積み部分の自賠責保険と上積み部分の任意自動車保険の双方で認定された積極的財産損害（治療関係費・葬儀関係費等）、消極的財産損害（死亡による逸失利益等）と精神的損害の合計額です。

第38図 対人賠償責任保険 死亡事故認定額構成比〈平成23年度〉

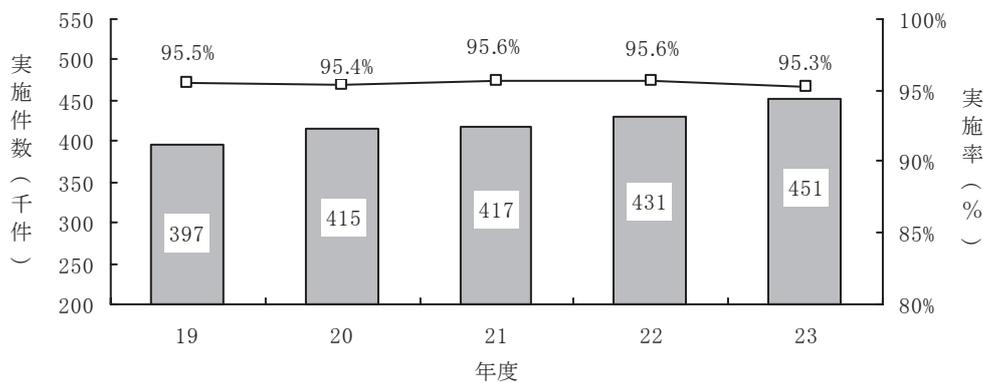


④ 対人賠償責任保険における保険金内払実施状況

平成 23 年度における内払の実施状況は、第 39 図のとおり対人賠償責任保険で保険金の支払があったもののうち、95.3%となっています。

このことから、最終的に自動車事故についての解決が行われるまでの間、被害者などの便宜を図るために内払が実施されているものと考えられます。

第 39 図 対人賠償責任保険 内払実施状況の推移

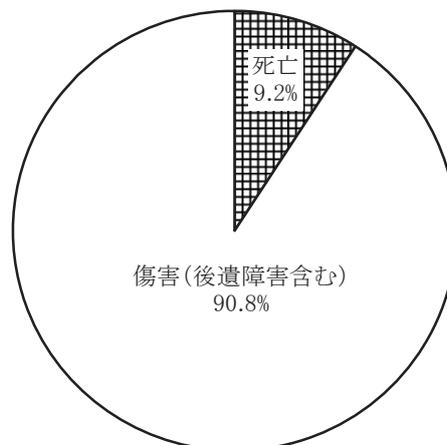


(3) 搭乗者傷害保険の現況

① 搭乗者傷害保険の保険金種別別支払状況

平成 23 年度の搭乗者傷害保険の保険金種別別 (死亡、傷害別) 支払保険金構成比は、第 40 図のとおり傷害 (後遺障害を含む) が 90.8%を占めています。⇒第 15 表 (84 ページ) 参照

第 40 図 搭乗者傷害保険 保険金種別別支払保険金構成比 (平成 23 年度)



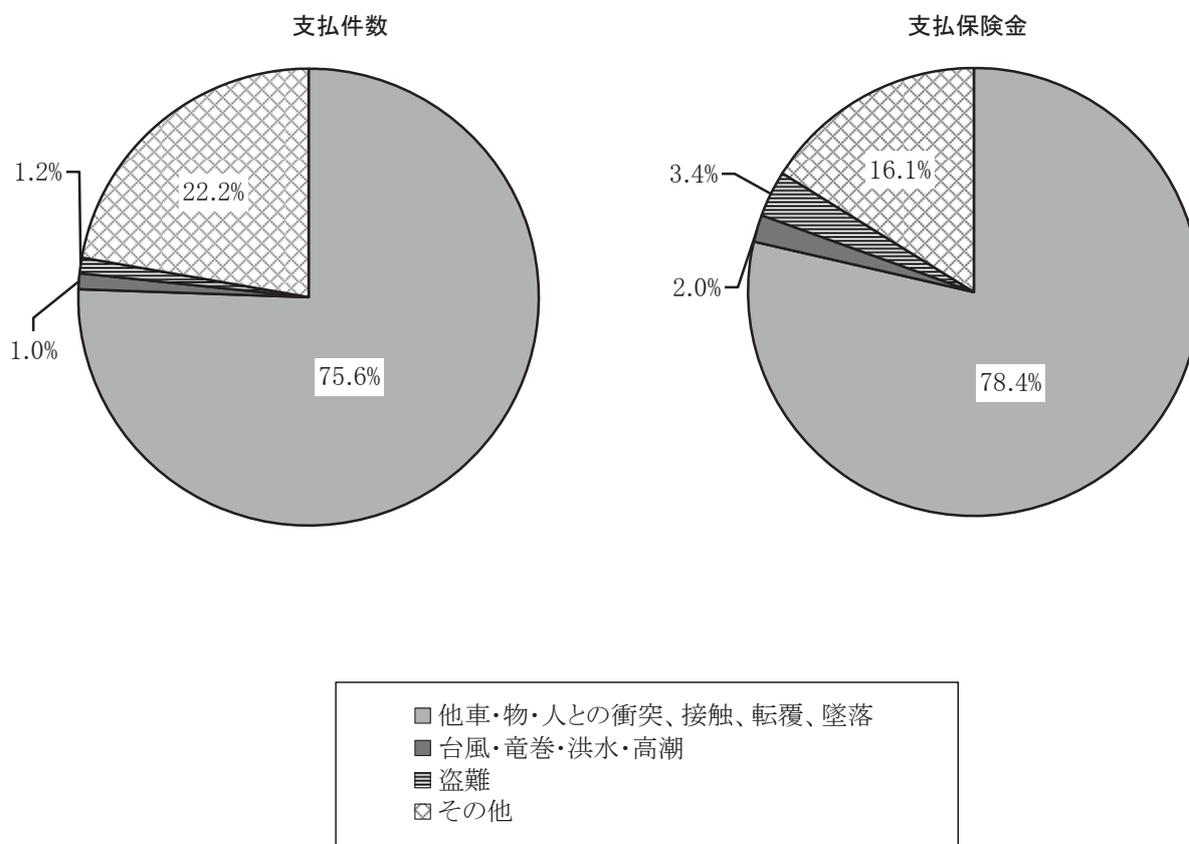
(4) 対物賠償責任保険および車両保険の現況

平成 23 年度の対物賠償責任保険における保険金支払件数は 276 万件、支払保険金は 6,842 億円、車両保険における保険金支払件数は 342 万件、支払保険金は 7,791 億円となっています。⇒第 13 表 (78 ページ) 参照

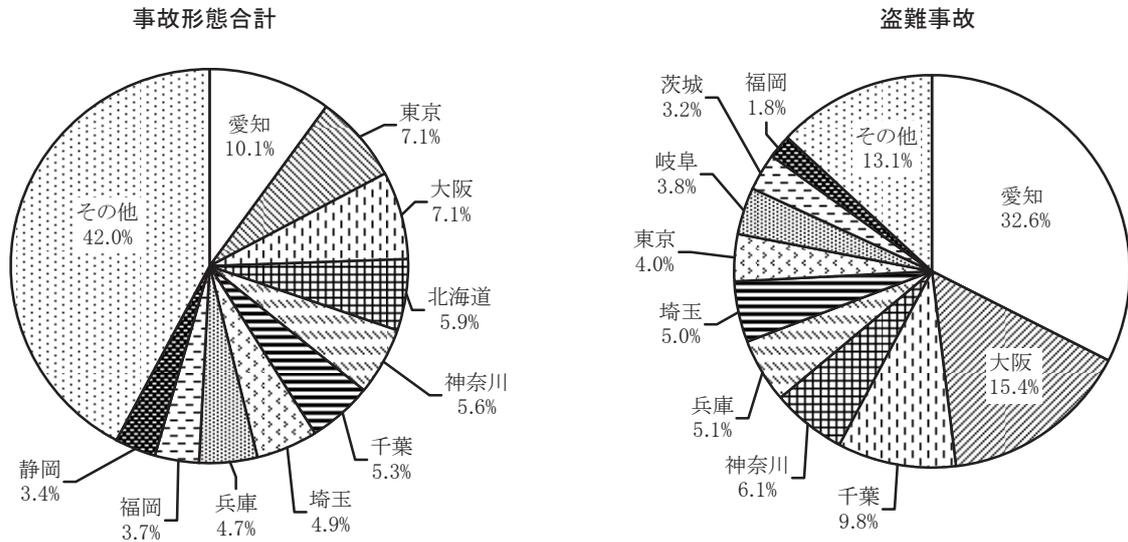
① 車両保険の事故形態別支払状況

平成 23 年度の車両保険の事故形態別支払件数・支払保険金の構成比は、第 41 図のとおりです。支払保険金ベースで見ると、「他車・物・人との衝突、接触、転覆、墜落」事故が全体の 78.4%を占めています。また、「盗難」事故は支払件数ベースでは 1.2%となっていますが、支払保険金ベースでは 3.4%となっており、1 件当たりの支払保険金の大きさがうかがえます。また、事故形態合計と盗難事故の 2 つの項目に関する支払保険金の都道府県別構成比は第 42 図のとおりとなっています。

第 41 図 車両保険 事故形態別支払構成比〈平成 23 年度〉



第 42 図 車両保険 都道府県別支払保険金構成比〈平成 23 年度〉



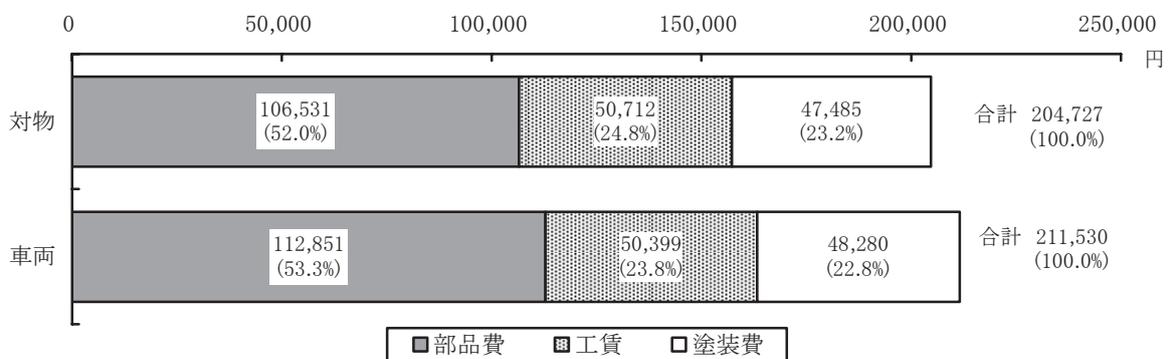
② 修理費費目別構成比

事故の被害物については、車両保険はもちろん、対物賠償責任保険においてもほとんどが自動車の損害となっています。また、自動車の損害のほとんどが分損であり、その支払保険金の大半は「修理費」^(注)が占めています。したがって、対物賠償責任保険および車両保険の支払保険金の傾向を評価するためには、この修理費を構成している部品費・工賃・塗装費に関する調査・分析が重要となります。

平成 23 年度における修理費全体に占める各費目の割合は、第 43 図のとおり部品費の割合が対物賠償責任保険において 52.0%、車両保険において 53.3%を占めており、部品費が修理費全体に最も大きな影響を与えているといえます。

(注) 修理費とは、自己の過失分や免責金額等を差し引いていない金額をいいます。

第 43 図 1 台当たり修理費費目別金額および構成比〈平成 23 年度〉



第2部 自動車保険関連情報

I. 自賠責保険における制度改定の推移

II. 海外関係

I. 自賠責保険における制度改定の推移

1. 自賠責保険 制度の推移

年月日	事項	摘要
昭和30年7月29日	自動車損害賠償保障法（自賠法）公布	自賠法が公布された。ただし、施行については昭和30年8月から翌31年2月までの間、段階的に行われた。
30年12月1日	自賠責保険の引受開始	自賠責保険契約に関する規定の施行に伴い、各損害保険会社が、自賠責保険事業の免許ならびにその普通保険約款および保険料率の認可を受け、自賠責保険の引受を開始した。
	共同査定事務所の開設	共同査定事務所は、自賠責保険の損害査定を行う機関として、昭和30年12月から翌31年1月末までの間に、全国主要都市53か所に設置された。（昭和39年2月1日、自動車保険料率算定会（当時）の設立に伴い同会に継承されるとともに、「査定事務所」と改称された。その後、昭和47年1月には「調査事務所」へ、さらに平成14年7月には「自賠責損害調査事務所」へと改称された。）
31年2月1日	自賠責保険契約の締結強制の実施（自賠法第5条の施行）	乗合、営業用乗用、自家用乗用および普通貨物等の8車種について、自賠責保険の締結強制が実施された。小型貨物車3車種については2月11日から、小型二輪自動車、軽自動車、その他については2月21日から実施された。
37年8月1日	保険期間と車検証有効期間とのリンク	自賠責保険の付保率向上のため関係法令が改正され、自動車登録および自動車検査を受ける際には、自動車検査証の有効期間をカバーする自賠責保険証明書の提示を必要とする制度が設けられた。
	軽自動車へのステッカー制度の導入	軽自動車には自動車検査制度が導入されていなかったため、保険契約締結車に保険期間を表示した保険標章（保険ステッカー）を貼付させ、自賠責保険付保の有無を一目で判別できるようにした。
39年2月1日	後遺障害保険金額の別建	被害者救済を保険給付面から一層充実させることを目的として、後遺障害による損害について、傷害の保険金額とは別枠で、後遺障害の程度に応じ第1級～第12級までの保険金額が新設された。また、死亡の保険金額とは別枠で、死亡に至るまでの傷害による損害の保険金額が新設された。 なお、傷害の保険金額には重傷・軽傷の区分があったが、その区分の基準が不明確であるなどの理由から、この区分は廃止された。
41年4月1日	内払制度の実施	保険金は総損害額が確定してから支払われるが、傷害事故で治療期間が長期にわたるような場合、請求者（被害者・加害者の双方）に経済的負担が生じる。この負担を少しでも軽減し、被害者救済ならびに被保険者保護を図るため、保険会社の自主的サービスとして、既に発生した損害額が10万円以上であることが確認された場合に、10万円を単位として保険金の内払が実施されることとなった。
41年7月1日	農耕用小型特殊自動車の自賠法適用除外	農耕用小型特殊自動車は、道路上を運行することが比較的少なく、構造・性能の上からも事故発生の可能性が極めて小さい等の理由により、自賠法の対象から除外された。
	離島料率の新設	離島地区は、自動車数が少なく、事故率も離島以外と比較して低いとの理由により、新たに離島料率が設けられた。

年月日	事項	摘要
昭和 41年8月1日	自賠責共済の実施	自賠法が改正され、農業協同組合および同組合の連合会の自賠責共済制度が実施された。これにより、農業協同組合および同組合の連合会が保有するすべての自動車ならびに農業協同組合の組合員および組合に関係する者が保有する軽自動車、原動機付自転車については、農業協同組合または同組合の連合会が取扱う自賠責共済に加入すれば、自賠責保険の強制付保の対象から除外されることとなった。
	原動機付自転車への自賠法適用	自賠法制定当初は、原動機付自転車は自賠法の対象となる「自動車」の定義の中に含まれていなかったが、原動機付自転車の普及および高性能化に伴ってその事故件数が増大し、被害者救済の面で問題となった。このため自賠法が改正され、新たに原動機付自転車が同法の対象となる「自動車」に含められ、自賠責保険の対象車種とされた。(締結強制が実施されたのは同年10月1日。) なお、原動機付自転車には自動車検査制度が適用されないため、保険標章(保険ステッカー)を貼付することとなっている。
42年8月1日	後遺障害等級区分の改定	昭和39年の後遺障害保険金額の新設以来、12等級区分であった後遺障害等級区分が14等級区分に改定された。
44年11月1日	自賠責共済適用車種の拡大	昭和41年の自賠責共済の実施以来、農業協同組合の組合員および組合に関係する者が自賠責共済契約を締結できる車種は、軽自動車および原動機付自転車に限定されていたが、全車種に拡大された。
45年1月1日	医療費支払の適正化措置	一部医師の過剰診療による不適正な医療費が生じていたため、被害者に対し適正な保険給付が行われるよう、医療費支払の適正化措置を講じる必要があるとの自賠責保険審議会の答申に基づき、自動車保険料率算定会(当時)内に医療費調査室が新設された。これにより、過大な医療費のチェックを行う等、医療費支払の適正化が図られることとなった。
45年10月1日	休業補償費1日当たり限度額の設定	自賠責保険は最低保障の確保を目的とするものであること、また死亡および後遺障害の保険金について限度が設けられていることから、休業補償費についても1日当たりの最高限度額を設けるべきであるとの自賠責保険審議会の答申に基づき、自賠法が改正され、休業による損害については1日当たりの限度額が3,000円に設定された。
	自家保障制度の廃止および自賠責保険の締結強制除外範囲の縮小	自家保障制度については、従来、200台以上の自動車所有者で賠償資力がある者に認められ、自賠責保険の締結強制から除外されていたが、被害者間の賠償金額の均衡、自動車所有者間の保険料負担の公平の見地から廃止された。 また、国、3公社(日本電信電話公社、日本専売公社、日本国有鉄道)、都道府県、地方自治法に規定する指定都市、在日外交官等の自動車は、自賠責保険の締結強制から除外されていたが、やむを得ないものを除き原則として当該制度は廃止すべきであるとの自賠責保険審議会の答申に基づき、自賠法が改正され、これらの自動車についても自賠責保険締結強制の対象に加えられた。その結果、自賠責保険締結強制の除外範囲は縮小され、次のとおりとなった。 1. 専ら道路以外の場所で運行する自動車 2. 自衛隊法により道路運送車両法の適用が除外される自動車 3. アメリカ合衆国の軍隊の自動車 4. 国連軍の自動車

年月日	事項	摘要
昭和 45年10月1日	重複契約の免責規定の新設	最低保障の確保を目的とする自賠責保険の性格上、重複支払は廃止すべきであるとの自賠責保険審議会の答申に基づき、自賠法が改正され、1台の自動車に2以上の自賠責保険契約または自賠責共済契約が重複している場合は、契約締結時が最も早い契約のみが有効で、他は免責とする規定が設けられた。
	死亡事故に対する追加保険料の徴収制度の新設	自賠法制定以来、自賠責保険は保険期間中に何回事故を起こしても、保険金の支払によって契約が失効することなく、自動復元することになっていたが、契約者間に不公平が生じることから、契約の自動復元を廃止し、契約失効させることが妥当であるとの自賠責保険審議会の答申が出された。しかしながら自動復元を廃止し契約を失効させると、無保険車が発生するおそれがあることから、これに代わる方法として、自動車の運行によって他人を死亡させた場合に保険契約者にその日以降の残存期間に対応する追加保険料の支払義務を負わせる制度が新設された。
47年5月15日	沖縄料率の新設	沖縄復帰に伴い、同地域の約20万台の自動車が、新たに自賠法に基づく自賠責保険の対象となったため、沖縄本島料率と沖縄離島料率が新設された。
48年8月1日	一括払制度の導入	対人賠償事故にかかわる自動車保険が自賠責保険および任意自動車保険の二本建てになっているため、被保険者または被害者は、両保険のそれぞれに保険金請求手続が必要であり、また自賠責保険の支払額が確定しなければ任意自動車保険の保険金支払が受けられないという問題があった。これらの問題を改善し、被害者救済の迅速化を図るために「自動車保険（任意）・自賠責保険の一括払」制度が導入された。これにより、保険金請求者は、任意自動車保険を引受けている保険会社から自賠責保険分も含めて一括して支払を受けることが可能となった。
48年10月1日	軽自動車への自動車検査制度の導入および料率区分の新設	道路運送車両法の改正により、軽自動車の大半を占める三輪以上の軽自動車に自動車検査制度が導入され、経過措置が終了する昭和50年10月以降は、当該車両について付保漏れの解消が期待できることとなった。これに伴い、自賠責保険上の軽自動車料率が検査対象軽自動車と検査対象外軽自動車に区分された。
49年2月1日	原動機付自転車および検査対象外軽自動車への2年および3年契約料率の新設	自動車検査制度のない原動機付自転車および検査対象外軽自動車の付保率向上策の一環として、2年および3年契約料率が新設された。
50年9月1日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、歯牙、聴力、神経系統の機能、精神および胸腹部臓器の機能に係る後遺障害等級が一部改正された。
56年2月1日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、神経系統の機能、精神および胸腹部臓器の機能に係る後遺障害等級が一部改正された。
58年7月1日	自家用乗用車への3年契約料率の新設	道路運送車両法の改正により、初めて自動車検査証を交付された自家用乗用車については、その有効期間が3年に延長されたため、自家用乗用車（検査対象軽自動車を含む。）に3年契約料率が新設された。

年月日	事項	摘要
平成 4年8月1日	親族間事故による減額制度の廃止	自賠償保険制度を前提に他人性を拡大解釈する判例が出されるなど被害者有利の社会動向にあったことから、親族間事故による慰謝料の減額制度が廃止された。
7年1月1日	商品自動車への4か月、5か月、6か月契約料率の新設	道路運送車両法が改正され、商品自動車の運行許可の有効期限が3か月から6か月に延長されたため、商品自動車に4か月、5か月および6か月契約料率が新設された。
7年4月1日	原動機付自転車および検査対象外軽自動車への4年および5年契約料率の新設	原動機付自転車の平成5年度末における自賠償保険の付保・加入率が73.9%に止まっていたため、原動機付自転車および検査対象外軽自動車の付保率向上策の一環として、4年および5年契約料率が新設された。
8年12月1日	協同組合等の自賠償共済事業への参入措置施行	自賠法の改正により、消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合等および中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等が自賠償共済事業を行うことができるようになった。 また、次の事項等についても共済に適用されるよう改正がなされ、保険会社と協同組合のイコールフットイングが確保されることとなった（農業協同組合については、一部に経過措置が設けられた。）。 1. ノーロス・ノープロフィットの原則の適用 2. 準備金の積立 3. 共同プール事務の義務付け 4. 料率団体へのデータ報告義務 5. 政府再保険対象車種の統一
9年4月1日	全労済グループによる自賠償共済事業開始	全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）等の消費生活協同組合8団体が、自賠償共済事業を開始した。
10年4月1日	全自共による自賠償共済事業開始	全国自動車共済協同組合連合会（全自共）ならびに会員事業協同組合の7団体が自賠償共済事業を開始した。
12年5月1日	普通貨物自動車および小型貨物自動車への2年契約料率の新設	道路運送車両法の改正により、初めて自動車検査証を交付された車両総重量8トン未満の貨物車について、その有効期間が2年に延長されたことに伴い、普通貨物自動車および小型貨物自動車に2年契約料率が新設された。
13年10月1日	交協連による自賠償共済事業開始	全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）ならびに会員事業協同組合の16団体が自賠償共済事業を開始した。
14年4月1日	政府再保険制度の廃止	自賠法制定以来、政府はリスクヘッジおよび被害者保護の観点から、再保険により自賠償保険の責任の6割を負担していたが、保険会社の経営基盤が強化されたこと等から、政府再保険制度は廃止されることとなった。
	保険金等の支払基準の法定化	自賠法制定以来、支払基準は、国土交通省からの通達において、政府再保険制度の中で再保険金等の支払方針として定められており、保険会社ではそれを自社の損害査定要綱として事業方法書に反映し、内閣総理大臣の認可を得る形式がとられていた。しかしながら、政府再保険制度廃止後は、再保険金等の支払段階において支払基準への適合性をチェックできなくなることから、支払基準の被害者保護に果たしてきた役割に鑑み、その位置付けを改め、自賠法上に支払基準の根拠規定が設けられ、保険会社は国土交通大臣および内閣総理大臣が定める支払基準に従って保険金等を支払わなければならないこととなった。

年月日	事項	摘要
平成 14年4月1日	被害者等に対する保険金等の支払に関する情報提供の義務化	保険金等が適正に支払われているか否かを被害者または被保険者が自ら判断できるようにするため、被保険者または被害者への情報提供が保険会社に義務付けられた。これにより、保険金等の請求があったとき、保険金等の支払を行ったとき、保険金等を支払わないこととしたときは、保険会社から書面によって情報提供が行われることとなった。
	重要事案の保険金等の支払に関する国土交通大臣への届出の義務化	政府再保険制度の廃止に伴い、国による支払案件の全件チェックは廃止されたが、保険金等の支払の適正化を図る必要性が特に高い死亡事案等の重要事案については、保険金等の支払に関して国土交通大臣への事後の届出が保険会社に義務付けられた。
	保険金等の支払に関する紛争処理の枠組の整備および「(財)自賠責保険・共済紛争処理機構」の業務開始	被保険者または被害者と保険会社との間の保険金支払の適正性をめぐる紛争解決のため、通常の裁判による救済に比べて迅速な対応が可能であり、かつ、公正中立で専門的な知見を有する第三者機関による紛争処理の仕組みが設けられた。これを受け、「(財)自賠責保険・共済紛争処理機構」が自賠法に基づく指定紛争処理機関として業務を開始した。
	自動車事故対策計画の作成および保険料等充当交付金の交付	政府再保険制度の廃止に伴い、自賠責再保険特別会計の累積運用益は下記の2つの使途に充てられることとなった。 ・自動車事故対策計画に基づく被害者保護増進対策事業および自動車事故発生防止対策事業の実施(累積運用益の20分の9) ・保険料の負担軽減を通じたユーザー還元としての保険料等充当交付金の交付(累積運用益の20分の11)
	死亡事故に対する追加保険料徴収制度の廃止	昭和45年に導入された死亡事故追加保険料制度は、事故抑制効果としての実効性が上がっているとは言い難かったこと、また、追加保険料を徴収するための事務負担が大きかったことから廃止し、平成14年4月1日以降の死亡(被害者の死亡日を基準とする。)については追加保険料を徴収しないこととなった。
	介護を要する後遺障害保険金額の改定	介護を要する重度の後遺障害については、介護に多額の費用を要するため、死亡した場合よりも損害額が高額となることから、介護を要する後遺障害を従来の後遺障害等級表から切り離し、その保険金額を1級4,000万円、2級3,000万円へ上げる改定が行われた。
16年7月1日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、手指、視力に係る後遺障害等級、および後遺障害等級表上の用語が一部改正された。
17年5月25日	商品自動車への7か月から12か月契約料率の新設	道路運送車両法等が改正され、商品自動車の運行許可の有効期限が6か月から1年に延長されたため、商品自動車に7か月から12か月契約料率が新設された。
18年4月1日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、胸腹部臓器の障害に係る後遺障害等級表が改正された。
19年4月1日	小型二輪自動車、緊急自動車および特種用途自動車の小型二輪自動車への3年契約料率の新設	道路運送車両法の改正により、初めて自動車検査証を交付された小型二輪自動車については、その有効期間が3年に延長されたため、小型二輪自動車、緊急自動車および特種用途自動車の小型二輪自動車に3年契約料率が新設された。

年 月 日	事 項	摘 要
平成 20年 3月 31日	保険料等充当交付金の交付終了	平成 14 年度から平成 19 年度までの間は、政府再保険制度の廃止（平成 13 年度末）に伴い、自賠責再保険特別会計の累積運用益の 20 分の 11 が保険料等充当交付金として交付されてきたが、平成 19 年度末の契約に係る保険料等充当交付金の交付をもって終了した。
20年10月 1日	内払制度の廃止	内払制度は治療期間が長期にわたる場合に請求者に生じる経済的負担を軽減するために設定されたが、実務として治療継続中でも本請求を認めており、本請求の方が請求者の利便性が高く被害者救済に資することから、平成 20 年 10 月 1 日より廃止された。
22 年 4 月 1 日	自賠責保険普通保険約款の改正	保険法の施行及び自賠法の一部改正に伴い、自賠責保険普通保険約款の告知義務、保険給付の履行期、請求権代位等の規定が改定された。
23 年 5 月 2 日	後遺障害等級表の一部改正	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、外貌の醜状障害に係る後遺障害等級が改正された。

2. 自賠責保険 料率改定の推移

改定年月日	概要	改定率
昭和30年12月 1日	保険料率につき認可取得	
34年 8月 1日	損害率上昇による料率改定	純保 +41.43%
35年 9月 1日	保険金額改定による料率改定	純保 +12.25%
37年 8月 1日	事業費上昇による料率改定	
39年 2月 1日	保険金額改定による料率改定	営保 +210.1%
41年 7月 1日	離島料率の新設 保険金額改定による料率改定	営保 据置
41年 8月 1日	原動機付自転車料率の新設	
42年 8月 1日	保険金額改定による料率改定	営保 +13.4% (除く原動機付自転車)
44年11月 1日	保険金額改定、損害率上昇による料率改定(最高引上率2.5倍頭打)	営保 +96.5%
45年11月 1日	昭和44年11月に設けた引上率頭打の撤廃による料率改定	
46年 1月 1日	教習用自動車料率の新設 普通貨物自動車料率を積載量(2トン超・2トン以下)により区分	
47年 5月15日	沖縄料率の新設(本島・離島)	
47年10月 1日	営業用乗用自動車料率の改定	
48年10月 1日	軽自動車料率を検査対象軽自動車と検査対象外軽自動車に区分	
48年12月 1日	保険金額改定による料率改定	営保 据置
49年 2月 1日	原動機付自転車・検査対象外軽自動車に2年契約および3年契約料率の新設	
49年11月 1日	営業用乗用自動車料率の改定	
50年10月 1日	軽自動車料率の改定	
50年11月 1日	営業用乗用自動車料率の改定	
52年 1月20日	営業用乗用自動車料率の改定	
53年 7月 1日	保険金額改定による料率改定	営保 据置
58年 3月 1日	商品自動車に2か月契約料率の新設	
58年 7月 1日	自家用乗用車(検査対象軽自動車を含む)に3年契約料率の新設	
60年 4月15日	保険金額改定、損害率上昇による料率改定	営保 +29.0%
平成 3年 4月 1日	保険金額改定、損害率改善による料率改定	営保 △8.0%
5年 4月 1日	損害率改善、累積黒字の還元による料率改定	営保 △13.0%
7年 1月 1日	商品自動車に4か月から6か月契約料率の新設	
7年 4月 1日	原動機付自転車および検査対象外軽自動車に4年契約および5年契約料率の新設	
9年 5月 1日	損害率改善、累積黒字の還元による料率改定	営保 △7.7%
12年 5月 1日	普通貨物自動車および小型貨物自動車に2年契約料率の新設	
14年 4月 1日	政府再保険制度の廃止、累積赤字(共同プール分)の償却、保険金額改定による料率改定	基準 +14.6%

改定年月日	概要	改定率
平成17年 4月 1日	保険料等充当交付金の削減、累積運用益の活用による料率改定	基準 △5.4%
17年 5月25日	商品自動車に7か月から12か月契約料率の新設	
19年 4月 1日	小型二輪自動車、緊急自動車および特種用途自動車の小型二輪自動車に3年契約料率の新設	
20年 4月 1日	保険料等充当交付金の交付終了および損害率改善、累積黒字の還元による料率改定	基準 △24.1%
23年 4月 1日	損害率上昇による料率改定	基準 +11.7%

(注)「純保」とは純保険料、「営保」とは営業保険料、「基準」とは基準料率をいう。

3. 自賠責保険 保険料表（北海道本島・本州・四国本島・九州本島用）抜粋

車種		保険期間		60 か月	48 か月	37 か月	36 か月	25 か月	24 か月	13 か月	12 か月	
		契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	
乗合自動車 および けん引旅客 自動車	営業用	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	自家用									57,850	53,870	
営業用乗用 自動車	A									123,430	114,490	
	B									98,040	91,010	
	C									74,560	69,310	
	D									30,570	28,650	
自家用乗用自動車				35,390	34,600	25,750	24,950	15,930	15,110			
普通貨物 自動車 および けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量 2トン超						96,740	93,170	53,190	49,550	
		最大積載量 2トン以下						65,870	63,500	36,980	34,570	
	自家用	最大積載量 2トン超							68,020	65,580	38,120	35,620
		最大積載量 2トン以下							44,380	42,850	25,700	24,150
小型貨物 自動車および けん引小型 貨物自動車	営業用							42,640	41,180	24,790	23,300	
	自家用							23,860	23,130	14,930	14,190	
小型二輪自動車				18,860	18,500	14,480	14,110	10,010	9,640			
軽自動車	検査対象車			30,840	30,170	22,650	21,970	14,300	13,600			
	検査対象外車	25,130	21,280		17,350		13,350		9,260			
原動機付自転車		15,600	13,580		11,520		9,420		7,280			

(注) 1. 保険期間の開始が平成 23 年 4 月 1 日以降の契約について適用する。

2. 上記の車種以外の車種および北海道・本州・四国・九州の離島用・沖縄本島用・沖縄離島用の基準料率については、別に定められている。

4. 自賠責保険 保険金額ならびに仮渡金の変遷

年 月 日	保険金額			仮渡金の金額	
	死亡	傷害	後遺障害	死亡	傷害
昭和 30年12月 1日	30 万円		重傷 10 万円 軽傷 3 万円	12 万円	傷害の程度に応じ 2 万円・1 万円・2 千円
35年 9月 1日	50 万円		同上		同上
39年 2月 1日	100 万円	30 万円	障害の程度に応じ 5 万円～100 万円 (12 級～1 級)	30 万円	傷害の程度に応じ 5 万円・2 万 5 千円・5 千円
41年 7月 1日	150 万円	50 万円	障害の程度に応じ 7 万円～150 万円 (12 級～1 級)	50 万円	傷害の程度に応じ 10 万円・5 万円・1 万円
42年 8月 1日	300 万円	同上	障害の程度に応じ 11 万円～300 万円 (14 級～1 級)		同上
44年11月 1日	500 万円	同上	障害の程度に応じ 19 万円～500 万円 (14 級～1 級)		同上
48年12月 1日	1,000 万円	80 万円	障害の程度に応じ 37 万円～1,000 万円 (14 級～1 級)	80 万円	傷害の程度に応じ 20 万円・10 万円・2 万円
50年 7月 1日	1,500 万円	100 万円	障害の程度に応じ 56 万円～1,500 万円 (14 級～1 級)	100 万円	傷害の程度に応じ 25 万円・15 万円・3 万円
53年 7月 1日	2,000 万円	120 万円	障害の程度に応じ 75 万円～2,000 万円 (14 級～1 級)	160 万円	傷害の程度に応じ 40 万円・20 万円・5 万円
60年 4月15日	2,500 万円	同上	障害の程度に応じ 75 万円～2,500 万円 (14 級～1 級)	200 万円	同上
平成 3年 4月 1日	3,000 万円	同上	障害の程度に応じ 75 万円～3,000 万円 (14 級～1 級)	290 万円	同上
14年 4月 1日	同上		1 介護を要する後遺障害 1 級 4,000 万円 2 級 3,000 万円 2 その他の後遺障害 障害の程度に応じ 75 万円～3,000 万円 (14 級～1 級)		同上

5. 「自賠責保険支払基準」改定の推移

※平成14年4月改定までは「自賠責保険損害査定要綱」

費目		改定年月	昭和31年6月	39年2月	41年7月	42年8月	44年11月
看護料 (看護師、家政婦等以外の場合)	入院						
	通院・自宅看護						
諸雑費							
休業損害	定額	認定日数1日につき200円	500円	700円	⇒	⇒	
	上限額						(45年10月実施) 3,000円
慰謝料等	傷害		認定日数1日につき700円	1,000円	⇒	⇒	
	後遺障害						障害の程度に応じ 8万円～ 200万円
	本人						50万円
	死亡 遺族			1名：100万円 2名：150万円 3名以上： 200万円	⇒	⇒	
葬儀費						15万円	⇒
生活費控除				10,400円/月 (または 収入額×1/2)	12,600円/月 (または 収入額×1/2)	15,700円/月 (または 収入額×1/2)	
減額	重過失		20%	⇒	{ 20% (注) 2 30%	{ 20% (注) 2 30% 50%	
	因果関係の有無の判断が困難な場合						
	親族間事故(慰謝料)						

(注) 1. ⇒は、左記と同様であることを示す。

2. いずれも「傷害」および「死亡に至るまでの傷害」については、20%減額のみである。

3. ()内は、後遺障害1級～3級該当者で被扶養者ありの場合である。

48年11月	48年12月	50年2月	52年4月	54年2月	56年5月
1日につき 1,300円	⇒	2,000円	2,400円	2,800円	3,000円
				1,400円	1,500円
入院1日につき 90日まで：300円 91日以上：200円	⇒	400円	500円	⇒	600円
1,700円	⇒	2,100円	2,500円	3,000円	3,400円
5,000円	⇒	7,000円	9,000円	10,000円	11,000円
1,500円	⇒	2,300円	⇒	2,800円	3,200円
⇒	障害の程度に 応じ 15万円～ 400万円	障害の程度に 応じ 23万円～ 600万円	⇒	障害の程度に応じ 27万円～ 700万円 (注)3 (627万円～800万円)	障害の程度に応じ 30万円～ 800万円 (注)3 (706万円～900万円)
⇒	100万円	150万円	⇒	200万円	250万円
⇒	1名：200万円 2名：250万円 3名以上： 300万円	1名：250万円 2名：350万円 3名以上： 450万円	⇒	(注)4 1名：300万円(400万円) 2名：400万円(500万円) 3名以上： 500万円(600万円)	(注)4 1名：350万円(450万円) 2名：450万円(550万円) 3名以上： 550万円(650万円)
20万円	⇒	25万円	30万円	35万円	40万円
35%または50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

(注) 4. () 内は、被扶養者ありの場合である。

費目		改定年月			
		昭和58年6月	61年8月	平成元年7月	4年8月
看護料 (看護師、家政婦等以外の場合)	入院	3,200円	3,300円	3,600円	3,700円
	通院・自宅看護	1,600円	1,650円	1,800円	1,850円
諸雑費		⇒	700円	⇒	800円
休業損害	定額	3,700円	4,000円	4,300円	4,900円
	上限額	13,000円	⇒	16,000円	18,000円
慰謝料等	傷害	3,400円	3,600円	3,700円	4,000円
	後遺障害	障害の程度に応じ 32万円～ 850万円 ^{(注)1} (745万円～ 950万円)	障害の程度に応じ 32万円～ 900万円 ^{(注)1} (811万円～ 1,050万円)	障害の程度に応じ 32万円～ 950万円 ^{(注)1} (844万円～ 1,100万円)	障害の程度に応じ 32万円～ 1,050万円 ^{(注)1} (909万円～ 1,200万円)
	本人	⇒	⇒	300万円	350万円
	死亡 遺族	1名： ^{(注)2} 400万円(500万円) 2名： 500万円(600万円) 3名以上： 600万円(700万円)	1名： ^{(注)2} 450万円(600万円) 2名： 550万円(700万円) 3名以上： 650万円(800万円)	⇒	1名： ^{(注)2} 500万円(650万円) 2名： 600万円(750万円) 3名以上： 700万円(850万円)
葬儀費		45万円	50万円	⇒	55万円
生活費控除		⇒	⇒	⇒	⇒
減額	重過失	⇒	⇒	⇒	⇒
	因果関係の有無の判断が困難な場合	⇒	⇒	⇒	⇒
	親族間事故(慰謝料)	⇒	⇒	⇒	廃止

(注) 1. ()内は、後遺障害1級～3級該当者で被扶養者ありの場合である。

2. ()内は、被扶養者ありの場合である。

3. 逸失利益の算出方法が改定された。(全年齢平均給与額やライプニッツ係数を用いて算出。)

6年6月	9年5月	9年10月	12年1月 (注)3	14年4月	22年4月 (注)6
4,000円	⇒	⇒	⇒	4,100円	⇒
2,000円	⇒	⇒	⇒	2,050円	⇒
1,000円	1,100円	⇒	⇒	⇒	⇒
5,200円	5,500円	⇒	⇒	5,700円	⇒
⇒	⇒	19,000円	⇒	⇒	⇒
4,100円	⇒	⇒	⇒	4,200円	⇒
障害の程度に応じ 32万円～ 1,050万円(注)1 (941万円～ 1,250万円)	⇒	⇒	⇒	障害の程度に応じ ① 1,163万円[第2級]～1,600万円[第1級](注)4 (1,333万円[第2級]～1,800万円[第1級])(注)1 なお、初期費用等として205万円[第2級]、 500万円[第1級]が加算される。 ② 32万円[第14級]～1,100万円[第1級](注)5 (973万円[第3級]～1,300万円[第1級])(注)1	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
1名： 500万円(700万円) 2名： 600万円(800万円) 3名以上： 700万円(900万円) (注)2	⇒	⇒	⇒	1名： 550万円(750万円) 2名： 650万円(850万円) 3名以上： 750万円(950万円) (注)2	⇒
⇒	60万円	⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

(注) 4. 神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時または随時介護を要する後遺障害の場合である。

5. 上記(注) 4. 以外の後遺障害の場合である。

6. 逸失利益の算出に用いる就労可能年数・平均余命が改定された。

6. 後遺障害等級表

※平成 22 年 6 月 10 日以降発生の事故に適用

<自動車損害賠償保障法施行令別表第一>

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第 1 級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000 万円
第 2 級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000 万円

備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

<自動車損害賠償保障法施行令別表第二>

等級	後遺障害	保険金額
第 1 級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4 両上肢の用を全廃したもの 5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両下肢の用を全廃したもの	3,000 万円
第 2 級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの 2 両眼の視力が 0.02 以下になったもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	2,590 万円
第 3 級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	2,219 万円
第 4 級	1 両眼の視力が 0.06 以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	1,889 万円
第 5 級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1 上肢を手関節以上で失ったもの 5 1 下肢を足関節以上で失ったもの 6 1 上肢の用を全廃したもの 7 1 下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	1,574 万円

等級	後遺障害	保険金額
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの	1,296万円
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの	1,051万円
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの 4 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	819万円

等級	後遺障害	保険金額
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの 13 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの又はおや指以外の3の手指の用を廃した 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの	616万円
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度にな 6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	461万円
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度 7 脊柱に変形を残すもの 8 1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	331万円

等級	後遺障害	保険金額
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手のこ指を失ったもの 10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの	224万円
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 1手のこ指の用を廃したもの 7 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	139万円
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの	75万円

- 備考 ① 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
 ② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
 ③ 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
 ⑤ 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 ⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

- (注1) 後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の通り繰上げる。
- 第13級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を1級繰上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採用する。
 - 第8級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を2級繰上げる。
 - 第5級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を3級繰上げる。
- (注2) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

II. 海外関係

1. 主要各国の自動車損害賠償責任保険制度

国名	強制保険に関する法律	法定最低保険金額			
		対人賠償		対物賠償 (1事故)	
		1名	1事故		
日本	「自動車損害賠償保障法」 ・ 自賠責保険の付保を義務付ける。 ・ 支払限度額を定める。 ・ 被害者の直接請求権を認める。	3,000万円 ^{(注)1}	無制限	なし	
アメリカ	カリフォルニア州	「賠償資力法」 ^{(注)2} ・ 一定の賠償資力の証明を義務付ける。 ・ 賠償資力額を定める。 「強制賠償責任保険法」 ^{(注)3} ・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・ 強制付保額(賠償資力法と同額)を定める。	1万5千ドル ^{(注)5}	3万ドル ^{(注)5}	5千ドル ^{(注)5}
	マサチューセッツ州	「賠償資力法」 ^{(注)2} <同上> 「強制賠償責任保険法」 ^{(注)3} <同上> 「ノーフォルト保険法」 ^{(注)4} ・ ノーフォルト保険の付保を義務付ける。	2万ドル	4万ドル	5千ドル
	ニューヨーク州	「賠償資力法」 ^{(注)2} <同上> 「強制賠償責任保険法」 ^{(注)3} <同上> 「ノーフォルト保険法」 ^{(注)4} <同上>	2万5千ドル (傷害により死亡した場合は5万ドル)	5万ドル (傷害により死亡した場合は10万ドル)	1万ドル
イギリス	「道路交通法」 ・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・ 強制付保額を定める。	無制限		100万ポンド	
ドイツ	「義務保険法」 ・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・ 強制付保額を定める。 「保険契約法」 ・ 一定の責任限度額の範囲内において被害者の直接請求権を認める。	750万ユーロ		物的損害 112万ユーロ その他の財産的損害 ^{(注)6} 5万ユーロ	
フランス	「保険法」 ・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・ 強制付保額を定める。	無制限		100万ユーロ	

- (注) 1. 死亡の場合の支払限度額。常時介護を要する後遺障害の場合は4,000万円。
 2. 賠償資力法は、自動車の保有者または運転者に対して定められた金額の賠償資力を有することの証明義務を課すものである。
 3. 賠償資力法が事後的資力証明を義務付けるのみであり、無保険運転者の発生を防止するには至らないため、多くの州では強制賠償責任保険法により、自動車保有者に対して自動車の登録時等に保険加入証明書の提出を義務付けている。
 4. ノーフォルト保険とは、自動車事故によって生じた一定の範囲の人身損害について、過失の有無、加害者の有無にかかわらず、被害者自身が契約した自動車保険から直接被害者に保険金が支払われる制度である。
 5. カリフォルニア州では、低所得の運転者を対象として、法定最低保険金額を低く設定した安価な自動車保険を提供するプログラムが実施されている。法定最低保険金額は対人賠償1名あたり1万ドル、1事故あたり2万ドル、対物賠償1事故あたり3千ドルとなっている。
 6. その他の財産的損害とは、物的損害と無関係の財産的損害(例えば、他人の駐車場で事故を起こしたことにより当該駐車場への出入りが不可能になったことによる損害)を指す。
 7. 自動車保険プランは、保険会社から引受を拒否された保険契約について、州内の全保険会社に収入自動車保険料の市場シェアに応じて、当該契約の引受を割当てるものである。

強制保険の保険会社における引受義務	保険料率に関する規制（自家用自動車）	賠償責任形態	無保険運転者・ひき逃げ事故被害者の保護
あり	届出制による基準料率 (133 ページ以下参照)	過失責任の推定	政府（国土交通省）が行う保障事業による。 財源：強制保険である自賠責保険の保険料に含まれる保障事業賦課金
なし ただし、州の自動車保険プラン (注)7 による契約引受の割当てが課される。	事前認可制 (注) 8	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の任意付保 (注) 11 による。
なし ただし、州の自動車保険プラン (注)7 による契約引受の割当てが課される。	事前認可制 (注) 8	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の強制付保 (注) 11 による。
なし ただし、州の自動車保険プラン (注)7 による契約引受の割当てが課される。	事前認可制 (注) 8	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の強制付保 (注) 11 のほか、自動車事故保障法人 (Motor Vehicle Accident Indemnification Corporation) が補償を行う。(注) 12 財源：保険会社の収入自動車保険料の一定割合
なし	届出不要制 (自由料率)	過失責任主義	全自動車保険会社の加入が義務付けられている自動車保障基金 (Motor Insurers' Bureau) が補償を行う。 財源：保険会社の収入自動車保険料の一定割合
あり	届出不要制 (自由料率)	法定限度額まで過失責任の推定 超過分は過失責任主義 (注) 9	交通事故被害者救済基金 (Verkehrsofferhilfe) が補償を行う。 財源：全自動車保険会社の収入自動車賠償責任保険料の一定割合
なし ただし、保険を購入できなかった契約申込人が料率算定中央会に斡旋を求めた場合には引受義務が生じる。	届出不要制 (自由料率)	無過失責任主義 (注) 10	義務保険保証基金 (Fonds de Garantie des Assurances Obligatoires de Dommages) が補償を行う。 財源：自動車賠償責任保険料に含まれる賦課金等

8. みなし条項が付されている場合を含む。これは、一定の待機期間（30 日または 60 日等）中に州保険庁から不認可とされない場合は、その期間が経過した時点で認可されたとみなす制度である。
9. ドイツ道路交通法では、財産上の損害項目について一定の責任限度額までは過失責任の推定がなされる。責任限度額を超える損害額については過失責任主義が適用される。
10. 「交通事故被害者の状況の改善と賠償手続の促進を目的とする 1985 年 7 月 5 日の法律」（交通事故法）により、人身損害は被害者の許し難い過失が事故の唯一の原因である場合を除き無過失責任が適用される。また、人身損害を被った被害者が運転者の場合を除き、過失相殺は適用されない。
11. 被保険者が無保険運転者の引き起こした事故によって死傷し、相手方から賠償を得られない場合に、加害者に代わって保険会社はその損害賠償金を支払うものである。現在、全米において本条項の付保が可能であり、また付保が義務付けられている州も多い。
12. ただし、被害者本人も自動車保険に加入していない等の理由で、保険金の支払を一切受けられない場合に限る。なお、加害者が無保険の場合等に加害者に代わって被害者に補償を提供する制度は、このほかの州にも存在し、総称して「不履行判決支払基金 (Unsatisfied Judgment Fund)」と呼ばれる場合がある。

2. 主要各国の交通事故の状況

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
調 査 対 象 年	2010年	2010年	2010年	2010年	2010年
人 身 事 故 件 数 (件)	725,773	1,546,000	160,080	288,297	67,288
死 者 数 (人)	5,745	32,885	1,905	3,648	3,992
負 傷 者 数 (人)	895,326	2,217,000 (2009年)	215,700	371,170	84,461
人 口 (百万人)	128.1	307.0	61.8 (2009年)	81.8	62.8
自 動 車 保 有 台 数 (四輪車・千台)	73,964	248,609 (2007年)	33,161 (2009年)	45,499	37,590
自 動 車 1 万 台 当たりの死者数(人)	0.78	1.66 (2007年)	0.54	0.80 (2008年)	1.06

(注) 1. 本表の数値は、「交通事故の国際比較(2010年)」((財) 交通事故総合分析センター発行) および「国際交通事故データベース(IRTAD)」(経済協力開発機構)による。

2. 死者数は30日以内死亡。

3. 各欄の()は、その項目の調査年次を表す。

第3部 平成23年度の事業概況（統計）

I. 自賠責保険

II. 政府保障事業

III. 任意自動車保険

IV. 損害保険全般

I. 自賠責保険

第1表 自賠責保険

年 度	契 約		支	
	台 数	保 険 料	死	亡
			件 数	保 険 金
	台 %	千円 %	件	千円
昭和45	16,995,245	348,963,452	18,126	80,117,614
50	20,535,020	512,498,964	12,314	123,114,183
55	25,878,153	654,098,997	9,522	151,842,956
60	28,502,452	926,192,619	9,807	179,684,379
61	30,282,341 (6.2)	1,041,638,176 (12.5)	9,886	192,060,212
62	30,711,927 (1.4)	1,051,432,091 (0.9)	9,430	186,555,214
63	32,812,988 (6.8)	1,138,721,651 (8.3)	9,958	195,832,598
平成元	32,933,548 (0.4)	1,173,345,534 (3.0)	10,637	209,161,571
2	34,404,028 (4.5)	1,217,597,602 (3.8)	11,057	219,345,168
3	34,675,719 (0.8)	1,112,594,634 (△8.6)	11,560	241,326,983
4	35,129,541 (1.3)	1,087,793,724 (△2.2)	11,620	256,473,209
5	36,903,078 (5.0)	1,012,188,061 (△7.0)	11,063	259,269,677
6	37,101,038 (0.5)	1,015,698,547 (0.3)	10,703	254,245,669
7	37,535,545 (1.2)	1,046,279,856 (3.0)	10,773	250,789,959
8	38,159,188 (1.7)	1,072,702,030 (2.5)	10,492	247,922,093
9	38,106,586 (△0.1)	979,729,851 (△8.7)	10,197	241,496,295
10	37,648,994 (△1.2)	964,554,584 (△1.5)	9,595	230,571,248
11	38,492,877 (2.2)	988,676,122 (2.5)	9,413	226,544,545
12	38,590,102 (0.3)	999,284,341 (1.1)	8,935	218,247,953
13	38,533,759 (△0.1)	996,798,683 (△0.2)	8,456	207,906,147
14	38,373,670 (△0.4)	1,202,373,763 (20.6)	8,341	202,585,752
15	38,731,246 (0.9)	1,212,825,888 (0.9)	7,866	193,744,704
16	38,378,882 (△0.9)	1,199,455,126 (△1.1)	7,277	177,554,313
17	39,067,723 (1.8)	1,154,805,308 (△3.7)	6,807	165,519,417
18	38,674,832 (△1.0)	1,138,071,480 (△1.4)	6,168	152,674,840
19	38,791,770 (0.3)	1,050,075,232 (△7.7)	6,029	145,481,727
20	41,775,207 (7.7)	874,895,219 (△16.7)	5,482	131,840,390
21	38,565,312 (△7.7)	811,706,485 (△7.2)	5,128	122,625,507
22	38,674,100 (0.3)	811,951,189 (0.0)	4,922	118,717,520
23	38,206,667 (△1.2)	897,505,823 (10.5)	4,777	113,972,827

- (注) 1. 昭和61年度以降の () 内の数値は、対前年度増減率を示す。
 2. 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。
 3. 昭和45年度は、沖縄県を含まない。

収支の推移

払					年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計			
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金		
件	千円	件 %	千円 %		
680,906	157,513,639	699,032	237,631,253	昭和45	
535,094	210,014,199	547,408	333,128,382	50	
634,712	377,931,663	644,234	529,774,619	55	
846,483	551,391,368	856,290	731,075,747	60	
856,763	555,814,863	866,649 (1.2)	747,875,075 (2.3)	61	
852,883	536,629,865	862,313 (△0.5)	723,185,079 (△3.3)	62	
846,753	510,805,309	856,711 (△0.6)	706,637,907 (△2.3)	63	
883,751	508,980,082	894,388 (4.4)	718,141,654 (1.6)	平成元	
895,170	523,568,377	906,227 (1.3)	742,913,545 (3.4)	2	
921,410	544,820,322	932,970 (3.0)	786,147,304 (5.8)	3	
949,534	558,438,652	961,154 (3.0)	814,911,861 (3.7)	4	
973,557	574,800,552	984,620 (2.4)	834,070,228 (2.4)	5	
975,640	579,166,878	986,343 (0.2)	833,412,546 (△0.1)	6	
995,893	589,170,581	1,006,666 (2.1)	839,960,540 (0.8)	7	
1,013,162	594,064,502	1,023,654 (1.7)	841,986,595 (0.2)	8	
1,036,979	613,771,251	1,047,176 (2.3)	855,267,546 (1.6)	9	
1,047,048	625,786,046	1,056,643 (0.9)	856,357,294 (0.1)	10	
1,093,628	650,636,759	1,103,041 (4.4)	877,181,304 (2.4)	11	
1,142,984	680,553,984	1,151,919 (4.4)	898,801,937 (2.5)	12	
1,175,778	693,360,883	1,184,234 (2.8)	901,267,030 (0.3)	13	
1,195,400	720,596,376	1,203,741 (1.6)	923,182,128 (2.4)	14	
1,206,408	729,203,566	1,214,274 (0.9)	922,948,270 (△0.0)	15	
1,181,564	708,769,298	1,188,841 (△2.1)	886,323,611 (△4.0)	16	
1,179,664	696,569,064	1,186,471 (△0.2)	862,088,481 (△2.7)	17	
1,129,936	671,756,523	1,136,104 (△4.2)	824,431,363 (△4.4)	18	
1,156,333	683,321,309	1,162,362 (2.3)	828,803,036 (0.5)	19	
1,127,755	681,021,510	1,133,237 (△2.5)	812,861,900 (△1.9)	20	
1,117,373	677,130,551	1,122,501 (△0.9)	799,756,058 (△1.6)	21	
1,136,876	677,004,059	1,141,798 (1.7)	795,721,580 (△0.5)	22	
1,155,536	691,458,139	1,160,313 (1.6)	805,430,966 (1.2)	23	

第2表 自賠責保険

	車種	契 約		支		
		台 数	保 険 料	死 亡		
				件 数	保 険 金	
		台	千円	件	千円	
1	乗合自動車	215,446	7,092,857	51	1,365,110	
2	乗用自動車	営業用	237,614	19,409,101	89	2,371,907
3		自家用	17,416,010	446,758,946	1,969	46,352,217
4	普通貨物	営業用	963,654	45,480,628	586	14,377,325
5	自動車	自家用	1,235,560	37,939,181	222	5,371,918
6	小型貨物	営業用	70,866	1,692,465	11	260,791
7		自家用	3,003,824	43,958,306	327	7,952,898
8	小型二輪及軽自動車		11,944,652	259,245,593	1,367	32,151,415
9	特殊及緊急自動車		342,593	3,345,855	18	608,393
10	商品自動車		70,752	747,816	2	34,234
11	特種用途自動車		345,350	7,627,796	66	1,765,168
12	被けん引自動車		179,372	911,036	1	0
13	原動機付自転車		2,180,974	23,296,243	68	1,361,452
14	合 計		38,206,667	897,505,823	4,777	113,972,827

(注) 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。

車種別収支 <平成23年度>

払				
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
7,847	5,294,081	7,898	6,659,191	1
36,183	21,792,696	36,272	24,164,603	2
597,630	349,554,062	599,599	395,906,279	3
35,481	29,251,168	36,067	43,628,493	4
20,257	15,035,040	20,479	20,406,958	5
2,272	1,581,741	2,283	1,842,532	6
62,695	39,768,889	63,022	47,721,787	7
363,591	209,432,334	364,958	241,583,749	8
1,675	1,409,118	1,693	2,017,511	9
228	138,760	230	172,994	10
6,099	4,592,337	6,165	6,357,504	11
2	△ 136	3	△ 136	12
21,576	13,608,049	21,644	14,969,502	13
1,155,536	691,458,139	1,160,313	805,430,966	14

第3表 自賠責保険

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	1,677,941	40,590,812	40,073	26,461,702
青森	471,811	11,296,989	8,677	5,927,145
岩手	442,183	10,551,854	7,497	4,782,837
宮城	808,438	18,888,459	20,934	14,047,719
秋田	305,267	7,389,448	5,409	3,456,958
山形	402,636	9,618,237	9,417	5,629,759
福島	701,342	16,785,495	17,587	11,060,394
茨城	1,207,366	28,822,736	35,249	26,858,264
栃木	789,443	18,929,839	22,852	16,437,008
群馬	795,787	19,164,586	26,968	19,953,140
埼玉	1,982,939	47,205,527	62,997	45,352,390
千葉	1,751,883	41,523,918	55,300	40,261,187
東京	2,364,968	55,905,969	80,177	56,433,051
神奈川	2,136,347	49,231,938	64,439	45,941,425
新潟	862,142	20,380,104	17,747	10,819,557
富山	421,919	10,120,809	12,055	6,774,659
石川	419,663	10,126,446	12,064	6,769,669
福井	300,185	7,217,865	9,427	5,261,735
山梨	305,260	7,208,453	8,873	5,946,813
長野	810,596	19,290,550	17,719	10,713,963
岐阜	800,750	19,055,197	23,756	16,218,487
静岡	1,426,245	33,568,769	44,982	31,382,233
愛知	2,479,519	59,873,671	75,869	49,969,046
三重	698,456	16,591,364	19,201	13,383,448
滋賀	455,239	10,868,183	14,297	8,945,247

- (注) 1. 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものである。
2. 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。
3. 沖縄県には同県離島分も含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計している。

都道府県別収支〈平成23年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
京 都	726,308	16,828,752	25,324	18,881,315
大 阪	2,051,348	47,674,012	75,606	57,698,049
兵 庫	1,489,777	34,871,410	49,355	37,145,789
奈 良	398,473	9,365,040	13,872	9,557,089
和 歌 山	357,327	8,163,393	11,599	8,893,460
鳥 取	204,559	4,887,089	5,153	2,695,149
島 根	187,536	4,527,168	4,238	2,086,824
岡 山	704,228	16,769,212	26,479	16,571,291
広 島	912,735	21,481,351	28,052	18,999,622
山 口	474,124	11,390,825	14,005	8,877,429
徳 島	290,614	6,776,596	10,314	6,576,190
香 川	355,501	8,365,685	14,505	10,358,963
愛 媛	469,350	10,774,697	15,201	10,789,616
高 知	219,858	5,072,294	5,860	4,020,848
福 岡	1,542,816	36,633,820	62,182	46,753,716
佐 賀	273,812	6,495,907	10,261	7,147,630
長 崎	384,125	8,953,341	11,328	8,250,495
熊 本	610,382	14,246,620	19,863	12,422,790
大 分	384,870	9,066,843	10,649	7,093,985
宮 崎	324,151	7,758,366	10,966	7,522,947
鹿 児 島	475,625	11,183,317	12,493	8,727,605
沖 縄	422,441	4,918,445	8,326	4,554,355
離 島	128,382	1,094,419	1,116	1,017,972
合 計	38,206,667	897,505,823	1,160,313	805,430,966

第4表 原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移

年 度	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
	千台	千台	千台
昭和45	2,654	1,850	4,504
50	3,017	1,774	4,791
55	6,950	2,730	9,680
60	10,565	2,968	13,532
61	10,087	2,857	12,944
62	9,475	2,690	12,165
63	8,986	2,553	11,540
平成元	8,633	2,425	11,058
2	8,264	2,273	10,537
3	8,028	2,152	10,181
4	7,786	2,054	9,840
5	7,605	1,967	9,572
6	7,499	1,872	9,371
7	7,390	1,806	9,197
8	7,293	1,736	9,028
9	7,121	1,643	8,764
10	7,140	1,613	8,753
11	7,128	1,569	8,697
12	6,930	1,517	8,447
13	6,842	1,481	8,323
14	6,692	1,427	8,119
15	6,612	1,367	7,979
16	6,533	1,319	7,852
17	6,453	1,267	7,721
18	6,329	1,215	7,544
19	6,256	1,176	7,432
20	6,249	1,161	7,410
21	6,172	1,131	7,303
22	6,095	1,101	7,196
23	5,941	1,056	6,996

- (注) 1. 付保台数、加入台数は、各年度とも3月末現在の有効契約台数である。
 2. 昭和45年度は、沖縄県を含まない。
 3. 平成8年度以前の自賠責共済は、J A共済より報告を受けた加入台数である。
 4. 平成9年度の自賠責共済は、J A共済および全労済より報告を受けた加入台数の合計である。
 5. 平成10～12年度の自賠責共済は、J A共済、全労済および全自共より報告を受けた加入台数の合計である。
 6. 平成13年度以降の自賠責共済は、J A共済、全労済、全自共および交協連より報告を受けた加入台数の合計である。

第5表 原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数<平成24年3月末>

都道府県	自賠責保険		自賠責共済		合計	
	付保台数	台	加入台数	台	付保・加入台数	台
北海道	北	52,418	7,531	59,949		
	青森	27,032	11,584	38,616		
	岩手	32,626	19,122	51,748		
	宮城	83,404	13,502	96,906		
	秋田	12,700	9,761	22,461		
	山形	22,605	13,811	36,416		
福島県	福島	45,927	18,325	64,252		
	茨城	92,739	13,005	105,744		
	栃木	56,145	16,877	73,022		
	群馬	53,940	14,087	68,027		
	埼玉	295,107	34,597	329,704		
	千葉	250,942	16,365	267,307		
東京都	東京	521,649	12,221	533,870		
	神奈川	578,218	33,058	611,276		
	新潟	64,967	26,711	91,678		
	富山	18,007	4,884	22,891		
	石川	25,397	5,291	30,688		
	福井	13,738	3,729	17,467		
山梨県	山梨	38,852	22,652	61,504		
	長野	54,740	36,581	91,321		
	岐阜	44,986	12,485	57,471		
	静岡	216,863	42,190	259,053		
	愛知	214,183	53,063	267,246		
	三重	79,055	21,250	100,305		
滋賀県	滋賀	58,117	22,673	80,790		
	京都	274,485	17,232	291,717		
	大阪	668,558	20,687	689,245		
	兵庫	363,538	38,863	402,401		
	奈良	102,260	32,426	134,686		
	和歌山	117,479	42,481	159,960		
鳥取県	鳥取	12,629	4,280	16,909		
	島根	16,148	15,444	31,592		
	岡山	96,373	28,892	125,265		
	広島	218,735	40,423	259,158		
	山口	55,912	20,760	76,672		
	徳島	46,861	12,763	59,624		
香川県	香川	58,381	18,116	76,497		
	愛媛	132,549	36,672	169,221		
	高知	55,964	24,349	80,313		
	福岡	233,726	32,653	266,379		
	佐賀	25,962	12,549	38,511		
	長崎	83,831	15,262	99,093		
熊本県	熊本	104,201	23,944	128,145		
	大分	53,663	20,182	73,845		
	宮崎	35,652	21,143	56,795		
	鹿児島	75,794	35,736	111,530		
	沖縄	105,511	18,236	123,747		
	離島	48,240	37,183	85,423		
合	計	5,940,809	1,055,631	6,996,440		

(注) 1. 自賠責共済は、J A共済、全労済、全自共および交協連より報告を受けた加入台数の合計である。

2. 付保台数、加入台数は平成24年3月末現在の有効契約台数である。

3. 沖縄県には同県離島分も含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計している。

第6表 自賠償保険 都道府県別損害調査受付件数の推移

都道府県	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	件数	指数								
	件		件		件		件		件	
北海道	47,195	100	45,186	96	44,248	94	44,337	94	44,479	94
青森	10,319	100	9,588	93	9,197	89	9,002	87	9,107	88
岩手	8,001	100	7,467	93	7,345	92	7,195	90	7,251	91
宮城	27,579	100	26,112	95	25,039	91	25,079	91	25,528	93
秋田	6,014	100	5,969	99	5,779	96	5,461	91	5,349	89
山形	10,699	100	10,336	97	9,895	92	9,609	90	9,545	89
福島	19,977	100	19,333	97	18,175	91	17,868	89	17,801	89
茨城	36,525	100	36,513	100	35,509	97	34,455	94	35,985	99
栃木	24,406	100	23,977	98	23,168	95	22,456	92	22,877	94
群馬	31,156	100	30,328	97	29,286	94	28,807	92	29,525	95
埼玉	64,398	100	63,084	98	62,068	96	60,625	94	59,972	93
千葉	56,163	100	54,289	97	53,633	95	53,412	95	54,166	96
東京都	144,877	100	137,382	95	133,896	92	138,645	96	144,858	100
神奈川県	77,444	100	73,082	94	72,620	94	72,988	94	72,049	93
新潟	20,444	100	20,175	99	18,805	92	18,543	91	19,226	94
富山	12,449	100	12,376	99	11,724	94	12,033	97	12,292	99
石川	12,623	100	12,393	98	11,673	92	11,977	95	12,356	98
福井	9,457	100	9,870	104	9,266	98	9,701	103	9,683	102
山梨	9,621	100	9,938	103	9,585	100	9,820	102	9,960	104
長野	18,545	100	18,342	99	18,218	98	17,780	96	18,635	100
岐阜	21,098	100	21,454	102	21,583	102	22,644	107	23,148	110
静岡県	49,882	100	48,796	98	46,957	94	47,300	95	47,563	95
愛知県	84,738	100	84,800	100	85,289	101	88,568	105	90,049	106
三重	18,553	100	18,860	102	18,530	100	19,800	107	19,762	107
滋賀	13,511	100	14,156	105	13,688	101	14,076	104	14,197	105
京都	27,658	100	27,639	100	27,493	99	28,541	103	27,644	100
大阪	102,444	100	101,363	99	101,451	99	103,060	101	105,867	103
兵庫県	49,518	100	49,946	101	49,936	101	49,468	100	49,723	100
奈良	12,661	100	12,534	99	12,930	102	13,476	106	13,197	104
和歌山	11,858	100	11,990	101	12,084	102	12,882	109	12,667	107
鳥取	4,700	100	5,096	108	5,064	108	5,209	111	5,255	112
島根	4,191	100	4,383	105	4,382	105	4,305	103	4,536	108
岡山	30,319	100	28,054	93	27,917	92	28,025	92	28,766	95
広島	30,742	100	31,000	101	31,382	102	31,491	102	32,472	106
山口	15,586	100	15,236	98	14,998	96	14,366	92	14,455	93
徳島	10,306	100	10,380	101	10,638	103	10,838	105	11,177	108
香川	16,515	100	15,931	96	15,870	96	15,873	96	15,699	95
愛媛	16,523	100	16,863	102	16,887	102	17,262	104	17,242	104
高知	6,649	100	6,273	94	6,576	99	6,475	97	6,396	96
福岡	73,624	100	72,144	98	73,588	100	75,356	102	75,949	103
佐賀	9,859	100	9,708	98	9,580	97	9,906	100	9,757	99
長崎	11,519	100	11,251	98	11,237	98	11,445	99	11,818	103
熊本	17,813	100	18,872	106	19,076	107	19,918	112	20,524	115
大分	9,728	100	10,665	110	10,863	112	11,362	117	11,052	114
宮崎	12,670	100	12,299	97	12,139	96	11,872	94	11,965	94
鹿児島	13,722	100	13,843	101	13,739	100	13,511	98	13,569	99
沖縄	7,656	100	7,527	98	7,897	103	8,404	110	9,000	118
合計	1,331,935	100	1,306,803	98	1,290,903	97	1,305,226	98	1,324,093	99

(注) 1. 本表は、当機構の各自賠償損害調査事務所において受けた自賠償保険損害調査事案を都道府県別に集計したものである。(全労済、全自共および交協連を含む。)

2. 指数は、平成19年度を100としたものである。

3. 平成23年3月の東日本大震災により、一時的に閉鎖した調査事務所に送付されるべき事案は、本部において臨時の処理を行った。その際、福島調査事務所のコードを暫定的に使用したことから、閉鎖した調査事務所の受付件数(23年3月および4月分の一部)を福島調査事務所の件数として計上している。

4. 平成22年度から松江調査事務所の事案の一部を広島調査事務所へ、大津調査事務所の事案の一部を京都調査事務所へ移管している。

5. 平成23年度から盛岡調査事務所の事案の一部を仙台調査事務所へ、鳥取調査事務所の事案の一部を広島調査事務所へ移管している。

第7表 自賠責保険 総診療費の推移

	年 度	件 数		総 診 療 費		1件平均 診 療 費
			指 数		指 数	
死 亡	平成 19	件 5,314	100.0	千円 4,406,146	100.0	千円 829
	20	4,911	92.4	4,184,262	95.0	852
	21	4,570	86.0	4,015,402	91.1	879
	22	4,514	84.9	4,000,822	90.8	886
	23	4,475	84.2	4,360,314	99.0	974
傷 害 (後遺障害 含む)	平成 19	1,599,765	100.0	262,016,714	100.0	164
	20	1,568,034	98.0	259,730,141	99.1	166
	21	1,550,137	96.9	255,301,494	97.4	165
	22	1,577,491	98.6	256,909,290	98.1	163
	23	1,602,600	100.2	261,752,715	99.9	163
合 計	平成 19	1,605,079	100.0	266,422,861	100.0	166
	20	1,572,945	98.0	263,914,403	99.1	168
	21	1,554,707	96.9	259,316,896	97.3	167
	22	1,582,005	98.6	260,910,112	97.9	165
	23	1,607,075	100.1	266,113,029	99.9	166

(注) 1. 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものである。

ただし、歯科、柔道整復、あんま・はり・きゅう等の診療施設で扱われたものを除いている。

2. 本表は、1人の被害者の1請求事案の1医療機関での受診を1件とした。例えば1人の被害者が2つの医療機関で受診した場合は2件となる。

3. 指数は、平成19年度を100としたものである。

第8表 自賠責保険 受傷部位別傷害度別傷病数・割合〈平成23年度〉

傷害度 受傷部位	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	合計
	個	個	個	個	個	個	個	個
頭 顔 部	170,385 (73.5)	23,359 (10.1)	11,639 (5.0)	2,773 (1.2)	6,554 (2.8)	20 (0.0)	17,059 (7.4)	231,789 (100.0)
頸 部	781,785 (98.4)	0 (0.0)	2,914 (0.4)	0 (0.0)	2,750 (0.3)	72 (0.0)	6,735 (0.8)	794,256 (100.0)
腰 背 部	417,637 (95.5)	9,738 (2.2)	0 (0.0)	2,253 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	7,490 (1.7)	437,118 (100.0)
胸 部	122,744 (88.4)	5,244 (3.8)	5,760 (4.1)	1,946 (1.4)	364 (0.3)	4 (0.0)	2,820 (2.0)	138,882 (100.0)
腹 部	36,554 (62.0)	10,264 (17.4)	99 (0.2)	2,156 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	9,881 (16.8)	58,954 (100.0)
上 肢	255,659 (65.0)	118,545 (30.1)	5,625 (1.4)	219 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	13,302 (3.4)	393,350 (100.0)
下 肢	251,702 (72.7)	82,211 (23.7)	6,589 (1.9)	943 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	4,976 (1.4)	346,421 (100.0)
全 身	22,294 (59.0)	0 (0.0)	74 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	30 (0.1)	15,364 (40.7)	37,762 (100.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	33,110 (100.0)	33,110 (100.0)
合 計	2,058,760 (83.3)	249,361 (10.1)	32,700 (1.3)	10,290 (0.4)	9,668 (0.4)	126 (0.0)	110,737 (4.5)	2,471,642 (100.0)

- (注) 1. 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものである。
2. 本表は、1人の被害者の1請求事案を1件としている。例えば、1被害者が2回に分けて自賠責保険へ請求を行った場合は2件となる。
3. 個数は、1被害者で2つの傷病名があるときは2個となる。
4. 傷病名が未記入の事案は除外した。
5. 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいう。
6. 傷害度の「その他」とは無傷、不明をいう。
7. () 内は各受傷部位における傷害度別の構成比 (%) を示す。

第9表 自賠責保険 事故類型別受傷部位別件数・割合〈平成23年度〉

事故類型 受傷部位	人対車両	車 両 相 互							車両単独	その他	合 計
		正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接 触	追 突	その他	計			
頭 顔 部	件 51,023 (4.3)	件 4,074 (0.3)	件 8,702 (0.7)	件 34,542 (2.9)	件 3,442 (0.3)	件 42,764 (3.6)	件 12,699 (1.1)	件 106,223 (8.9)	件 5,930 (0.5)	件 30 (0.0)	件 163,206 (13.6)
頸 部	25,774 (2.1)	9,972 (0.8)	20,675 (1.7)	89,387 (7.5)	17,244 (1.4)	341,318 (28.5)	53,359 (4.4)	531,955 (44.3)	6,038 (0.5)	53 (0.0)	563,820 (47.0)
腰 背 部	22,101 (1.8)	1,315 (0.1)	3,513 (0.3)	11,488 (1.0)	2,539 (0.2)	20,824 (1.7)	6,815 (0.6)	46,494 (3.9)	1,676 (0.1)	11 (0.0)	70,282 (5.9)
胸 部	10,759 (0.9)	2,697 (0.2)	3,763 (0.3)	14,308 (1.2)	1,046 (0.1)	4,550 (0.4)	4,585 (0.4)	30,949 (2.6)	1,958 (0.2)	5 (0.0)	43,671 (3.6)
腹 部	6,466 (0.5)	509 (0.0)	1,084 (0.1)	3,087 (0.3)	371 (0.0)	1,352 (0.1)	1,347 (0.1)	7,750 (0.6)	433 (0.0)	1 (0.0)	14,650 (1.2)
上 肢	59,153 (4.9)	3,750 (0.3)	13,493 (1.1)	32,972 (2.7)	7,235 (0.6)	39,170 (3.3)	21,657 (1.8)	118,277 (9.9)	3,343 (0.3)	19 (0.0)	180,792 (15.1)
下 肢	66,412 (5.5)	2,823 (0.2)	9,712 (0.8)	19,925 (1.7)	3,916 (0.3)	11,118 (0.9)	12,830 (1.1)	60,324 (5.0)	2,406 (0.2)	11 (0.0)	129,153 (10.8)
全 身	1,995 (0.2)	289 (0.0)	628 (0.1)	2,694 (0.2)	552 (0.0)	4,282 (0.4)	1,380 (0.1)	9,825 (0.8)	350 (0.0)	3 (0.0)	12,173 (1.0)
そ の 他	3,120 (0.3)	490 (0.0)	1,035 (0.1)	4,208 (0.4)	791 (0.1)	9,475 (0.8)	1,988 (0.2)	17,987 (1.5)	637 (0.1)	2 (0.0)	21,746 (1.8)
合 計	246,803 (20.6)	25,919 (2.2)	62,605 (5.2)	212,611 (17.7)	37,136 (3.1)	474,853 (39.6)	116,660 (9.7)	929,784 (77.5)	22,771 (1.9)	135 (0.0)	1,199,493 (100.0)

- (注) 1. 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものである。
 2. 本表は、1人の被害者の1請求事案を1件としている。例えば、1被害者が2回に分けて自賠責保険へ請求を行った場合は2件となる。
 3. 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいう。
 4. () 内は構成比 (%) を示す。

第10表 自賠責保険 診療期間ランク別傷害度別件数・割合〈平成23年度〉

傷害度 診療期間ランク	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	合計
	件	件	件	件	件	件	件	件
1～30日	431,539 (47.6)	38,568 (19.0)	5,107 (19.0)	1,494 (16.7)	1,344 (14.6)	30 (24.6)	21,282 (77.6)	499,364 (42.2)
31～60日	124,523 (13.7)	27,637 (13.6)	3,771 (14.0)	1,276 (14.3)	1,262 (13.7)	13 (10.7)	1,665 (6.1)	160,147 (13.5)
61～90日	87,471 (9.6)	26,210 (12.9)	3,190 (11.9)	1,086 (12.2)	1,082 (11.7)	13 (10.7)	968 (3.5)	120,020 (10.1)
91～120日	79,059 (8.7)	29,260 (14.4)	2,818 (10.5)	952 (10.7)	1,005 (10.9)	12 (9.8)	814 (3.0)	113,920 (9.6)
121～150日	53,321 (5.9)	21,533 (10.6)	2,044 (7.6)	745 (8.3)	773 (8.4)	12 (9.8)	582 (2.1)	79,010 (6.7)
151～180日	41,029 (4.5)	17,265 (8.5)	1,783 (6.6)	623 (7.0)	692 (7.5)	7 (5.7)	416 (1.5)	61,815 (5.2)
181～360日	81,041 (8.9)	37,545 (18.4)	5,952 (22.2)	1,988 (22.2)	2,311 (25.1)	24 (19.7)	1,173 (4.3)	130,034 (11.0)
361日以上	8,469 (0.9)	5,488 (2.7)	2,205 (8.2)	774 (8.7)	742 (8.1)	11 (9.0)	511 (1.9)	18,200 (1.5)
計	906,452 (100.0)	203,506 (100.0)	26,870 (100.0)	8,938 (100.0)	9,211 (100.0)	122 (100.0)	27,411 (100.0)	1,182,510 (100.0)
不明	6,515	2,764	861	356	352	4	6,131	16,983
合計	912,967	206,270	27,731	9,294	9,563	126	33,542	1,199,493

(注) 1. 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものである。

2. 本表は、1人の被害者の1請求事案を1件としている。例えば、1被害者が2回に分けて自賠責保険へ請求を行った場合は2件となる。

3. () 内は診療期間別の構成比 (%) を示す。

Ⅱ. 政府保障事業

第11表 政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈平成23年度〉

都道府県	ひき逃げ	無保険	合計	都道府県	ひき逃げ	無保険	合計
	件	件	件		件	件	件
北海道	37	7	44	滋賀	10	1	11
青森	5	1	6	京都	81	22	103
岩手	1	2	3	大阪	229	51	280
宮城	12	5	17	兵庫	139	25	164
秋田	0	1	1	奈良	14	8	22
山形	2	2	4	和歌山	20	3	23
福島	6	2	8	鳥取	1	0	1
茨城	19	11	30	島根	3	0	3
栃木	16	8	24	岡山	13	8	21
群馬	17	8	25	広島	30	5	35
埼玉	140	28	168	山口	12	1	13
千葉	94	21	115	徳島	1	0	1
東京	130	34	164	香川	11	1	12
神奈川	181	40	221	愛媛	14	3	17
新潟	8	0	8	高知	3	6	9
富山	5	1	6	福岡	98	36	134
石川	5	2	7	佐賀	8	1	9
福井	3	2	5	長崎	7	8	15
山梨	7	6	13	熊本	23	9	32
長野	5	5	10	大分	4	4	8
岐阜	9	4	13	宮崎	8	3	11
静岡	26	9	35	鹿児島	2	8	10
愛知	93	23	116	沖縄	7	1	8
三重	11	2	13	合計	1,570	428	1,998

(注) 本表は当機構の各自賠償損害調査事務所において受付けた政府保障事業損害調査事案を都道府県別に集計したものである。

Ⅲ. 任意自動車保険

第12表 任意自動車保険 収支の推移

年 度	収 入 保 険 料	支 払 保 険 金
	百万円	百万円
平成19	3,151,548	1,896,820
20	3,250,145	1,892,851
21	3,120,190	1,893,493
22	3,196,113	1,935,224
23	3,385,195	1,942,206

第13表 任意自動車保険 用途・車種別

	用途・車種		合 計			
			契 約		支 払	
			台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
		台	千円	件	千円	
1	自家用乗用車	普通	13,785,249	1,008,777,808	1,980,338	570,325,170
2		小型	17,847,523	1,014,038,662	2,277,237	556,461,183
3	営業用乗用車		206,377	22,027,712	37,810	15,481,863
4	軽四輪自動車	乗用車	14,106,623	627,567,565	1,581,414	376,554,943
5		貨物車	5,043,957	176,332,909	364,646	100,017,949
6	自家用貨物車	普通	1,063,506	79,900,158	120,800	46,398,043
7		小型	2,638,332	143,906,270	321,804	93,435,231
8	営業用貨物車	普通	837,751	110,029,510	110,688	70,833,110
9		小型	60,307	3,919,538	5,932	2,303,261
10	バ ス	自家用	91,612	4,217,662	10,767	2,988,243
11		営業用	115,054	10,928,069	16,547	7,465,882
12	二 輪 車		1,530,193	40,626,773	59,784	20,404,170
13	原 動 機 付 自 転 車		1,134,692	15,351,976	51,169	11,536,721
14	ダ ン プ カ ー		432,218	33,890,094	38,558	19,396,493
15	特 種 用 途 自 動 車		293,932	13,354,318	23,171	7,756,679
16	工 作 車		535,075	16,130,990	23,718	10,760,973
17	計		59,722,401	3,321,000,014	7,024,383	1,912,119,914
18	レ ン タ カ ー		718,374	35,112,558	58,505	17,179,424
19	合 計		60,440,775	3,356,112,572	7,082,888	1,929,299,338
20	運 転 者 賠 償		41,075	521,009	890	275,600
21	販売用・修理工場等受託車		0	20,008,464	49,757	9,072,600
22	そ の 他		2,805,461	8,553,120	12,445	3,558,566
23	総 合 計		63,287,311	3,385,195,165	7,145,980	1,942,206,104

(注) 1. 契約台数は、新契約の台数である。

2. 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。

3. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車がそれぞれ含まれている。

4. 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種のいかんを問わず「その他」欄に一括して掲載した。

統計表 <平成23年度> その1

対人賠償			対物賠償			
契約台数	支払		契約台数	支払		
	件数	保険金		件数	保険金	
台	件	千円	台	件	千円	
13,769,075	107,195	85,362,073	13,757,775	610,785	152,846,936	1
17,829,593	150,087	111,270,612	17,810,147	858,452	199,050,737	2
190,677	12,281	10,020,761	201,703	20,436	4,409,182	3
14,097,120	107,855	69,527,072	14,082,523	620,078	142,873,305	4
5,040,637	35,151	29,796,249	5,006,695	190,944	45,259,529	5
1,061,432	8,696	10,055,816	1,054,550	73,315	23,645,228	6
2,637,164	27,885	24,170,971	2,625,996	141,115	38,407,773	7
808,609	14,441	23,375,227	804,045	77,594	35,226,430	8
58,561	905	821,196	59,099	3,587	1,117,363	9
91,465	539	672,191	90,644	3,673	773,918	10
115,027	2,885	2,687,643	114,351	6,991	1,859,558	11
1,524,781	8,821	8,635,371	1,518,587	23,483	4,510,530	12
1,130,718	7,362	4,521,929	1,119,163	25,884	3,367,961	13
430,817	3,618	5,619,774	427,445	26,278	9,977,554	14
292,367	1,570	1,812,644	290,198	11,558	3,100,745	15
523,289	1,073	2,660,722	494,399	19,778	6,187,427	16
59,601,332	490,364	391,010,251	59,457,320	2,713,951	672,614,176	17
715,372	5,867	3,639,351	714,277	32,492	8,597,738	18
60,316,704	496,231	394,649,602	60,171,597	2,746,443	681,211,914	19
40,977	133	75,379	39,754	552	154,234	20
0	1,253	1,032,837	0	6,202	1,711,984	21
2,795,256	1,018	983,716	2,737,977	4,260	1,104,491	22
63,152,937	498,635	396,741,534	62,949,328	2,757,457	684,182,623	23

5. 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を担保する保険契約）を指す。

第13表 任意自動車保険 用途・車種別

	用途・車種		搭乗者傷害		
			契約台数	支払	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	8,988,649	96,241	15,466,636
2		小型	11,383,436	143,574	22,433,311
3	営業用乗用車		47,032	1,746	417,503
4	軽四輪自動車	乗用車	8,893,741	138,483	21,248,553
5		貨物車	3,032,157	25,279	6,396,958
6	自家用貨物車	普通	627,616	3,011	756,458
7		小型	1,559,177	13,155	2,928,401
8	営業用貨物車	普通	206,868	1,030	449,177
9		小型	21,344	147	32,061
10	バス	自家用	67,489	1,051	263,058
11		営業用	40,691	854	149,812
12	二輪車		1,187,325	26,161	6,593,842
13	原動機付自転車		733,459	16,600	3,543,903
14	ダンプカー		268,214	1,163	359,555
15	特殊用途自動車		156,993	947	251,858
16	工作車		244,257	154	152,076
17	計		37,458,448	469,596	81,443,162
18	レンタカー		298,636	2,151	589,450
19	合計		37,757,084	471,747	82,032,612
20	運転者賠償		35,006	205	45,987
21	販売用・修理工場等受託車		0	210	40,519
22	その他		157,271	416	83,805
23	総合計		37,949,361	472,578	82,202,923

- (注) 1. 契約台数は、新契約の台数である。
 2. 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。
 3. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車がそれぞれ含まれている。
 4. 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種のいかんを問わず「その他」欄に一括して掲載した。

統計表 <平成23年度> その2

車 両			
契約台数	支 払		
	件 数	保 険 金	
台	件	千円	
9,639,598	1,166,117	316,649,525	1
11,080,543	1,125,124	223,706,523	2
19,963	3,347	634,417	3
8,165,675	714,998	142,906,013	4
1,518,142	113,272	18,565,213	5
411,760	35,778	11,940,541	6
1,185,765	139,649	27,928,086	7
197,757	17,623	11,782,276	8
14,023	1,293	332,641	9
54,108	5,504	1,279,076	10
44,898	5,817	2,768,869	11
27,893	1,319	664,427	12
25,986	1,323	102,928	13
105,231	7,499	3,439,610	14
116,079	9,096	2,591,432	15
71,227	2,713	1,760,748	16
32,678,648	3,350,472	767,052,325	17
346,777	17,995	4,352,885	18
33,025,425	3,368,467	771,405,210	19
0	0	0	20
0	42,092	6,287,260	21
2,371,057	6,751	1,386,554	22
35,396,482	3,417,310	779,079,024	23

5. 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1（注）5. 参照）を指す。

第14表 任意自動車保険 対人賠償責任保険

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	13,769,075	632	7,506,371
2		小型	17,829,593	797	8,157,001
3	営業用乗用車		190,677	53	620,433
4	軽四輪自動車	乗用車	14,097,120	650	6,438,044
5		貨物車	5,040,637	295	2,661,672
6	自家用貨物車	普通	1,061,432	144	1,492,950
7		小型	2,637,164	246	2,449,816
8	営業用貨物車	普通	808,609	303	4,016,107
9		小型	58,561	5	78,529
10	バス	自家用	91,465	11	265,411
11		営業用	115,027	28	195,880
12	二輪車		1,524,781	124	1,823,167
13	原動機付自転車		1,130,718	43	456,729
14	ダンプカー		430,817	82	1,027,751
15	特殊用途自動車		292,367	19	344,767
16	工作車		523,289	37	667,437
17	計		59,601,332	3,469	38,202,065
18	レンタカー		715,372	30	585,222
19	合計		60,316,704	3,499	38,787,287

(注) 1. 契約台数は、新契約の台数である。

2. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車がそれぞれ含まれている。

3. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。

4. 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれている。

保険金種類別統計表 <平成23年度>

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
106,563	77,855,704	107,195	85,362,075	1
149,290	103,113,612	150,087	111,270,613	2
12,228	9,400,329	12,281	10,020,762	3
107,204	63,088,933	107,855	69,527,077	4
34,856	27,134,577	35,151	29,796,249	5
8,552	8,562,867	8,696	10,055,817	6
27,639	21,721,154	27,885	24,170,970	7
14,138	19,359,120	14,441	23,375,227	8
900	742,668	905	821,197	9
528	406,781	539	672,192	10
2,857	2,491,763	2,885	2,687,643	11
8,697	6,812,203	8,821	8,635,370	12
7,319	4,065,199	7,362	4,521,928	13
3,536	4,592,024	3,618	5,619,775	14
1,551	1,467,879	1,570	1,812,646	15
1,036	1,993,288	1,073	2,660,725	16
486,894	352,808,101	490,364	391,010,266	17
5,837	3,054,131	5,867	3,639,353	18
492,731	355,862,232	496,231	394,649,619	19

第15表 任意自動車保険 搭乗者傷害保険

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	8,988,649	100	929,785
2		小型	11,383,436	187	1,795,437
3	営業用乗用車		47,032	1	10,267
4	軽四輪自動車	乗用車	8,893,741	186	1,601,003
5		貨物車	3,032,157	121	1,010,257
6	自家用貨物車	普通	627,616	10	95,085
7		小型	1,559,177	40	341,298
8	営業用貨物車	普通	206,868	14	116,471
9		小型	21,344	0	5
10	バス	自家用	67,489	9	110,180
11		営業用	40,691	1	10,000
12	二輪車		1,187,325	186	841,534
13	原動機付自転車		733,459	87	343,283
14	ダンプカー		268,214	7	63,725
15	特種用途自動車		156,993	6	58,865
16	工作車		244,257	9	97,653
17	計		37,458,448	964	7,424,848
18	レンタカー		298,636	12	120,046
19	合計		37,757,084	976	7,544,894

(注) 1. 契約台数は、新契約の台数である。

2. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車がそれぞれ含まれている。

3. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。

4. 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれている。

保険金種類別統計表 <平成23年度>

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
96,141	14,536,852	96,241	15,466,637	1
143,387	20,623,323	143,574	22,433,310	2
1,745	407,236	1,746	417,503	3
138,297	19,647,551	138,483	21,248,554	4
25,158	5,386,704	25,279	6,396,961	5
3,001	661,373	3,011	756,458	6
13,115	2,587,103	13,155	2,928,401	7
1,016	332,707	1,030	449,178	8
147	32,056	147	32,061	9
1,042	152,878	1,051	263,058	10
853	139,812	854	149,812	11
25,975	5,752,308	26,161	6,593,842	12
16,512	3,200,622	16,600	3,543,905	13
1,156	295,830	1,163	359,555	14
941	192,993	947	251,858	15
145	54,423	154	152,076	16
468,631	74,003,771	469,596	81,443,169	17
2,139	469,405	2,151	589,451	18
470,770	74,473,176	471,747	82,032,620	19

第16表 任意自動車保険 都道

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	2,698,906	163,403,753	355,631	93,895,661
青森	699,448	37,777,964	74,065	17,291,041
岩手	616,810	31,755,420	59,556	13,633,668
宮城	1,201,916	65,072,966	140,845	37,642,170
秋田	496,013	25,521,345	52,383	11,407,811
山形	581,530	31,448,962	74,323	15,811,800
福島	1,061,315	57,951,313	123,985	29,692,477
茨城	1,917,931	103,912,501	206,283	57,787,248
栃木	1,236,716	65,150,355	126,680	34,807,666
群馬	1,267,452	67,426,909	145,102	37,361,920
埼玉	3,119,538	176,402,525	344,392	102,294,701
千葉	2,863,159	164,900,560	336,285	102,339,910
東京都	3,700,484	230,202,703	423,528	135,216,099
神奈川県	3,253,052	189,930,145	376,546	112,944,969
新潟	1,319,032	62,400,650	143,685	30,358,009
富山	661,425	33,587,936	82,748	18,186,757
石川	655,939	32,849,475	74,339	16,641,489
福井	475,429	24,905,917	60,969	14,059,363
山梨	478,189	23,854,263	49,173	12,733,293
長野	1,229,103	60,853,152	125,504	28,682,681
岐阜	1,295,773	78,376,739	185,335	48,928,910
静岡	2,199,907	118,770,969	262,509	69,215,918
愛知	4,072,500	255,749,249	570,419	161,320,662
三重	1,169,793	64,963,455	140,936	39,336,246

- (注) 1. 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものである。
 2. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法的自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。
 3. 契約台数は、新契約の台数である。

府県別統計表 <平成23年度>

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋 賀	745,522	38,642,595	84,852	23,287,559
京 都	1,103,906	62,078,851	133,658	38,352,686
大 阪	3,186,975	197,036,176	409,378	132,202,343
兵 庫	2,410,475	134,784,661	289,658	88,518,050
奈 良	688,694	37,520,315	82,132	24,395,572
和 歌 山	594,101	27,157,705	59,080	18,442,225
鳥 取	311,430	17,066,525	40,125	8,228,925
島 根	309,280	15,846,922	33,937	6,649,468
岡 山	1,142,658	58,800,255	134,054	34,917,658
広 島	1,452,272	78,105,843	167,681	44,426,434
山 口	791,394	42,596,140	90,387	21,161,106
徳 島	452,867	21,671,095	50,421	12,750,381
香 川	599,786	29,746,559	67,017	17,511,037
愛 媛	740,954	34,918,910	75,633	17,591,781
高 知	345,987	16,403,457	31,471	7,306,851
福 岡	2,566,080	147,556,220	321,417	81,013,011
佐 賀	445,911	22,898,815	48,963	11,945,320
長 崎	636,157	32,737,602	61,110	14,657,234
熊 本	898,905	47,913,834	104,467	24,974,212
大 分	605,853	30,978,648	62,256	15,019,513
宮 崎	551,870	28,003,303	56,793	13,187,012
鹿 児 島	812,979	40,104,673	70,481	16,371,838
沖 縄	575,031	20,473,262	57,618	10,614,502
合 計	60,440,775	3,356,112,576	7,082,888	1,929,299,301

4. 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額である。

5. 合計には、都道府県不明分が含まれている。

第17表 任意自動車保険 用途

	用途・車種	24年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠
			付保台数	普及率	付保台数
		台	台	%	台
1	自家用普通乗用車	17,048,886 (16,790,700)	13,869,584 (13,744,972)	81.4 (81.9)	13,859,872 (13,734,658)
2	自家用小型乗用車	22,849,912 (23,094,498)	17,944,790 (18,265,019)	78.5 (79.1)	17,929,565 (18,247,802)
3	軽四輪乗用車	18,585,902 (18,004,339)	13,902,311 (13,489,955)	74.8 (74.9)	13,890,954 (13,477,860)
4	軽四輪貨物車 (軽三輪車を含む)	9,023,226 (9,070,484)	4,792,072 (4,808,170)	53.1 (53.0)	4,766,492 (4,779,727)
5	自家用小型貨物車 (自家用三輪車を含む)	3,642,980 (3,714,240)	2,855,837 (2,923,977)	78.4 (78.7)	2,846,207 (2,912,773)
6	自家用普通貨物車 (自家用被けん引車を含む)	1,418,521 (1,424,639)	1,250,426 (1,260,965)	88.1 (88.5)	1,246,090 (1,255,571)
7	営業用普通貨物車 (営業用被けん引車を含む)	999,601 (1,000,322)	696,082 (690,721)	69.6 (69.0)	692,562 (687,597)
8	営業用小型貨物車 (営業用三輪車を含む)	74,811 (75,646)	50,522 (51,711)	67.5 (68.4)	51,014 (52,385)
9	営業用乗用車	244,643 (249,934)	179,777 (183,360)	73.5 (73.4)	190,742 (194,832)
10	営業用バス	108,544 (108,228)	100,870 (101,165)	92.9 (93.5)	100,250 (100,418)
11	自家用バス	117,726 (118,611)	90,194 (91,823)	76.6 (77.4)	89,621 (91,253)
12	二輪車	3,502,701 (3,510,804)	1,417,744 (1,416,722)	40.5 (40.4)	1,423,766 (1,420,127)
13	特種・特殊車	1,495,131 (1,498,328)	713,633 (720,977)	47.7 (48.1)	753,934 (758,483)
14	合計	79,112,584 (78,660,773)	57,863,842 (57,749,537)	73.1 (73.4)	57,841,069 (57,713,486)

(注) 1. 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(平成24年3月末現在)」(財)自動車検査登録情報協会発行)による。

2. 付保台数は、平成24年3月末現在の有効契約台数である。

3. ()内数値は、平成23年3月末の数値である。

4. 保有車両数、付保台数には、原動機付自転車及び小型特殊車が含まれていない。

5. 付保台数合計には、用途・車種不明分が含まれている。

・車種別普及率表 <平成24年3月末>

償	搭乗者傷害		車 両		
	普及率	付保台数	普及率	付保台数	
	%	台	%	台	%
	81.3 (81.8)	8,841,562 (9,728,153)	51.9 (57.9)	9,921,121 (9,700,925)	58.2 (57.8)
	78.5 (79.0)	11,106,559 (12,601,955)	48.6 (54.6)	11,407,599 (11,521,160)	49.9 (49.9)
	74.7 (74.9)	8,568,546 (9,344,278)	46.1 (51.9)	8,252,637 (7,951,425)	44.4 (44.2)
	52.8 (52.7)	2,877,293 (3,220,770)	31.9 (35.5)	1,476,356 (1,453,585)	16.4 (16.0)
	78.1 (78.4)	1,705,508 (1,915,887)	46.8 (51.6)	1,252,826 (1,269,877)	34.4 (34.2)
	87.8 (88.1)	753,762 (823,620)	53.1 (57.8)	475,402 (470,840)	33.5 (33.0)
	69.3 (68.7)	190,792 (207,291)	19.1 (20.7)	180,425 (179,400)	18.0 (17.9)
	68.2 (69.3)	19,092 (21,029)	25.5 (27.8)	12,815 (13,080)	17.1 (17.3)
	78.0 (78.0)	44,619 (47,922)	18.2 (19.2)	20,319 (20,329)	8.3 (8.1)
	92.4 (92.8)	35,327 (37,404)	32.5 (34.6)	39,875 (40,414)	36.7 (37.3)
	76.1 (76.9)	65,447 (72,003)	55.6 (60.7)	54,437 (54,935)	46.2 (46.3)
	40.6 (40.5)	1,104,208 (1,151,944)	31.5 (32.8)	25,795 (24,931)	0.7 (0.7)
	50.4 (50.6)	399,220 (432,060)	26.7 (28.8)	193,167 (191,130)	12.9 (12.8)
	73.1 (73.4)	35,711,935 (39,604,316)	45.1 (50.3)	33,312,774 (32,892,031)	42.1 (41.8)

第18表 任意自動車保険

都道府県	24年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償
		付保台数	普及率	付保台数
	台	台	%	台
北海道	3,658,137	2,565,090	70.1	2,566,200
青森	987,993	675,093	68.3	675,660
岩手	988,445	604,985	61.2	603,533
宮城	1,595,984	1,137,292	71.3	1,136,462
秋田	814,406	474,805	58.3	475,258
山形	920,430	583,867	63.4	583,706
福島	1,574,090	1,026,455	65.2	1,025,427
茨城	2,491,974	1,843,603	74.0	1,841,559
栃木	1,664,411	1,189,179	71.4	1,188,287
群馬	1,739,909	1,229,499	70.7	1,228,494
埼玉	3,938,034	3,051,028	77.5	3,048,086
千葉	3,495,084	2,742,672	78.5	2,739,913
東京	4,417,097	3,443,515	78.0	3,455,634
神奈川	3,949,700	3,136,006	79.4	3,139,817
新潟	1,815,525	1,239,459	68.3	1,239,812
富山	882,362	633,880	71.8	632,018
石川	877,489	630,107	71.8	627,863
福井	648,106	463,116	71.5	462,108
山梨	732,136	456,032	62.3	455,795
長野	1,856,306	1,179,024	63.5	1,179,223
岐阜	1,656,899	1,272,289	76.8	1,270,417
静岡	2,824,658	2,149,313	76.1	2,147,843
愛知	5,004,295	4,042,800	80.8	4,041,542
三重	1,473,445	1,115,595	75.7	1,114,394
滋賀	987,013	725,099	73.5	724,365
京都	1,328,516	1,046,531	78.8	1,046,438
大阪	3,690,466	3,030,687	82.1	3,034,352
兵庫	2,956,625	2,297,704	77.7	2,297,320
奈良	821,786	654,015	79.6	653,149
和歌山	740,975	547,535	73.9	546,158
鳥取	455,341	295,783	65.0	295,231
島根	543,362	301,451	55.5	300,925
岡山	1,489,487	1,085,665	72.9	1,083,555
広島	1,841,448	1,390,385	75.5	1,388,992
山口	1,057,347	752,535	71.2	751,776
徳島	610,344	434,858	71.2	433,840
香川	761,676	566,873	74.4	565,758
愛媛	999,964	696,089	69.6	694,024
高知	554,258	318,580	57.5	317,352
福岡	3,224,771	2,443,825	75.8	2,444,094
佐賀	653,868	426,550	65.2	425,576
長崎	923,224	606,834	65.7	605,498
熊本	1,325,316	860,140	64.9	859,411
大分	894,616	575,373	64.3	574,443
宮崎	918,512	528,043	57.5	527,041
鹿児島	1,321,303	778,167	58.9	775,069
沖縄	1,005,451	525,475	52.3	525,381
合計	79,112,584	57,863,842	73.1	57,841,069

(注) 1. 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(平成24年3月末現在)」((財)自動車検査登録情報協会発行)による。

2. 付保台数は、平成24年3月末の有効契約台数である。

3. 保有車両数、付保台数には、原動機付自転車が含まれていない。

4. 付保台数合計には、都道府県不明及び用途・車種不明が含まれていない。

都道府県別普及率表 <平成24年3月末>

償 普及率	搭 乗 者 傷 害		車 両	
	付 保 台 数	普及率	付 保 台 数	普及率
%	台	%	台	%
70.2	1,635,683	44.7	1,669,301	45.6
68.4	428,588	43.4	375,945	38.1
61.1	323,007	32.7	324,069	32.8
71.2	731,818	45.9	624,576	39.1
58.4	280,468	34.4	277,365	34.1
63.4	325,300	35.3	356,341	38.7
65.1	620,406	39.4	563,142	35.8
73.9	1,240,888	49.8	928,244	37.2
71.4	749,882	45.1	591,688	35.5
70.6	785,646	45.2	665,504	38.2
77.4	1,815,282	46.1	1,632,156	41.4
78.4	1,726,714	49.4	1,620,490	46.4
78.2	2,114,515	47.9	1,943,817	44.0
79.5	1,992,562	50.4	1,773,627	44.9
68.3	755,802	41.6	624,941	34.4
71.6	390,801	44.3	375,779	42.6
71.6	394,848	45.0	329,053	37.5
71.3	302,374	46.7	261,481	40.3
62.3	298,524	40.8	200,309	27.4
63.5	679,711	36.6	632,678	34.1
76.7	721,001	43.5	908,376	54.8
76.0	1,364,002	48.3	1,232,465	43.6
80.8	2,321,177	46.4	2,824,220	56.4
75.6	631,157	42.8	683,380	46.4
73.4	408,956	41.4	412,737	41.8
78.8	641,801	48.3	586,249	44.1
82.2	1,910,267	51.8	1,828,877	49.6
77.7	1,466,680	49.6	1,304,106	44.1
79.5	402,421	49.0	366,469	44.6
73.7	341,118	46.0	247,722	33.4
64.8	175,544	38.6	198,851	43.7
55.4	161,752	29.8	176,743	32.5
72.7	660,586	44.3	605,559	40.7
75.4	798,237	43.3	750,878	40.8
71.1	459,331	43.4	470,070	44.5
71.1	252,659	41.4	231,120	37.9
74.3	347,526	45.6	302,095	39.7
69.4	407,240	40.7	356,322	35.6
57.3	198,954	35.9	155,911	28.1
75.8	1,586,188	49.2	1,494,225	46.3
65.1	281,590	43.1	233,467	35.7
65.6	365,897	39.6	330,601	35.8
64.8	545,126	41.1	526,858	39.8
64.2	358,282	40.0	321,057	35.9
57.4	353,193	38.5	305,951	33.3
58.7	510,197	38.6	404,226	30.6
52.3	413,816	41.2	246,209	24.5
73.1	35,711,935	45.1	33,312,774	42.1

第19表 任意自動車保険 対人賠償責任保険

地域・都道府県	平成20年度			平成21年度		
	付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
	台	台	%	台	台	%
北海道	2,024,520	2,671,993	75.8	2,041,166	2,674,921	76.3
東北	3,405,605	4,877,446	69.8	3,449,240	4,900,395	70.4
青森	495,452	684,755	72.4	502,443	688,491	73.0
岩手	445,462	682,029	65.3	451,544	684,418	66.0
秋田	357,494	571,924	62.5	361,286	573,419	63.0
宮城	879,254	1,157,989	75.9	890,580	1,164,630	76.5
山形	442,544	654,867	67.6	448,682	657,478	68.2
福島	785,399	1,125,882	69.8	794,705	1,131,959	70.2
関東・甲信越	15,214,579	19,102,201	79.6	15,311,365	19,139,331	80.0
東京	2,628,361	3,104,733	84.7	2,623,998	3,086,321	85.0
神奈川	2,521,077	3,002,135	84.0	2,530,436	2,993,760	84.5
埼玉	2,433,407	2,998,780	81.1	2,449,245	3,005,907	81.5
千葉	2,170,350	2,612,335	83.1	2,190,320	2,623,559	83.5
茨城	1,415,424	1,794,304	78.9	1,429,410	1,806,618	79.1
栃木	926,534	1,223,351	75.7	938,492	1,233,094	76.1
群馬	958,884	1,273,991	75.3	967,184	1,280,387	75.5
山梨	349,399	511,039	68.4	352,584	513,963	68.6
長野	880,528	1,282,542	68.7	888,334	1,287,557	69.0
新潟	930,615	1,298,991	71.6	941,362	1,308,165	72.0
北陸・東海	8,115,443	9,999,403	81.2	8,185,422	10,054,576	81.4
富山	495,557	663,015	74.7	500,128	666,475	75.0
石川	495,033	661,636	74.8	499,571	666,015	75.0
福井	354,630	473,044	75.0	358,742	476,258	75.3
静岡	1,684,443	2,066,517	81.5	1,684,835	2,078,246	81.1
愛知	3,239,390	3,836,906	84.4	3,274,038	3,857,929	84.9
岐阜	993,585	1,229,878	80.8	1,003,033	1,233,711	81.3
三重	852,805	1,068,407	79.8	865,075	1,075,942	80.4
近畿・中国	9,384,985	11,585,290	81.0	9,459,709	11,607,827	81.5
大阪	2,345,049	2,683,315	87.4	2,348,247	2,664,980	88.1
京都	810,162	968,444	83.7	815,093	967,359	84.3
滋賀	564,318	724,974	77.8	572,940	730,298	78.5
奈良	533,112	625,502	85.2	535,630	627,299	85.4
和歌山	404,641	503,530	80.4	408,576	506,937	80.6
兵庫	1,815,399	2,194,853	82.7	1,833,035	2,202,725	83.2
岡山	823,335	1,065,800	77.3	834,614	1,071,998	77.9
広島	1,067,848	1,349,766	79.1	1,079,092	1,357,206	79.5
鳥取	222,255	318,864	69.7	225,418	320,648	70.3
島根	219,239	376,897	58.2	223,281	380,363	58.7
山口	579,627	773,345	75.0	583,783	778,014	75.0
四国	1,494,136	2,017,928	74.0	1,512,454	2,031,588	74.4
香川	422,889	537,998	78.6	428,847	542,827	79.0
愛媛	514,575	688,888	74.7	520,119	692,596	75.1
徳島	325,158	424,036	76.7	329,142	426,562	77.2
高知	231,514	367,006	63.1	234,346	369,603	63.4
九州	5,020,065	7,156,887	70.1	5,111,409	7,228,766	70.7
福岡	1,875,037	2,342,430	80.0	1,904,103	2,362,620	80.6
長崎	450,407	639,101	70.5	457,805	643,865	71.1
佐賀	316,996	454,061	69.8	323,438	458,869	70.5
大分	425,845	636,354	66.9	434,753	641,685	67.8
熊本	645,669	927,178	69.6	656,918	937,023	70.1
宮崎	383,195	614,188	62.4	389,163	619,871	62.8
鹿児島	547,935	865,271	63.3	559,171	872,982	64.1
沖縄	374,981	678,304	55.3	386,058	691,851	55.8
合計	44,667,737	57,411,148	77.8	45,095,166	57,637,404	78.2

(注) 1. 付保台数は、各年度3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計の有効契約台数である。

都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉

平成 22 年 度			平成 23 年 度		
付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
台	台	%	台	台	%
2,057,421	2,679,193	76.8	2,058,933	2,699,032	76.3
3,467,337	4,921,223	70.5	3,513,046	4,988,702	70.4
508,206	691,423	73.5	513,012	701,031	73.2
454,526	687,429	66.1	460,483	696,842	66.1
364,327	574,242	63.4	367,289	579,375	63.4
886,262	1,169,365	75.8	906,056	1,194,312	75.9
454,452	659,460	68.9	458,572	667,896	68.7
799,564	1,139,304	70.2	807,634	1,149,246	70.3
15,413,712	19,193,635	80.3	15,437,404	19,348,793	79.8
2,623,675	3,070,164	85.5	2,598,086	3,070,971	84.6
2,536,010	2,987,355	84.9	2,527,401	2,998,527	84.3
2,465,374	3,018,125	81.7	2,471,747	3,043,604	81.2
2,209,722	2,635,994	83.8	2,216,424	2,662,850	83.2
1,443,323	1,822,250	79.2	1,457,785	1,850,539	78.8
950,380	1,243,276	76.4	957,837	1,257,794	76.2
977,912	1,288,485	75.9	984,472	1,302,492	75.6
355,589	518,492	68.6	357,265	524,245	68.1
899,508	1,294,536	69.5	907,023	1,308,133	69.3
952,219	1,314,958	72.4	959,364	1,329,638	72.2
8,263,044	10,105,899	81.8	8,296,437	10,227,297	81.1
505,650	670,524	75.4	509,356	678,581	75.1
505,763	670,534	75.4	508,834	679,065	74.9
363,649	479,339	75.9	367,100	485,480	75.6
1,688,259	2,088,469	80.8	1,687,464	2,113,415	79.8
3,308,130	3,875,617	85.4	3,323,437	3,923,641	84.7
1,013,673	1,237,638	81.9	1,015,062	1,249,646	81.2
877,920	1,083,778	81.0	885,184	1,097,469	80.7
9,536,173	11,644,470	81.9	9,569,307	11,750,445	81.4
2,357,764	2,663,447	88.5	2,352,672	2,678,164	87.8
818,959	967,062	84.7	818,525	973,212	84.1
582,173	737,238	79.0	588,757	748,561	78.7
537,917	628,987	85.5	538,148	633,044	85.0
412,233	510,461	80.8	414,833	515,090	80.5
1,847,034	2,207,586	83.7	1,853,703	2,226,600	83.3
844,075	1,078,995	78.2	852,106	1,091,979	78.0
1,091,079	1,363,717	80.0	1,097,541	1,379,371	79.6
228,584	323,350	70.7	230,402	327,081	70.4
226,932	382,557	59.3	229,338	387,681	59.2
589,423	781,070	75.5	593,282	789,662	75.1
1,531,563	2,046,826	74.8	1,545,746	2,069,736	74.7
435,044	547,901	79.4	439,944	554,917	79.3
525,613	696,738	75.4	529,621	704,536	75.2
333,463	429,802	77.6	336,638	434,424	77.5
237,443	372,385	63.8	239,543	375,859	63.7
5,191,860	7,298,291	71.1	5,245,531	7,400,695	70.9
1,928,572	2,381,861	81.0	1,946,007	2,412,790	80.7
465,525	648,741	71.8	469,759	656,712	71.5
329,171	463,285	71.1	332,079	469,515	70.7
442,098	647,140	68.3	448,015	653,281	68.6
667,477	945,458	70.6	675,394	959,274	70.4
395,975	625,004	63.4	400,269	634,517	63.1
568,017	879,946	64.6	573,867	892,044	64.3
395,025	706,856	55.9	400,141	722,562	55.4
45,499,946	57,889,537	78.6	45,716,685	58,484,700	78.2

2. 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報」((財)自動車検査登録情報協会発行)による。各年度とも3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計である。

第20表 任意自動車保険 対人賠償責任保険

	保険金額 用途・車種		2,000万円まで		2,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超 1億円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	10,639	0.1	4,561	0.0	11,898	0.1
2		小型	13,852	0.1	8,820	0.0	22,124	0.1
3	営業用乗用車		162	0.1	334	0.2	39,522	20.7
4	軽四輪自動車	乗用車	6,344	0.0	8,278	0.1	13,822	0.1
5		貨物車	12,302	0.2	20,105	0.4	31,488	0.6
6	自家用貨物車	普通	2,730	0.3	2,848	0.3	5,515	0.5
7		小型	14,109	0.5	6,123	0.2	15,383	0.6
8	営業用貨物車	普通	843	0.1	4,274	0.5	12,455	1.5
9		小型	62	0.1	211	0.4	962	1.6
10	バス	自家用	922	1.0	218	0.2	499	0.5
11		営業用	3,867	3.4	617	0.5	20,095	17.5
12	二輪車		9,879	0.6	3,494	0.2	3,272	0.2
13	原動機付自転車		16,917	1.5	16,030	1.4	11,885	1.1
14	ダンプカー		938	0.2	1,719	0.4	2,950	0.7
15	特種用途自動車		20,436	7.0	3,492	1.2	3,833	1.3
16	工作車		5,783	1.1	10,717	2.0	13,452	2.6
17	計		119,785	0.2	91,841	0.2	209,155	0.4
18	レンタカー		1,101	0.2	500	0.1	3,920	0.5
19	合計		120,886	0.2	92,341	0.2	213,075	0.4

(注) 1. 契約台数は、新契約の台数である。

2. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車が、それぞれ含まれている。

3. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。

4. 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれる。

保険金額別契約構成表 <平成23年度>

1億円超 2億円まで		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
248	0.0	13,741,728	99.8	13,769,075	100.0	1
564	0.0	17,784,234	99.7	17,829,593	100.0	2
2,362	1.2	148,297	77.8	190,677	100.0	3
227	0.0	14,068,449	99.8	14,097,120	100.0	4
273	0.0	4,976,469	98.7	5,040,637	100.0	5
118	0.0	1,050,222	98.9	1,061,432	100.0	6
275	0.0	2,601,274	98.6	2,637,164	100.0	7
1,110	0.1	789,927	97.7	808,609	100.0	8
79	0.1	57,247	97.8	58,561	100.0	9
12	0.0	89,814	98.2	91,465	100.0	10
1	0.0	90,447	78.6	115,027	100.0	11
77	0.0	1,508,060	98.9	1,524,781	100.0	12
137	0.0	1,085,749	96.0	1,130,718	100.0	13
59	0.0	425,151	98.7	430,817	100.0	14
32	0.0	264,574	90.5	292,367	100.0	15
599	0.1	492,738	94.2	523,289	100.0	16
6,173	0.0	59,174,380	99.3	59,601,332	100.0	17
8	0.0	709,843	99.2	715,372	100.0	18
6,181	0.0	59,884,223	99.3	60,316,704	100.0	19

第21表 任意自動車保険 対物賠償責任保険

	保険金額 用途・車種		500万円まで		500万円超 1,000万円まで		1,000万円超 2,000万円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	145,559	1.1	464,739	3.4	174,882	1.3
2		小型	290,406	1.6	763,446	4.3	239,168	1.3
3	営業用乗用車		108,030	53.6	19,418	9.6	2,662	1.3
4	軽四輪自動車	乗用車	242,390	1.7	599,911	4.3	139,631	1.0
5		貨物車	361,389	7.2	376,693	7.5	66,208	1.3
6	自家用貨物車	普通	50,649	4.8	92,429	8.8	22,810	2.2
7		小型	152,851	5.8	214,989	8.2	46,378	1.8
8	営業用貨物車	普通	72,997	9.1	69,632	8.7	36,771	4.6
9		小型	7,147	12.1	6,747	11.4	2,435	4.1
10	バス	自家用	4,287	4.7	5,802	6.4	1,133	1.2
11		営業用	43,182	37.8	9,131	8.0	1,630	1.4
12	二輪車		79,231	5.2	86,872	5.7	12,563	0.8
13	原動機付自転車		320,398	28.6	57,018	5.1	6,971	0.6
14	ダンプカー		18,325	4.3	32,579	7.6	8,731	2.0
15	特種用途自動車		42,784	14.7	22,534	7.8	4,124	1.4
16	工作車		87,639	17.7	73,370	14.8	18,800	3.8
17	計		2,027,264	3.4	2,895,310	4.9	784,897	1.3
18	レンタカー		56,152	7.9	115,325	16.1	48,977	6.9
19	合計		2,083,416	3.5	3,010,635	5.0	833,874	1.4

(注) 1. 契約台数は、新契約の台数である。

2. 軽四輪自動車（貨物車）には軽三輪車が、自家用貨物車（小型）には自家用三輪車が、営業用貨物車（小型）には営業用三輪車が、それぞれ含まれている。

3. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。

4. 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれる。

保険金額別契約構成表 <平成23年度>

2,000万円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
51,674	0.4	12,920,921	93.9	13,757,775	100.0	1
72,012	0.4	16,445,114	92.3	17,810,147	100.0	2
1,794	0.9	69,799	34.6	201,703	100.0	3
40,675	0.3	13,059,917	92.7	14,082,523	100.0	4
24,585	0.5	4,177,820	83.4	5,006,695	100.0	5
18,877	1.8	869,785	82.5	1,054,550	100.0	6
22,009	0.8	2,189,769	83.4	2,625,996	100.0	7
43,623	5.4	581,022	72.3	804,045	100.0	8
1,787	3.0	40,983	69.3	59,099	100.0	9
412	0.5	79,010	87.2	90,644	100.0	10
1,778	1.6	58,630	51.3	114,351	100.0	11
3,500	0.2	1,336,422	88.0	1,518,587	100.0	12
2,813	0.3	731,964	65.4	1,119,163	100.0	13
3,892	0.9	363,918	85.1	427,445	100.0	14
2,658	0.9	218,098	75.2	290,198	100.0	15
61,684	12.5	252,906	51.2	494,399	100.0	16
353,773	0.6	53,396,078	89.8	59,457,320	100.0	17
15,340	2.1	478,482	67.0	714,277	100.0	18
369,113	0.6	53,874,560	89.5	60,171,597	100.0	19

第22表 任意自動車保険 年齢条件別

用途・車種	年 齢 条 件	対 人 賠 償		対 物 賠 償	
		契約台数	構成比	契約台数	構成比
自家用乗用車		台	%	台	%
	年齢を問わず補償	588,782	2.0	588,167	2.0
	21歳以上補償	2,127,417	7.2	2,126,382	7.2
	26歳以上補償	5,630,433	19.0	5,622,262	19.0
	30歳以上補償	6,063,086	20.5	6,055,906	20.5
	その他の他	15,180,881	51.3	15,178,700	51.3
	計	29,590,599	100.0	29,571,417	100.0
軽四輪乗用車	年齢を問わず補償	549,034	4.1	548,239	4.1
	21歳以上補償	1,444,751	10.7	1,443,907	10.7
	26歳以上補償	2,608,992	19.3	2,605,152	19.3
	30歳以上補償	2,427,167	18.0	2,423,734	18.0
	その他の他	6,464,749	47.9	6,463,810	47.9
	計	13,494,693	100.0	13,484,842	100.0
二輪自動車	年齢を問わず補償	78,159	5.2	78,163	5.2
	21歳以上補償	182,199	12.2	182,047	12.2
	26歳以上補償	513,391	34.3	512,173	34.3
	30歳以上補償	707,164	47.2	705,996	47.2
	その他の他	16,845	1.1	16,687	1.1
	計	1,497,758	100.0	1,495,066	100.0
原動機付自転車	年齢を問わず補償	71,845	10.2	71,534	10.2
	21歳以上補償	632,347	89.7	628,128	89.6
	その他の他	1,068	0.2	1,058	0.2
	計	705,260	100.0	700,720	100.0
合 計	年齢を問わず補償	1,287,820	2.8	1,286,103	2.8
	21歳以上補償	4,386,714	9.7	4,380,464	9.7
	26歳以上補償	8,752,816	19.3	8,739,587	19.3
	30歳以上補償	9,197,417	20.3	9,185,636	20.3
	その他の他	21,663,543	47.8	21,660,255	47.9
	計	45,288,310	100.0	45,252,045	100.0

(注) 1. 契約台数は、新契約の台数である。

2. フリート契約、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。フリート契約とは、保険契約者の総付保台数が10台以上の契約をいう。

契約構成表 <平成23年度>

搭 乗 者 傷 害		車 両		合 計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
台	%	台	%	台	%
366,216	1.9	333,149	1.7	589,602	2.0
1,315,762	6.8	1,329,214	6.8	2,129,699	7.2
3,573,243	18.5	3,659,551	18.7	5,659,053	19.1
4,578,757	23.6	3,709,315	19.0	6,063,694	20.5
9,528,494	49.2	10,500,032	53.8	15,181,144	51.2
19,362,472	100.0	19,531,261	100.0	29,623,192	100.0
334,363	3.9	297,501	3.8	549,481	4.1
883,142	10.3	857,784	10.9	1,445,911	10.7
1,615,817	18.8	1,492,970	18.9	2,615,836	19.4
1,805,927	21.0	1,247,826	15.8	2,427,401	18.0
3,976,549	46.2	3,998,474	50.6	6,464,812	47.9
8,615,798	100.0	7,894,555	100.0	13,503,441	100.0
52,093	4.4	489	1.9	78,358	5.2
135,324	11.5	1,559	6.1	182,638	12.1
415,930	35.4	10,098	39.4	515,711	34.3
559,814	47.7	12,954	50.6	709,825	47.2
11,506	1.0	518	2.0	16,858	1.1
1,174,667	100.0	25,618	100.0	1,503,390	100.0
54,119	9.3	1,267	22.9	72,115	10.2
525,129	90.5	4,261	77.0	635,707	89.7
777	0.1	6	0.1	1,069	0.2
580,025	100.0	5,534	100.0	708,891	100.0
806,791	2.7	632,406	2.3	1,289,556	2.8
2,859,357	9.6	2,192,818	8.0	4,393,955	9.7
5,604,990	18.9	5,162,619	18.8	8,790,600	19.4
6,944,498	23.4	4,970,095	18.1	9,200,920	20.3
13,517,326	45.5	14,499,030	52.8	21,663,883	47.8
29,732,962	100.0	27,456,968	100.0	45,338,914	100.0

第23表 任意自動車保険 事故類型別支払統計表 <平成23年度>

担保種目	事故類型	支払件数		支払保険金
		件	構成比	
対人賠償		件	%	千円
	「自動車」対「自動車」	384,537	77.5	241,530,493
	「自動車」対「人」	87,775	17.7	129,855,613
	「自動車」対「物」	9,644	1.9	9,943,857
	自動車単独	14,275	2.9	13,319,637
	合計	496,231	100.0	394,649,600
対物賠償	「自動車」対「自動車」	2,403,142	87.5	592,522,462
	「自動車」対「人」	69,736	2.5	3,866,104
	「自動車」対「物」	240,544	8.8	75,022,014
	自動車単独	33,021	1.2	9,801,335
	合計	2,746,443	100.0	681,211,915
搭乗者傷害	「自動車」対「自動車」	406,490	86.2	63,590,278
	「自動車」対「人」	3,933	0.8	1,087,355
	「自動車」対「物」	32,205	6.8	8,509,344
	自動車単独	29,119	6.2	8,845,616
	合計	471,747	100.0	82,032,593
車両	「自動車」対「自動車」	1,294,478	38.4	294,750,145
	「自動車」対「人」	32,041	1.0	6,073,171
	「自動車」対「物」	960,002	28.5	244,447,676
	自動車単独	1,081,946	32.1	226,134,216
	合計	3,368,467	100.0	771,405,208

(注) 1. 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表その1（注）5. 参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。

2. 合計には、事故類型不明分が含まれている。

3. 事故類型「自動車」対「人」中の「人」には、軽車両搭乗中が含まれている。

第24表 任意自動車保険 車両保険

事故形態 都道府県	他車・物・人との衝突、 接触、転覆、墜落			台風・竜巻・洪水・高潮		
	支払件数		支払保険金 千円	支払件数		支払保険金 千円
	件	構成比 %		件	構成比 %	
北海道	130,854	66.6	32,615,990	4,545	2.3	1,297,389
青森	29,450	80.4	6,357,840	33	0.1	21,232
岩手	22,373	74.5	4,463,599	49	0.2	22,928
宮城	49,879	75.0	11,288,907	1,072	1.6	845,569
秋田	21,225	80.4	4,197,476	32	0.1	19,372
山形	30,423	80.0	5,713,632	37	0.1	19,817
福島	45,060	74.7	9,715,489	900	1.5	777,030
茨城	67,826	77.4	16,379,540	635	0.7	198,243
栃木	40,787	76.3	9,666,437	136	0.3	68,164
群馬	49,198	79.5	11,270,925	257	0.4	159,747
埼玉	118,037	76.1	30,284,128	857	0.6	395,729
千叶	122,929	77.5	32,346,945	1,008	0.6	320,593
東京都	155,579	75.4	44,523,218	1,240	0.6	481,575
神奈川県	136,900	75.4	34,446,671	2,389	1.3	761,516
新潟	50,823	72.4	9,746,106	824	1.2	485,353
富山	30,353	76.2	6,461,118	22	0.1	9,611
石川	25,181	76.1	5,091,749	11	0.0	5,129
福井	22,216	78.9	4,630,623	23	0.1	10,539
山梨	15,716	81.6	3,578,180	64	0.3	32,244
長野	47,155	80.2	9,614,330	49	0.1	20,623
岐阜	73,368	74.2	18,355,620	486	0.5	406,120
静岡県	89,497	75.3	20,374,542	6,265	5.3	1,735,323
愛知県	224,574	73.3	56,744,602	2,266	0.7	1,545,715
三重	53,558	74.2	13,481,017	876	1.2	567,702
滋賀	30,362	75.6	7,426,387	207	0.5	39,373
京都	47,055	76.6	11,375,165	117	0.2	58,354
大阪	146,673	71.4	40,372,412	217	0.1	150,662
兵庫県	103,017	73.4	27,413,849	1,997	1.4	1,789,483
奈良	30,003	77.9	7,643,618	72	0.2	49,308
和歌山	17,755	73.4	4,175,390	1,454	6.0	1,216,553
鳥取	16,017	73.8	3,061,010	72	0.3	18,425
島根	13,180	75.6	2,465,816	32	0.2	5,814
岡山	44,433	77.2	10,436,946	815	1.4	534,845
広島	58,570	76.6	13,382,847	210	0.3	75,820
山口	34,325	75.6	6,954,252	161	0.4	57,019
徳島	16,795	79.7	3,733,390	595	2.8	299,575
香川	22,146	84.5	4,917,512	175	0.7	47,375
愛媛	24,799	79.6	4,669,306	101	0.3	26,689
高知	11,200	85.6	2,031,976	35	0.3	7,110
福岡	112,448	77.7	23,703,087	272	0.2	101,322
佐賀	16,507	84.4	3,408,202	40	0.2	10,660
長崎	21,719	87.4	3,807,031	65	0.3	16,064
熊本	37,541	81.9	7,173,884	99	0.2	31,522
大分	22,072	81.8	4,160,921	81	0.3	28,222
宮崎	19,924	83.2	3,286,353	147	0.6	33,582
鹿児島	24,752	85.2	4,383,351	119	0.4	39,717
沖縄	18,000	73.9	2,807,957	3,605	14.8	652,040
合計	2,545,676	75.6	604,959,041	34,956	1.0	15,558,433

(注) 1. 販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除く。

2. 「その他」には、火災・爆発、飛来物・落下物との衝突等が含まれている。

3. 都道府県合計には、都道府県不明分が含まれている。

都道府県別・事故形態別支払統計表〈平成23年度〉

盗 難			そ の 他			合 計		
支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金
1,233	0.6	316,403	59,790	30.4	11,118,006	196,422	100.0	45,347,788
24	0.1	8,234	7,129	19.5	1,073,807	36,636	100.0	7,461,113
20	0.1	7,327	7,584	25.3	1,647,652	30,026	100.0	6,141,506
119	0.2	64,523	15,425	23.2	5,097,604	66,495	100.0	17,296,603
11	0.0	5,026	5,142	19.5	740,696	26,410	100.0	4,962,570
24	0.1	8,049	7,541	19.8	1,052,221	38,025	100.0	6,793,719
145	0.2	81,961	14,220	23.6	2,157,164	60,325	100.0	12,731,644
894	1.0	835,302	18,250	20.8	2,981,767	87,605	100.0	20,394,852
395	0.7	380,006	12,147	22.7	1,767,530	53,465	100.0	11,882,137
406	0.7	314,689	12,003	19.4	1,768,160	61,864	100.0	13,513,521
1,940	1.3	1,309,760	34,190	22.1	5,883,534	155,024	100.0	37,873,151
2,696	1.7	2,590,643	31,924	20.1	5,608,486	158,557	100.0	40,866,667
1,196	0.6	1,052,805	48,346	23.4	8,709,986	206,361	100.0	54,767,584
2,053	1.1	1,599,889	40,290	22.2	6,630,129	181,632	100.0	43,438,205
139	0.2	43,946	18,449	26.3	2,473,908	70,235	100.0	12,749,313
121	0.3	26,155	9,335	23.4	1,232,719	39,831	100.0	7,729,603
117	0.4	34,987	7,788	23.5	1,012,576	33,097	100.0	6,144,441
93	0.3	31,901	5,816	20.7	820,182	28,148	100.0	5,493,245
40	0.2	13,777	3,448	17.9	523,392	19,268	100.0	4,147,593
143	0.2	49,183	11,444	19.5	1,539,349	58,791	100.0	11,223,485
1,702	1.7	997,872	23,330	23.6	3,237,028	98,886	100.0	22,996,640
467	0.4	195,483	22,684	19.1	3,630,102	118,913	100.0	25,935,450
11,194	3.7	8,588,990	68,309	22.3	10,853,453	306,343	100.0	77,732,760
854	1.2	440,658	16,904	23.4	2,639,175	72,192	100.0	17,128,552
325	0.8	165,197	9,275	23.1	1,372,179	40,169	100.0	9,003,136
879	1.4	438,560	13,388	21.8	2,256,010	61,439	100.0	14,128,089
7,675	3.7	4,062,074	50,743	24.7	9,981,340	205,308	100.0	54,566,488
2,323	1.7	1,341,059	32,965	23.5	6,019,054	140,302	100.0	36,563,445
470	1.2	228,117	7,983	20.7	1,447,951	38,528	100.0	9,368,994
182	0.8	88,701	4,790	19.8	989,126	24,181	100.0	6,469,770
49	0.2	20,656	5,570	25.7	702,979	21,708	100.0	3,803,070
25	0.1	6,477	4,197	24.1	505,969	17,434	100.0	2,984,076
322	0.6	172,138	11,989	20.8	1,727,363	57,559	100.0	12,871,292
184	0.2	71,369	17,465	22.9	2,562,998	76,429	100.0	16,093,034
105	0.2	33,318	10,825	23.8	1,540,706	45,416	100.0	8,585,295
33	0.2	17,738	3,640	17.3	573,634	21,063	100.0	4,624,337
94	0.4	30,131	3,781	14.4	570,142	26,196	100.0	5,565,160
78	0.3	24,304	6,196	19.9	893,138	31,174	100.0	5,613,437
54	0.4	18,633	1,800	13.8	256,924	13,089	100.0	2,314,643
1,483	1.0	475,310	30,581	21.1	4,608,752	144,784	100.0	28,888,471
92	0.5	30,014	2,909	14.9	415,741	19,548	100.0	3,864,617
39	0.2	18,552	3,021	12.2	423,228	24,844	100.0	4,264,875
143	0.3	26,088	8,061	17.6	1,203,986	45,844	100.0	8,435,480
63	0.2	13,158	4,762	17.7	654,820	26,978	100.0	4,857,121
64	0.3	16,080	3,801	15.9	493,089	23,936	100.0	3,829,104
34	0.1	8,327	4,139	14.3	598,406	29,044	100.0	5,029,801
30	0.1	3,722	2,711	11.1	373,360	24,346	100.0	3,837,079
40,803	1.2	26,326,429	747,032	22.2	124,561,445	3,368,467	100.0	771,405,348

IV. 損害保険全般

第25表 損害保険種目別元受正味保険料の推移

種目 \ 年度	平成19	20	21	22	23
	億円	億円	億円	億円	億円
自動車	36,487 (41.5)	35,993 (42.5)	35,606 (43.1)	35,773 (43.5)	36,236 (42.8)
自賠責	10,476 (11.9)	8,728 (10.3)	8,099 (9.8)	8,101 (9.9)	8,955 (10.6)
計	46,964 (53.4)	44,722 (52.8)	43,705 (53.0)	43,874 (53.4)	45,192 (53.3)
火災	14,686 (16.7)	14,680 (17.3)	14,643 (17.7)	13,868 (16.9)	14,537 (17.2)
傷害	13,821 (15.7)	12,770 (15.1)	11,892 (14.4)	12,069 (14.7)	12,406 (14.6)
海上・運送	3,287 (3.7)	3,090 (3.7)	2,568 (3.1)	2,657 (3.2)	2,653 (3.1)
その他	9,131 (10.4)	9,361 (11.1)	9,732 (11.8)	9,759 (11.9)	9,935 (11.7)
合計	87,889 (100.0)	84,622 (100.0)	82,540 (100.0)	82,228 (100.0)	84,723 (100.0)

- (注) 1. 元受正味保険料には、収入積立保険料を含む。
 2. 本表は「インシュアランス損害保険統計号」(株)保険研究所を用いて作成した。なお、「自動車」には対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、搭乗者傷害保険および車両保険の他、人身傷害補償保険に係るデータ等を含んでいる。
 3. ()内は構成比(%)を示す。

第4部 自動車保険関連統計

I. 共済関係

II. 交通事故関係

III. 自動車保有登録関係

I. 共済関係

第26表 自賠責共済

年 度	契 約				支	
	件 数		共 済 掛 金		死	亡
	件	%	千 円	%	件	千 円
昭和45	2,923,354		19,255,593		496	2,105,422
50	2,732,993		31,792,707		658	6,360,930
55	2,759,764		45,980,728		624	8,935,923
60	3,138,386		75,182,861		615	9,920,758
61	3,225,300	(2.8)	83,883,351	(11.6)	630	10,211,859
62	3,241,266	(0.5)	82,938,910	(△ 1.1)	648	11,653,097
63	3,392,378	(4.7)	89,177,706	(7.5)	651	11,204,359
平成元	3,189,136	(△ 6.0)	85,634,404	(△ 4.0)	672	11,694,403
2	3,325,675	(4.3)	90,287,051	(5.4)	673	12,035,243
3	3,268,791	(△ 1.7)	80,536,948	(△10.8)	672	12,418,737
4	3,294,496	(0.8)	81,887,921	(1.7)	737	14,406,045
5	3,263,432	(△ 0.9)	70,517,578	(△13.9)	685	13,844,827
6	3,360,666	(3.0)	73,139,184	(3.7)	681	14,183,155
7	3,309,483	(△ 1.5)	73,916,381	(1.1)	664	13,641,336
8	3,360,019	(1.5)	75,702,484	(2.4)	635	12,652,475
9	3,357,421	(△ 0.1)	70,707,667	(△ 6.6)	627	12,596,200
10	3,369,297	(0.4)	72,201,803	(2.1)	625	13,069,091
11	3,472,701	(3.1)	73,822,215	(2.2)	561	12,692,039
12	3,567,223	(2.7)	75,241,838	(1.9)	506	12,286,500
13	3,575,456	(0.2)	76,321,869	(1.4)	482	11,029,849
14	3,573,753	(△ 0.0)	94,797,163	(24.2)	571	13,082,946
15	3,637,219	(1.8)	96,557,242	(1.9)	550	12,823,658
16	3,566,015	(△ 2.0)	95,050,314	(△ 1.6)	569	13,103,586
17	3,629,699	(1.8)	91,563,939	(△ 3.7)	537	12,606,434
18	3,616,425	(△ 0.4)	91,005,611	(△ 0.6)	487	11,616,129
19	3,610,799	(△ 0.2)	84,705,567	(△ 6.9)	445	10,127,141
20	3,951,279	(9.4)	73,456,873	(△13.3)	455	10,521,942
21	3,724,945	(△ 5.7)	69,438,082	(△ 5.5)	407	9,207,247
22	3,731,514	(0.2)	69,607,048	(0.2)	403	9,315,241
23	3,704,642	(△ 0.7)	77,930,334	(12.0)	349	8,277,082

- (注) 1. 昭和45年度は、沖縄県を含まない。
 2. 昭和61年度以降の () 内の数値は、対前年度増減率を示す。
 3. 平成8年度以前は J A 共済より報告を受けた数値である。
 4. 平成9年度は、 J A 共済および全労済より報告を受けた数値の合計である。

収支の推移

傷害および後遺障害		合 計		年 度
件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	
件	千円	件 %	千円 %	
20,301	4,389,105	20,797	6,494,527	昭和45
27,550	11,602,176	28,208	17,963,106	50
32,779	19,073,211	33,403	28,009,134	55
46,791	27,595,414	47,406	37,516,172	60
48,260	27,651,120	48,890 (3.1)	37,862,979 (0.9)	61
45,605	28,088,798	46,253 (△ 5.4)	39,741,895 (5.0)	62
44,452	27,119,122	45,103 (△ 2.5)	38,323,481 (△ 3.6)	63
44,486	26,313,634	45,158 (0.1)	38,008,037 (△ 0.8)	平成元
44,677	26,438,530	45,350 (0.4)	38,473,773 (1.2)	2
44,406	25,426,242	45,078 (△ 0.6)	37,844,979 (△ 1.6)	3
45,059	25,689,138	45,796 (1.6)	40,095,183 (5.9)	4
46,885	27,013,599	47,570 (3.9)	40,858,426 (1.9)	5
47,262	27,302,519	47,943 (0.8)	41,485,674 (1.5)	6
47,268	25,646,983	47,932 (△ 0.0)	39,288,319 (△ 5.3)	7
47,722	25,711,403	48,357 (0.9)	38,363,878 (△ 2.4)	8
48,948	26,737,861	49,575 (2.5)	39,334,061 (2.5)	9
49,983	27,103,897	50,608 (2.1)	40,172,988 (2.1)	10
52,088	30,583,727	52,649 (4.0)	43,275,767 (7.7)	11
55,561	32,842,902	56,067 (6.5)	45,129,402 (4.3)	12
58,883	33,499,565	59,365 (5.9)	44,529,413 (△ 1.3)	13
60,692	34,559,342	61,263 (3.2)	47,642,288 (7.0)	14
63,464	36,517,854	64,014 (4.5)	49,341,513 (3.6)	15
62,520	35,390,360	63,089 (△ 1.4)	48,493,946 (△ 1.7)	16
62,517	35,955,395	63,054 (△ 0.1)	48,561,829 (0.1)	17
62,509	35,888,767	62,996 (△ 0.1)	47,504,896 (△ 2.2)	18
62,737	36,568,051	63,182 (0.3)	46,695,192 (△ 1.7)	19
62,060	36,533,397	62,515 (△ 1.1)	47,055,339 (0.8)	20
63,599	36,711,124	64,006 (2.4)	45,918,371 (△ 2.4)	21
66,727	38,452,475	67,130 (4.9)	47,767,716 (4.0)	22
69,117	38,291,020	69,466 (3.5)	46,568,101 (△ 2.5)	23

5. 平成10～12年度は、J A共済、全労済および全自共より報告を受けた数値の合計である。

6. 平成13年度以降は、J A共済、全労済、全自共および交協連より報告を受けた数値の合計である。

第27表 自賠責共済

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
北 海 道	196,944	4,706,379	2,547	1,936,148
青 森	52,712	1,119,315	607	362,325
岩 手	92,607	1,991,292	1,040	801,969
宮 城	78,191	1,701,851	1,396	1,026,732
秋 田	111,971	2,515,152	1,483	998,537
山 形	80,195	1,729,730	1,392	820,556
福 島	118,927	2,606,619	2,216	1,342,733
茨 城	47,317	1,006,819	916	646,620
栃 木	60,437	1,296,553	1,171	852,146
群 馬	91,077	1,983,416	2,070	1,455,672
埼 玉	102,025	2,153,474	2,197	1,422,369
千 葉	46,999	984,744	972	778,099
東 京	26,758	572,700	595	316,102
神 奈 川	68,073	1,447,820	1,330	754,854
新 潟	73,414	1,560,193	993	638,934
富 山	33,296	754,971	709	476,590
石 川	37,553	850,976	789	388,550
福 井	32,186	722,336	788	382,274
山 梨	64,497	1,337,832	1,311	990,783
長 野	134,297	2,871,904	1,962	1,142,145
岐 阜	60,229	1,312,520	1,082	876,208
静 岡	110,230	2,308,324	2,498	1,700,097
愛 知	176,770	3,764,191	3,489	2,055,201
三 重	67,629	1,486,842	1,166	700,426
滋 賀	55,896	1,185,668	1,201	907,410

(注) 1. 本表は、被共済自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものである。
2. JA共済、全労済、全自共および交協連から報告を受けた数値の合計による。

都道府県別収支〈平成23年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
京 都	31,767	667,738	659	472,610
大 阪	28,315	612,346	782	512,010
兵 庫	112,499	2,413,543	2,336	1,560,958
奈 良	42,087	824,531	881	556,549
和 歌 山	54,220	1,078,655	976	695,392
鳥 取	26,272	571,846	422	162,283
島 根	88,701	1,996,416	1,712	699,788
岡 山	74,816	1,609,960	1,692	1,189,824
広 島	90,439	1,940,360	1,649	1,041,591
山 口	76,921	1,667,489	1,759	991,215
徳 島	32,095	677,176	722	403,220
香 川	39,573	837,733	1,073	885,212
愛 媛	78,085	1,628,386	1,628	1,064,742
高 知	75,681	1,644,370	1,321	958,487
福 岡	108,761	2,335,803	3,191	2,433,544
佐 賀	63,666	1,377,889	1,652	1,105,200
長 崎	56,009	1,193,117	956	900,723
熊 本	86,271	1,810,126	1,722	1,271,481
大 分	74,832	1,607,083	1,319	1,073,041
宮 崎	133,251	2,890,288	3,030	1,998,254
鹿 児 島	141,834	2,996,674	2,399	1,615,707
沖 縄	91,715	963,808	1,108	642,859
離 島	76,602	613,377	557	559,927
合 計	3,704,642	77,930,334	69,466	46,568,101

第28表 自動車共済 担保種目別収支の推移

年度	区分 担保種目	契 約		支 払	
		件 数	共済掛金	件 数	共 済 金
		件	千円	件	千円
平成19年度	対人賠償	11,102,081	91,154,509	99,897	57,950,691
	対物賠償	10,996,112	176,356,373	432,208	103,234,669
	搭乗者傷害	7,858,507	22,153,691	43,518	13,747,871
	車 両	4,796,766	114,528,143	339,386	75,459,721
	合 計	11,102,081	404,192,717	915,009	250,392,954
平成20年度	対人賠償	11,114,172	87,017,950	93,907	56,028,707
	対物賠償	11,018,778	172,843,109	414,804	99,487,401
	搭乗者傷害	7,338,796	19,087,587	40,635	12,833,361
	車 両	4,916,302	119,506,808	357,681	78,389,721
	合 計	11,114,172	398,455,456	907,027	246,739,191
平成21年度	対人賠償	11,126,652	83,188,354	66,155	55,776,147
	対物賠償	11,039,411	169,530,426	415,750	99,716,065
	搭乗者傷害	6,765,611	16,325,241	39,152	11,845,969
	車 両	5,046,183	122,947,327	393,812	85,760,450
	合 計	11,126,652	391,991,348	914,869	253,098,631
平成22年度	対人賠償	11,107,459	80,784,445	57,075	53,571,637
	対物賠償	11,026,112	166,597,815	430,175	106,269,492
	搭乗者傷害	6,272,325	15,044,551	38,398	11,119,637
	車 両	5,181,167	125,527,688	443,514	95,108,233
	合 計	11,107,459	387,954,499	969,162	266,068,999
平成23年度	対人賠償	11,172,481	79,877,809	57,490	52,790,305
	対物賠償	11,097,745	164,126,276	431,454	107,285,559
	搭乗者傷害	5,881,950	13,967,540	36,970	9,748,609
	車 両	5,330,826	128,333,585	470,525	101,700,945
	合 計	11,172,481	386,305,210	996,439	271,525,418

(注) J A共済、全労済、全自共および交協連から報告を受けた資料の合計による。

第29表 自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率 <平成24年3月末>

都道府県	保有車両数	自動車共済		自動車保険		保険・共済計	
		台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率
	台	台	%	台	%	台	%
北海道	3,658,137	551,917	15.1	2,565,090	70.1	3,117,007	85.2
青森	987,993	176,619	17.9	675,093	68.3	851,712	86.2
岩手	988,445	236,810	24.0	604,985	61.2	841,795	85.2
宮城	1,595,984	255,882	16.0	1,137,292	71.3	1,393,174	87.3
秋田	814,406	229,067	28.1	474,805	58.3	703,872	86.4
山形	920,430	230,276	25.0	583,867	63.4	814,143	88.5
福島	1,574,090	314,994	20.0	1,026,455	65.2	1,341,449	85.2
茨城	2,491,974	240,349	9.6	1,843,603	74.0	2,083,952	83.6
栃木	1,664,411	256,993	15.4	1,189,179	71.4	1,446,172	86.9
群馬	1,739,909	300,254	17.3	1,229,499	70.7	1,529,753	87.9
埼玉	3,938,034	378,897	9.6	3,051,028	77.5	3,429,925	87.1
千葉	3,495,084	220,819	6.3	2,742,672	78.5	2,963,491	84.8
東京都	4,417,097	334,190	7.6	3,443,515	78.0	3,777,705	85.5
神奈川県	3,949,700	293,155	7.4	3,136,006	79.4	3,429,161	86.8
新潟	1,815,525	377,548	20.8	1,239,459	68.3	1,617,007	89.1
富山	882,362	164,196	18.6	633,880	71.8	798,076	90.4
石川	877,489	156,105	17.8	630,107	71.8	786,212	89.6
福井	648,106	118,991	18.4	463,116	71.5	582,107	89.8
山梨	732,136	148,058	20.2	456,032	62.3	604,090	82.5
長野	1,856,306	428,172	23.1	1,179,024	63.5	1,607,196	86.6
岐阜	1,656,899	204,310	12.3	1,272,289	76.8	1,476,599	89.1
静岡県	2,824,658	357,059	12.6	2,149,313	76.1	2,506,372	88.7
愛知	5,004,295	496,553	9.9	4,042,800	80.8	4,539,353	90.7
三重	1,473,445	174,173	11.8	1,115,595	75.7	1,289,768	87.5
滋賀	987,013	147,955	15.0	725,099	73.5	873,054	88.5
京都	1,328,516	127,747	9.6	1,046,531	78.8	1,174,278	88.4
大阪	3,690,466	198,398	5.4	3,030,687	82.1	3,229,085	87.5
兵庫県	2,956,625	316,002	10.7	2,297,704	77.7	2,613,706	88.4
奈良	821,786	69,126	8.4	654,015	79.6	723,141	88.0
和歌山	740,975	105,809	14.3	547,535	73.9	653,344	88.2
鳥取	455,341	100,529	22.1	295,783	65.0	396,312	87.0
島根	543,362	184,806	34.0	301,451	55.5	486,257	89.5
岡山	1,489,487	231,471	15.5	1,085,665	72.9	1,317,136	88.4
広島	1,841,448	253,253	13.8	1,390,385	75.5	1,643,638	89.3
山口	1,057,347	192,959	18.2	752,535	71.2	945,494	89.4
徳島	610,344	99,340	16.3	434,858	71.2	534,198	87.5
香川	761,676	123,249	16.2	566,873	74.4	690,122	90.6
愛媛	999,964	199,285	19.9	696,089	69.6	895,374	89.5
高知	554,258	152,171	27.5	318,580	57.5	470,751	84.9
福岡	3,224,771	314,687	9.8	2,443,825	75.8	2,758,512	85.5
佐賀	653,868	144,524	22.1	426,550	65.2	571,074	87.3
長崎	923,224	182,439	19.8	606,834	65.7	789,273	85.5
熊本	1,325,316	262,441	19.8	860,140	64.9	1,122,581	84.7
大分	894,616	159,318	17.8	575,373	64.3	734,691	82.1
宮崎	918,512	222,661	24.2	528,043	57.5	750,704	81.7
鹿児島	1,321,303	253,410	19.2	778,167	58.9	1,031,577	78.1
沖縄	1,005,451	214,540	21.3	525,475	52.3	740,015	73.6
合計	79,112,584	10,901,527	13.8	57,863,842	73.1	68,765,369	86.9

- (注) 1. 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(平成24年3月末現在)」((財)自動車検査登録情報協会発行)による。
 2. 自動車共済は、J A共済、全労済、全自共および交協連から報告を受けた資料により、自動車保険は損保料率機構資料による。
 3. 自動車共済・保険台数は、平成24年3月末の有効契約台数である。
 4. 都道府県合計には自動車共済・自動車保険の都道府県不明を含む。

Ⅱ. 交通事故関係

第30表 交通事故発生状況の推移

区分 年 (暦年)	発 生 件 数				死 者 数			負 傷 者 数		
	件 数		指数	1日当たり 平均件数	人 数	指数	1日当たり 平均人数	人 数	指数	1日当たり 平均人数
	交通事故 件 数	死亡事故 件 数								
昭和 45	718,080	15,801	109	1,967.3	16,765	151	45.9	981,096	120	2,687.9
50	472,938	10,165	72	1,295.7	10,792	97	29.6	622,467	76	1,705.4
※ 55	476,677	8,329	72	1,302.4	8,760	79	23.9	598,719	73	1,635.8
60	552,788	8,826	84	1,514.5	9,261	84	25.4	681,346	84	1,866.7
61	579,190	8,877	88	1,586.8	9,317	84	25.5	712,330	87	1,951.6
62	590,723	8,981	89	1,618.4	9,347	84	25.6	722,179	89	1,978.6
※ 63	614,481	9,865	93	1,678.9	10,344	93	28.3	752,845	92	2,057.0
平成 元	661,363	10,570	100	1,812.0	11,086	100	30.4	814,832	100	2,232.4
2	643,097	10,651	97	1,761.9	11,227	101	30.8	790,295	97	2,165.2
3	662,388	10,547	100	1,814.8	11,105	100	30.4	810,245	99	2,219.8
※ 4	695,345	10,891	105	1,899.8	11,451	103	31.3	844,003	104	2,306.0
5	724,675	10,395	110	1,985.4	10,942	99	30.0	878,633	108	2,407.2
6	729,457	10,154	110	1,998.5	10,649	96	29.2	881,723	108	2,415.7
7	761,789	10,227	115	2,087.1	10,679	96	29.3	922,677	113	2,527.9
※ 8	771,084	9,517	117	2,106.8	9,942	90	27.2	942,203	116	2,574.3
9	780,399	9,220	118	2,138.1	9,640	87	26.4	958,925	118	2,627.2
10	803,878	8,797	122	2,202.4	9,211	83	25.2	990,675	122	2,714.2
11	850,363	8,681	129	2,329.8	9,006	81	24.7	1,050,397	129	2,877.8
※ 12	931,934	8,707	141	2,546.3	9,066	82	24.8	1,155,697	142	3,157.6
13	947,169	8,414	143	2,595.0	8,747	79	24.0	1,180,955	145	3,235.5
14	936,721	7,993	142	2,566.4	8,326	75	22.8	1,167,855	143	3,199.6
15	947,993	7,456	143	2,597.2	7,702	69	21.1	1,181,431	145	3,236.8
※ 16	952,191	7,084	144	2,601.6	7,358	66	20.1	1,183,120	145	3,232.6
17	933,828	6,625	141	2,558.4	6,871	62	18.8	1,156,633	142	3,168.9
18	886,864	6,147	134	2,429.8	6,352	57	17.4	1,098,199	135	3,008.8
19	832,454	5,587	126	2,280.7	5,744	52	15.7	1,034,445	127	2,834.1
※ 20	766,147	5,025	116	2,093.3	5,155	47	14.1	945,504	116	2,583.3
21	737,474	4,773	112	2,020.5	4,914	44	13.5	911,108	112	2,496.2
22	725,773	4,726	110	1,988.4	4,863	44	13.3	896,208	110	2,455.4
23	691,937	4,481	105	1,895.7	4,612	42	12.6	854,493	105	2,341.1

- (注) 1. 「交通統計」(財)交通事故総合分析センター発行)による。
 2. 昭和45年は、沖縄県を含まない。
 3. 指数は、平成元年を100としたものである(発生件数欄の指数は、交通事故件数に対するものである)。
 4. 死亡事故件数は、交通事故件数の内数である。
 5. ※を付した年は、閏年のため、1年を366日として「1日当たり平均件数」および「1日当たり平均人数」を計算している。

第31表 都道府県別交通事故発生状況 <平成23年>

区分 都道府県	交通事故件数		死者数				負傷者数			
	件数	対前年増減率	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	自動車等1万台当たり	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	自動車等1万台当たり
	件	%	人	%	人	人	人	%	人	人
北海道	16,395	△ 9.4	190	△ 11.6	3.5	0.5	19,705	△ 10.8	359.2	49.5
青森	5,467	△ 6.4	54	△ 18.2	4.0	0.5	6,790	△ 5.2	498.2	60.9
岩手	3,746	△ 8.6	66	△ 1.5	5.0	0.6	4,616	△ 9.9	351.3	40.3
宮城	9,899	△ 5.0	67	△ 16.3	2.9	0.4	12,696	△ 4.7	545.6	71.4
秋田	2,996	△ 6.6	57	△ 5.0	5.3	0.6	3,665	△ 8.0	340.9	39.9
山形	7,308	△ 1.1	50	△ 2.0	4.3	0.5	9,108	△ 2.5	784.5	87.4
福島	9,618	△ 9.8	94	△ 16.1	4.7	0.5	11,855	△ 10.5	595.7	67.3
東京	51,477	△ 6.4	215	0.0	1.6	0.4	58,140	△ 6.4	440.6	112.4
茨城	15,010	△ 7.6	169	△ 17.6	5.7	0.6	19,547	△ 7.4	660.8	72.1
栃木	8,413	△ 16.3	111	△ 24.0	5.6	0.6	10,721	△ 16.3	536.1	58.0
群馬	18,667	△ 2.2	97	3.2	4.8	0.5	23,569	△ 1.7	1,177.9	123.8
埼玉	37,410	△ 5.5	207	4.5	2.9	0.5	45,567	△ 5.6	632.3	103.3
千葉	23,378	△ 9.8	175	△ 4.9	2.8	0.4	28,885	△ 10.3	464.8	73.9
神奈川	38,800	△ 7.2	180	△ 1.1	2.0	0.4	46,226	△ 6.9	510.3	98.4
新潟	8,983	△ 10.3	133	5.6	5.6	0.6	10,971	△ 10.4	464.5	53.0
山梨	5,950	△ 5.3	39	△ 20.4	4.6	0.5	7,872	△ 4.3	918.6	93.9
長野	10,569	△ 1.6	115	4.5	5.4	0.6	13,256	△ 2.4	618.9	63.7
静岡	37,238	1.3	164	△ 0.6	4.4	0.5	48,055	0.3	1,281.8	150.8
富山	5,164	△ 9.3	50	△ 13.8	4.6	0.5	5,861	△ 10.4	538.7	62.0
石川	5,544	△ 8.2	44	△ 31.3	3.8	0.5	6,677	△ 7.6	572.6	71.8
福井	3,401	△ 6.2	61	45.2	7.6	0.9	4,133	△ 4.7	514.7	59.2
岐阜	10,700	△ 9.2	102	△ 23.3	4.9	0.6	14,220	△ 9.8	686.6	80.2
愛知	49,998	△ 2.3	225	14.2	3.0	0.4	61,534	△ 2.1	829.7	114.3
三重	10,420	△ 7.6	95	△ 29.6	5.1	0.6	13,813	△ 7.2	747.9	83.2
滋賀	8,383	△ 7.1	85	9.0	6.0	0.7	10,709	△ 8.1	757.4	94.3
京都	14,087	△ 4.7	103	7.3	3.9	0.6	17,065	△ 4.2	648.4	99.9
大阪	49,644	△ 3.2	197	△ 2.0	2.2	0.4	59,489	△ 3.2	671.4	130.8
兵庫	36,195	△ 1.1	198	3.1	3.5	0.6	44,100	△ 0.5	790.0	124.5
奈良	6,167	△ 5.3	47	4.4	3.4	0.5	7,920	△ 5.8	567.3	79.0
和歌山	5,942	△ 13.9	54	3.8	5.4	0.6	7,377	△ 14.0	741.4	78.3
鳥取	1,668	△ 7.9	26	△ 38.1	4.4	0.5	2,076	△ 8.7	354.9	41.2
島根	1,863	△ 5.8	31	0.0	4.4	0.5	2,138	△ 5.4	300.3	35.2
岡山	16,197	△ 3.7	106	△ 2.8	5.5	0.6	20,324	△ 4.2	1,047.1	118.3
広島	15,697	△ 5.1	113	△ 11.0	4.0	0.5	19,623	△ 5.0	687.3	89.0
山口	7,476	△ 3.0	74	△ 22.9	5.1	0.6	9,231	△ 3.2	640.2	77.4
徳島	5,178	△ 3.8	49	11.4	6.3	0.7	6,419	△ 1.2	822.9	92.6
香川	11,213	△ 4.9	76	16.9	7.7	0.8	13,905	△ 4.3	1,401.7	155.2
愛媛	7,903	△ 3.5	91	42.2	6.4	0.7	9,461	△ 2.7	664.9	77.3
高知	3,408	△ 7.7	46	△ 11.5	6.1	0.7	3,882	△ 7.4	512.1	57.0
福岡	43,326	△ 2.5	157	△ 7.6	3.1	0.4	56,720	△ 2.4	1,116.8	157.2
佐賀	9,291	2.8	49	△ 15.5	5.8	0.7	12,328	2.9	1,455.5	166.4
長崎	7,253	△ 0.7	47	△ 9.6	3.3	0.4	9,322	△ 1.7	657.9	85.4
熊本	10,475	△ 3.3	86	10.3	4.7	0.6	13,438	△ 1.7	741.2	87.1
大分	6,203	△ 2.0	45	△ 30.8	3.8	0.4	8,073	△ 2.0	677.8	78.2
宮崎	10,967	△ 0.3	49	△ 3.9	4.3	0.5	13,097	△ 0.4	1,158.0	126.6
鹿児島	10,062	△ 4.5	78	△ 17.0	4.6	0.5	12,269	△ 4.0	722.1	79.3
沖縄	6,788	4.4	45	△ 4.3	3.2	0.4	8,045	4.2	574.2	71.0
合計	691,937	△ 4.7	4,612	△ 5.2	3.6	0.5	854,493	△ 4.7	668.6	94.6

(注) 「交通統計 平成23年版」 ((財)交通事故総合分析センター発行) による。

第32表 事故類型別交通事故件数の推移

事故類型 年 (暦年)	人対車両		車両相互		車両単独		列車		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
平成 19	73,159 件	8.8 %	716,091 件	86.0 %	43,108 件	5.2 %	96 件	0.0 %	832,454 件	100.0 %
20	70,704	9.2	656,695	85.7	38,671	5.0	77	0.0	766,147	100.0
21	68,587	9.3	633,094	85.8	35,719	4.8	74	0.0	737,474	100.0
22	68,681	9.5	624,423	86.0	32,602	4.5	67	0.0	725,773	100.0
23	65,144	9.4	597,751	86.4	28,976	4.2	66	0.0	691,937	100.0

(注) 1. 「交通統計」 ((財)交通事故総合分析センター発行) による。
 2. 「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいう。

第33表 年齢層別死者数の推移

年齢層 年 (暦年)	15歳以下	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上			合計
							65～69歳	70歳以上	計		
平成 19	133 (2.3)	304 (5.3)	632 (11.0)	478 (8.3)	454 (7.9)	673 (11.7)	343 (6.0)	488 (8.5)	2,239 (39.0)	2,727 (47.5)	5,744 (100.0)
20	127 (2.5)	261 (5.1)	500 (9.7)	425 (8.2)	417 (8.1)	568 (11.0)	358 (6.9)	444 (8.6)	2,055 (39.9)	2,499 (48.5)	5,155 (100.0)
21	111 (2.3)	227 (4.6)	476 (9.7)	372 (7.6)	382 (7.8)	523 (10.6)	371 (7.5)	409 (8.3)	2,043 (41.6)	2,452 (49.9)	4,914 (100.0)
22	111 (2.3)	196 (4.0)	471 (9.7)	378 (7.8)	395 (8.1)	489 (10.1)	373 (7.7)	401 (8.2)	2,049 (42.1)	2,450 (50.4)	4,863 (100.0)
23	114 (2.5)	197 (4.3)	424 (9.2)	345 (7.5)	407 (8.8)	484 (10.5)	379 (8.2)	334 (7.2)	1,928 (41.8)	2,262 (49.0)	4,612 (100.0)

(注) 1. 「交通統計」 ((財)交通事故総合分析センター発行) による。
 2. () 内は構成比 (%) を示す。

第34表 状態別死者数の推移

年(暦年)	自動車乗車中		二輪車乗車中		自転車乗車中		歩行中		その他		合計	
	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
平成 19	2,013	35.0	1,031	17.9	745	13.0	1,943	33.8	12	0.2	5,744	100.0
20	1,710	33.2	990	19.2	717	13.9	1,721	33.4	17	0.3	5,155	100.0
21	1,600	32.6	886	18.0	695	14.1	1,717	34.9	16	0.3	4,914	100.0
22	1,602	32.9	871	17.9	658	13.5	1,714	35.2	18	0.4	4,863	100.0
23	1,442	31.3	846	18.3	628	13.6	1,686	36.6	10	0.2	4,612	100.0

- (注) 1. 「交通統計」 ((財)交通事故総合分析センター発行) による。
 2. 「二輪車乗車中」とは、自動二輪車および原動機付自転車に乗車中の状態をいう。

第35表 警察統計の死者数の推移

年(暦年)	区分	24時間以内(A)	30日以内(B)	比率(B)/(A)
		人	人	
平成 19		5,744	6,639	1.16
20		5,155	6,023	1.17
21		4,914	5,772	1.17
22		4,863	5,745	1.18
23		4,612	5,450	1.18

- (注) 「交通統計」 ((財)交通事故総合分析センター発行) による。

第36表 車種別道路交通法違反取締件数 <平成23年>

車種 区分		大型車	中型車	普通車	自動二輪	原付・ 小特車	重被けん引車	合計
		件	件	件	件	件	件	件
取締総件数		65,289	170,024	6,683,649	255,713	669,308	30	7,844,013
主な違反行為	無免許運転	96	981	19,865	2,700	7,960	1	31,603
	酒酔い運転	1	5	647	16	33	0	702
	酒気帯び運転	80	136	30,255	1,048	3,451	0	34,970
	最高速度違反	6,369	28,812	2,006,392	76,350	172,429	0	2,290,352
	通行禁止違反	2,402	13,519	647,567	28,481	70,017	0	761,986
	駐停車違反	1,344	6,690	337,355	6,975	17,130	29	369,523
	整備不良車運転	1,641	578	23,231	7,167	23,567	0	56,184
	積載運転	2,376	3,817	11,044	55	358	0	17,650
	信号無視違反	16,379	22,848	584,478	17,788	50,235	0	691,728
	一時停止違反	1,692	9,486	957,629	29,016	131,114	0	1,128,937
携帯電話使用等	22,000	61,612	1,250,417	797	3,871	0	1,338,697	

- (注) 1. 「交通統計 平成23年版」 ((財)交通事故総合分析センター発行) による。
 2. 「自動二輪」とは、小型二輪、軽二輪および原付二種をいう。
 3. 「原付」とは原動機付自転車を、「小特車」とは小型特殊自動車を表している。
 4. 「重被けん引車」とは、けん引されるための構造および装置を有する車両で車両総重量が750kgを超えるものをいう。

第37表 救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移

区分 年(暦年)	救急出動件数		搬送人員		交通事故による 出動件数 (B)	(B)/(A)
	件数 (A)	対前年 増加率	人員	対前年 増加率		
平成19	件 5,290,236	% 1.0	人 4,902,753	% 0.2	件 601,931	% 11.4
20	5,097,094	△ 3.7	4,678,636	△ 4.6	556,480	10.9
21	5,122,226	0.5	4,682,991	0.1	546,937	10.7
22	5,463,682	6.7	4,979,537	6.3	556,569	10.2
23	5,707,655	4.5	5,182,729	4.1	555,402	9.7

(注) 「消防白書」 (消防庁編) による。

第38表 男女別運転免許保有者数の推移

区分 年 (暦年)	運転免許保有者数			男			女		
	保有者数	指数	保有率	人	指数	保有率	人	指数	保有率
	人		%	人		%	人		%
昭和 45	26,449,229	45	34.3	21,683,599	58	58.0	4,765,630	22	12.0
50	33,482,514	57	40.3	26,106,101	70	64.8	7,376,413	34	17.2
55	43,000,383	73	49.0	30,408,233	82	71.5	12,592,150	57	27.9
60	52,347,735	88	56.3	34,277,091	92	75.9	18,070,644	82	37.7
61	54,079,827	91	57.4	35,036,361	94	77.6	19,043,466	87	39.3
62	55,724,173	94	58.3	35,752,664	96	77.1	19,971,509	91	40.6
63	57,423,924	97	59.4	36,483,593	98	77.6	20,940,331	96	42.1
平成 元	59,159,342	100	60.4	37,244,077	100	78.2	21,915,265	100	43.5
2	60,908,993	103	61.4	38,028,875	102	78.9	22,880,118	104	44.9
3	62,553,596	106	61.6	38,773,374	104	78.6	23,780,222	109	45.6
4	64,172,276	108	63.0	39,482,617	106	79.7	24,689,659	113	47.1
5	65,695,677	111	64.3	40,143,572	108	80.8	25,552,105	117	48.6
6	67,205,667	114	65.3	40,793,347	110	81.6	26,412,320	121	49.9
7	68,563,830	116	66.0	41,406,176	111	82.0	27,157,654	124	50.8
8	69,874,878	118	66.8	41,973,336	113	82.6	27,901,542	127	51.8
9	71,271,222	120	67.7	42,578,341	114	83.3	28,692,881	131	53.0
10	72,733,411	123	68.7	43,223,086	116	84.1	29,510,325	135	54.1
11	73,792,756	125	69.3	43,601,205	117	84.5	30,191,551	138	55.0
12	74,686,752	126	69.9	43,865,900	118	84.7	30,820,852	141	56.0
13	75,550,711	128	70.2	44,143,259	119	84.6	31,407,452	143	56.6
14	76,533,859	129	70.9	44,489,377	119	85.1	32,044,482	146	57.5
15	77,467,729	131	71.5	44,786,148	120	85.4	32,681,581	149	58.4
16	78,246,948	132	72.0	45,020,226	121	85.7	33,226,722	152	59.2
17	78,798,821	133	72.6	45,135,941	121	86.0	33,662,880	154	60.0
18	79,329,866	134	72.7	45,257,391	122	85.8	34,072,475	155	60.5
19	79,907,212	135	73.1	45,412,614	122	86.0	34,494,598	157	61.1
20	80,447,842	136	73.6	45,517,585	122	86.1	34,930,257	159	61.8
21	80,811,945	137	73.9	45,539,419	122	86.3	35,272,526	161	62.4
22	81,010,246	137	74.3	45,487,010	122	86.6	35,523,236	162	62.8
23	81,215,266	137	73.9	45,448,263	122	85.7	35,767,003	163	62.9

- (注) 1. 「交通統計」(財)交通事故総合分析センター発行)による。
 2. 昭和45年は、沖縄県を含まない。
 3. 指数は、平成元年を100としたものである。
 4. 保有率は、16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「各年10月1日現在推計人口」または「国勢調査結果」による。

第39表 交通事故高額賠償判決例（人身事故）

認定総損害額	態様	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害者		掲載誌
						性別年齢	職業	
万円 52,853	死亡	横浜地裁	平成22年(ワ)第 6587号	H23. 11. 1	H21. 12. 27	男 41歳	眼開業科医	自保ジャーナル 平成24. 5. 24
39,725	後遺	横浜地裁	平成18年(ワ)第 4571号	H23. 12. 27	H15. 9. 14	男 21歳	大学生	自保ジャーナル 平成24. 3. 8
39,510	後遺	名古屋地裁	平成21年(ワ)第 76号	H23. 2. 18	H19. 4. 13	男 20歳	大学生	自保ジャーナル 平成23. 8. 11
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	H17. 5. 17	H10. 5. 18	男 29歳	会社員	交民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	H19. 4. 10	H14. 12. 11	男 23歳	会社員	自保ジャーナル 平成19. 5. 31
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	H18. 6. 21	H14. 11. 9	男 38歳	開業医	交民 39巻3号844頁
36,551	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	H21. 11. 17	H16. 1. 21	男 14歳	中学生	自保ジャーナル 平成22. 6. 10
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	H16. 6. 29	H9. 4. 24	男 25歳	大学研究科在籍	交民 37巻3号838頁
35,618	後遺	名古屋地裁	平成22年(ワ)第 5137号	H24. 3. 16	H19. 10. 26	男 25歳	美容室長	自保ジャーナル 平成24. 7. 26
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	H18. 9. 27	H13. 10. 4	男 37歳	アルバイト	判例時報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	H19. 1. 31	H8. 10. 21	女 18歳	高校生	交民 40巻1号143頁
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	H19. 6. 8	H15. 5. 22	女 25歳	会社員	自保ジャーナル 平成20. 6. 12
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	H17. 7. 20	H12. 8. 18	男 17歳	高校生	自保ジャーナル 平成17. 10. 20
33,547	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第11955号	H18. 4. 5	H12. 7. 31	男 17歳	高校生	自保ジャーナル 平成18. 5. 25
33,531	後遺	東京地裁	平成15年(ワ)第 9539号	H16. 12. 21	H10. 4. 29	男 32歳	銀行員	交民 37巻6号1721頁
33,387	後遺	横浜地裁	平成19年(ワ)第 3220号	H20. 8. 28	H17. 7. 16	男 40歳	ITコンサルタント	自保ジャーナル 平成20. 11. 27
32,776	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第 1974号	H17. 9. 27	H11. 2. 17	男 42歳	会社員	交民 38巻5号1317頁
32,545	後遺	横浜地裁	平成20年(ワ)第 378号	H21. 5. 14	H16. 12. 2	男 44歳	会社員	自保ジャーナル 平成21. 10. 15
32,403	後遺	大阪地裁	平成14年(ワ)第13586号	H17. 3. 25	H11. 11. 7	男 42歳	財団職員	交民 38巻2号433頁
32,246	後遺	名古屋地裁 一宮支部	平成14年(ワ)第 303号	H16. 3. 30	H10. 10. 7	男 25歳	アルバイト	自保ジャーナル 平成16. 5. 20
31,636	後遺	東京地裁	平成14年(ワ)第20064号	H17. 10. 27	H11. 9. 15	男 25歳	記者	交民 38巻5号1455頁

- (注) 1. 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としている。
 2. 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額あるいは自賠責保険などのてん補金を控除する前の金額をいう。
 3. 態様欄の「後遺」は、後遺障害の略である。
 4. 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略である。

第40表 交通事故高額賠償判決例（物損事故）

認定総損害額	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害物件	掲載誌
万円 26,135	神戸地裁	昭和60年(ワ)第1882号	H6.7.19	S60.5.29	積荷 (呉服・洋服・毛皮)	交民 27巻4号992頁
13,580	東京地裁	平成3年(ワ)第11143号 平成4年(ワ)第2602号	H8.7.17	H3.2.23	店舗 (パチンコ店)	自動車保険新聞 平成15.9.10
12,037	福岡地裁	昭和51年(ワ)第314号	S55.7.18	S50.3.1	電車・線路・家屋	判例タイムズ 423号142頁
11,798	大阪地裁	平成21年(ワ)第10824号	H23.12.7	H19.4.19	トレーラー	自保ジャーナル 平成24.4.26
11,347	千葉地裁	平成6年(ワ)第1104号	H10.10.26	H4.9.14	電車	判例時報 1678号115頁
6,124	岡山地裁	平成10年(ワ)第508号	H12.6.27	H8.9.26	積荷	交民 33巻3号1065頁
4,141	大阪地裁	平成16年(ワ)第6468号	H20.5.14	H11.9.25	積荷	自保ジャーナル 平成20.10.9
3,391	名古屋地裁	平成14年(ワ)第1671号	H16.1.16	H13.3.9	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 平成16.4.1
3,156	東京地裁	平成13年(ワ)第19484号	H13.12.25	H11.11.5	4階建ビル	自動車保険新聞 平成15.9.10
3,052	東京地裁	平成11年(ワ)第20689号	H13.8.28	H11.5.16	店舗 (サーフショップ)	自保ジャーナル 平成14.3.21
2,858	東京地裁	平成14年(ワ)第6146号 平成14年(ワ)第9119号	H14.12.25	H13.3.28	積荷	交民 35巻6号1715頁
2,796	高松地裁	平成7年(ワ)第555号 平成8年(ワ)第472号	H9.8.14	H6.10.5	大型貨物車3台・積荷	自保ジャーナル 平成10.4.9
2,629	名古屋地裁	平成4年(ワ)第1562号 平成5年(ワ)第3123号 平成6年(ワ)第57号	H6.9.16	H3.3.20	観光バス	自保ジャーナル 平成7.6.15
2,389	名古屋地裁	平成3年(ワ)第2159号	H4.10.28	H3.4.23	トレーラー・積荷	別冊自保ジャーナル No.2-106頁
2,221	東京地裁	平成22年(ワ)第156号	H23.11.25	H21.3.11	ペットショップ	自保ジャーナル 平成24.4.26
2,082	東京地裁	平成6年(ワ)第25073号	H7.11.14	H6.2.22	観光バス	自保ジャーナル 平成8.2.15
2,057	東京高裁	平成2年(ネ)第1098号 平成3年(ネ)第3591号 平成4年(ネ)第3621号 平成4年(ネ)第293号 平成4年(ネ)第695号	H5.6.24	S54.7.11	トラック2台・積荷	判例時報 1462号46頁
1,966	福岡地裁	平成10年(ワ)第1798号 平成10年(ワ)第3444号 平成11年(ワ)第96号 平成11年(ワ)第1482号 平成12年(ワ)第783号	H12.6.28	H9.10.8	フルトレーラー・積荷	自保ジャーナル 平成13.8.30
1,928	宇都宮地裁 足利支部	平成9年(ワ)第122号	H11.1.29	H8.9.3	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 平成11.8.5
1,739	大阪地裁	平成8年(ワ)第13351号 平成9年(ワ)第3553号	H11.2.4	H6.10.4	大型トレーラー トラクター・積荷	自保ジャーナル 平成12.12.14

- (注) 1. 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としている。
 2. 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいう。
 3. 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略である。

Ⅲ. 自動車保有登録関係

第41表 車種別

年度	乗 用						貨 物				
	普 通 車		小 型 車		軽四輪車	計	普 通 車		小 型 車		被けん引 車
	自家用	営業用	自家用	営業用			自家用	営業用	自家用	営業用	
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
昭和45	73,877	2,882	6,485,298	214,892	2,327,644	9,104,593	555,218	258,627	4,530,498	92,282	23,768
50	212,864	2,306	14,365,881	241,042	2,555,458	17,377,551	822,443	353,010	6,079,427	86,047	40,097
55	478,204	1,639	20,814,702	248,955	2,102,619	23,646,119	1,051,653	450,755	7,036,635	86,622	57,313
60	712,394	2,322	24,882,543	250,319	1,942,616	27,790,194	1,123,089	550,059	6,473,179	93,823	65,868
61	753,217	2,815	25,681,286	250,373	1,850,806	28,538,497	1,148,768	574,721	6,385,280	94,591	67,918
62	856,268	3,351	26,713,891	251,223	1,776,359	29,601,092	1,202,426	611,063	6,372,535	94,951	70,971
63	980,860	4,126	27,739,168	251,385	1,737,019	30,712,558	1,288,253	656,012	6,433,147	95,662	76,372
平成元	1,344,993	5,459	29,279,795	251,333	2,056,233	32,937,813	1,373,795	694,947	6,449,076	94,950	82,342
2	1,926,169	7,364	30,250,739	252,225	2,715,334	35,151,831	1,474,161	731,920	6,445,958	93,737	88,765
3	2,807,244	9,503	30,883,199	250,633	3,360,053	37,310,632	1,560,200	764,178	6,408,248	93,136	94,976
4	3,935,381	13,261	31,038,940	246,885	3,930,083	39,164,550	1,612,774	782,221	6,335,107	91,566	98,799
5	5,237,128	15,278	31,012,928	243,508	4,551,769	41,060,611	1,640,224	792,052	6,257,273	89,354	100,016
6	6,697,684	17,332	30,799,962	239,543	5,201,818	42,956,339	1,697,138	821,914	6,161,944	87,354	110,602
7	8,283,402	20,008	30,563,322	235,976	5,965,822	45,068,530	1,734,729	849,427	6,066,652	85,973	121,049
8	9,949,956	23,029	30,270,209	233,374	6,738,258	47,214,826	1,764,876	877,390	5,966,628	84,760	125,252
9	11,279,648	25,978	29,744,870	232,497	7,401,213	48,684,206	1,763,933	891,734	5,825,481	83,617	128,444
10	12,299,442	27,494	29,225,654	230,286	8,185,273	49,968,149	1,739,844	886,331	5,639,082	81,479	129,559
11	13,204,291	29,440	28,594,326	227,648	9,166,424	51,222,129	1,704,931	889,604	5,460,470	79,883	131,246
12	14,132,311	31,046	27,976,415	225,297	10,084,285	52,449,354	1,680,488	901,104	5,311,156	79,496	134,042
13	14,905,895	32,691	27,362,804	226,342	10,959,561	53,487,293	1,656,668	897,530	5,139,380	78,183	135,112
14	15,398,886	34,804	26,992,761	228,478	11,816,447	54,471,376	1,621,103	891,407	4,940,536	76,680	136,216
15	15,916,537	36,423	26,440,528	230,718	12,663,918	55,288,124	1,579,219	892,082	4,729,227	75,553	138,254
16	16,357,803	38,413	26,147,672	232,290	13,512,078	56,288,256	1,567,205	904,389	4,589,205	76,016	143,360
17	16,596,514	40,182	25,877,585	232,999	14,350,390	57,097,670	1,558,569	909,871	4,465,748	76,877	148,631
18	16,671,316	42,061	25,284,353	231,679	15,280,951	57,510,360	1,551,465	912,142	4,321,351	77,085	152,215
19	16,714,242	43,585	24,481,218	229,944	16,082,259	57,551,248	1,533,807	911,457	4,205,417	77,896	155,717
20	16,613,720	45,050	23,914,198	226,277	16,883,230	57,682,475	1,472,858	887,345	3,974,423	77,626	155,250
21	16,652,554	46,399	23,500,935	219,032	17,483,915	57,902,835	1,440,170	863,399	3,830,428	76,432	152,005
22	16,790,700	47,850	23,094,498	202,084	18,004,339	58,139,471	1,415,352	856,599	3,714,240	75,646	153,010
23	17,048,886	49,179	22,849,912	195,464	18,585,902	58,729,343	1,408,991	854,516	3,642,980	74,811	154,615

- (注) 1. 「自動車保有車両数・月報」((財)自動車検査登録情報協会発行)による(注)2.を除く。)
 2. 原動機付自転車および小型特殊車は、平成16年度までは国土交通省調べ、平成17年度以降は総務省調べによる。
 3. 昭和45年度には、沖縄県を含まない。
 4. 特種(殊)用途用軽四輪車は、平成21年度までは貨物用軽四輪車に含まれる。
 5. 軽二輪車には、その他の検査対象外軽自動車を含む。

自動車保有車両数の推移

用		乗合用		特種・特殊用途用			二輪車		合計	原動機付 自転車	小型特殊車	年度
軽三輪車・ 軽四輪車	計	自家用	営業用	普通車・ 小型車	軽四輪車	大型 特殊車	小型	軽				
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
3,081,967	8,542,360	105,138	84,928	230,023	-	121,638	171,533	558,807	18,919,020	8,025,126	1,658,740	昭和45
2,831,680	10,212,704	133,158	86,787	384,709	-	211,089	257,208	480,239	29,143,445	8,194,957	1,788,075	50
4,620,226	13,303,204	140,961	88,468	504,630	-	289,395	444,975	574,271	38,992,023	12,072,181	2,301,268	55
8,945,677	17,251,695	140,683	90,100	602,607	-	341,194	850,615	1,173,467	48,240,555	16,644,472	2,423,985	60
9,981,069	18,252,347	141,308	90,703	632,386	-	355,173	911,897	1,301,128	50,223,439	16,423,441	2,424,978	61
10,993,330	19,345,276	142,841	91,807	667,765	-	369,507	974,218	1,453,170	52,645,676	16,022,878	2,437,867	62
11,939,363	20,488,809	146,225	92,828	710,991	-	386,232	1,016,070	1,582,930	55,136,643	15,608,552	2,414,449	63
12,248,734	20,943,844	148,335	93,960	750,357	-	404,267	1,045,519	1,669,771	57,993,866	15,056,497	2,406,252	平成元
12,311,663	21,146,204	151,014	94,830	790,762	-	422,807	999,854	1,741,548	60,498,850	14,553,802	2,398,937	2
12,145,593	21,066,331	152,400	95,568	833,663	-	437,973	1,022,602	1,794,285	62,713,454	14,001,311	2,380,556	3
11,960,792	20,881,259	152,221	96,191	866,569	-	452,708	1,070,002	1,814,779	64,498,279	13,460,722	2,367,290	4
11,773,412	20,652,331	150,919	96,200	903,624	-	464,118	1,127,817	1,823,216	66,278,836	12,957,884	2,342,641	5
11,593,135	20,472,087	148,849	95,762	952,382	-	477,602	1,177,229	1,823,446	68,103,696	12,586,421	2,313,477	6
11,377,221	20,235,051	147,689	95,218	1,032,912	-	491,493	1,209,013	1,826,630	70,106,536	12,226,261	2,292,441	7
11,038,440	19,857,346	146,869	94,975	1,119,627	-	309,972	1,224,775	1,807,257	71,775,647	11,854,132	2,470,423	8
10,709,026	19,402,235	144,185	95,681	1,206,363	-	314,966	1,243,277	1,765,670	72,856,583	11,527,565	2,454,691	9
10,385,055	18,861,350	141,212	95,934	1,306,485	-	318,627	1,269,232	1,727,400	73,688,389	11,261,221	2,426,401	10
10,158,863	18,424,997	139,375	96,350	1,386,036	-	320,804	1,288,399	1,704,522	74,582,612	10,980,882	2,399,487	11
9,958,458	18,064,744	137,002	98,548	1,431,162	-	323,149	1,308,417	1,712,597	75,524,973	10,698,884	2,355,443	12
9,819,281	17,726,154	133,710	100,534	1,429,840	-	324,533	1,334,354	1,734,395	76,270,813	10,471,624	2,330,893	13
9,677,137	17,343,079	131,379	101,801	1,395,991	-	324,147	1,352,199	1,772,545	76,892,517	10,244,447	2,309,590	14
9,600,918	17,015,253	128,891	103,093	1,349,798	-	324,161	1,370,331	1,810,594	77,390,245	10,080,774	2,284,223	15
9,580,608	16,860,783	127,102	104,898	1,318,212	-	324,798	1,397,392	1,857,439	78,278,880	9,920,345	2,255,513	16
9,547,749	16,707,445	125,926	105,770	1,293,236	-	325,462	1,428,149	1,908,402	78,992,060	9,750,715	2,240,149	17
9,476,686	16,490,944	124,784	106,974	1,272,673	-	326,955	1,452,893	1,950,512	79,236,095	9,575,964	2,213,236	18
9,380,627	16,264,921	123,210	107,771	1,251,465	-	326,594	1,478,724	1,976,829	79,080,762	9,393,342	2,191,261	19
9,291,247	15,858,749	121,701	108,103	1,202,242	-	325,657	1,505,304	1,996,311	78,800,542	9,250,046	2,165,650	20
9,170,836	15,533,270	120,419	107,876	1,188,275	-	323,705	1,524,176	1,992,939	78,693,495	9,042,112	2,147,505	21
8,922,794	15,137,641	118,611	108,228	1,175,676	147,690	322,652	1,535,181	1,975,623	78,660,773	8,779,295	2,127,238	22
8,872,908	15,008,821	117,726	108,544	1,171,571	150,318	323,560	1,542,856	1,959,845	79,112,584	-	-	23

第42表 都道府県別自動車保有車両数 <平成24年3月末>

都 道 府 県	保有車両数	主 要 車 種		
		乗 用 車	貨 物	乗 合 車
	台	台	台	台
北海道	3,658,137	2,711,842	666,447	13,869
青森	987,993	704,093	224,672	3,998
岩手	988,445	699,236	233,156	3,656
宮城	1,595,984	1,199,320	300,227	4,878
秋田	814,406	580,905	188,064	2,534
山形	920,430	669,305	202,102	2,570
福島	1,574,090	1,151,893	330,650	5,187
茨城	2,491,974	1,853,637	501,924	6,965
栃木	1,664,411	1,259,825	301,912	4,649
群馬	1,739,909	1,304,256	337,692	4,038
埼玉	3,938,034	3,050,028	612,395	9,654
千葉	3,495,084	2,670,289	601,028	10,695
東京都	4,417,097	3,122,277	697,725	14,862
神奈川県	3,949,700	3,011,514	550,272	11,039
新潟	1,815,525	1,333,016	375,893	6,500
富山	882,362	679,737	160,289	2,135
石川	877,489	681,319	154,807	2,751
福井	648,106	486,604	130,439	1,958
山梨	732,136	525,312	160,257	2,119
長野	1,856,306	1,311,137	437,315	5,762
岐阜	1,656,899	1,251,963	319,203	4,841
静岡	2,824,658	2,118,786	525,176	6,657
愛知	5,004,295	3,933,294	785,701	9,893
三重	1,473,445	1,098,946	294,015	3,445
滋賀	987,013	749,925	183,416	2,699
京都	1,328,516	982,456	245,634	4,612
大阪	3,690,466	2,698,203	674,593	9,466
兵庫県	2,956,625	2,235,412	505,728	7,589
奈良	821,786	634,285	141,424	2,130
和歌山	740,975	516,781	177,096	1,729
鳥取	455,341	327,826	107,524	1,298
島根	543,362	388,978	128,920	1,745
岡山	1,489,487	1,095,608	313,524	3,119
広島	1,841,448	1,386,481	339,246	5,230
山口	1,057,347	792,261	211,473	2,627
徳島	610,344	435,627	142,999	1,683
香川	761,676	556,627	163,142	1,676
愛媛	999,964	707,079	235,497	2,293
高知	554,258	377,394	142,799	1,398
福岡	3,224,771	2,425,485	592,812	9,964
佐賀	653,868	470,760	148,099	2,096
長崎	923,224	660,176	198,904	4,231
熊本	1,325,316	963,151	294,362	3,883
大分	894,616	655,753	194,337	2,589
宮崎	918,512	636,758	228,427	2,173
鹿児島	1,321,303	896,235	341,122	4,218
沖縄	1,005,451	727,548	206,382	3,167
合 計	79,112,584	58,729,343	15,008,821	226,270

(注) 1. 「自動車保有車両数・月報（平成24年3月末現在）」（(財)自動車検査登録情報協会発行）による。
 2. 保有車両数には、原動機付自転車および小型特殊車を含まない。

第43表 新車登録台数の推移

年	乗用車		普通貨物車	小型貨物車 (三輪・四輪)	バス・特種用途車 ・大型特殊車	合 計
	普通乗用車	小型乗用車				
平成 19	1,295,388 (6.0)	1,650,280 (△13.3)	140,424 (△19.4)	277,627 (△17.9)	89,953 (△7.6)	3,453,672 (△7.6)
20	1,251,916 (△3.4)	1,541,710 (△6.6)	123,192 (△12.3)	234,978 (△15.4)	82,395 (△8.4)	3,234,191 (△6.4)
21	1,158,732 (△7.4)	1,475,326 (△4.3)	61,760 (△49.9)	168,586 (△28.3)	68,591 (△16.8)	2,932,995 (△9.3)
22	1,417,380 (22.3)	1,503,118 (1.9)	74,971 (21.4)	175,722 (4.2)	72,621 (5.9)	3,243,812 (10.6)
23	1,145,979 (△19.1)	1,235,142 (△17.8)	83,171 (10.9)	175,818 (0.1)	64,691 (△10.9)	2,704,801 (△16.6)

- (注) 1. 「自動車登録統計情報(新車編)・月報」((社)日本自動車販売協会連合会発行)による。
 2. 各年の数値は、12月末時点のものである。
 3. 軽自動車を除く。
 4. ()内は、対前年増減率(%)である。

第44表 車種別平均使用年数の推移

年	乗用車			貨物車			乗合車		
	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計
平成 19	11.50	11.73	11.66	12.98	11.55	11.92	16.63	13.45	14.83
20	11.58	11.71	11.67	13.47	11.05	11.72	16.81	13.94	15.62
21	11.93	11.53	11.68	15.26	12.78	13.50	17.28	13.23	15.00
22	13.20	12.37	12.70	14.87	11.92	12.72	17.94	15.29	16.59
23	12.74	12.23	12.43	15.43	12.19	13.04	18.80	16.00	17.37

- (注) 1. 「わが国の自動車保有動向」((財)自動車検査登録情報協会発行)による。
 2. 各年の数値は、3月末時点のものである。

損害保険料率算出機構（損保料率機構）の概要

- I. 損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは
- II. 自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要
- III. 自賠責保険損害調査の概要
- IV. データバンク機能の概要
- V. ディスクロージャー資料のご紹介

I. 損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

1. 使 命

損害保険業の健全な発達を図るとともに、保険契約者等の利益を保護することです。

2. 沿 革

当機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）」に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）です。

昭和23年（1948年）11月1日に、損害保険料率算定会が損害保険料率算出団体として設立され、昭和39年（1964年）1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、平成14年（2002年）7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

3. 会 員

当機構は、損害保険会社を会員とする組織です（生命保険会社も傷害、疾病、介護費用保険分野の引受けを行う範囲において損害保険会社とみなされ、会員とすることができます。）。損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに加入、脱退することができます。

<会員一覧（平成25年1月1日現在）>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
アクサ損害保険株式会社	セコム損害保険株式会社
朝日火災海上保険株式会社	セゾン自動車火災保険株式会社
アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ	ソニー損害保険株式会社
アニコム損害保険株式会社	損害保険契約者保護機構
アメリカン ホーム アシュアランス カンパニー	株式会社損害保険ジャパン
アリアンツ火災海上保険株式会社	そんぼ24損害保険株式会社
イーデザイン損害保険株式会社	大同火災海上保険株式会社
エイアイユー インシュアランス カンパニー	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
エイチ・エス損害保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社
エース損害保険株式会社	トーア再保険株式会社
a u 損害保険株式会社	日新火災海上保険株式会社
S B I 損害保険株式会社	日本興亜損害保険株式会社
カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール	日本地震再保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社	日立キャピタル損害保険株式会社
現代海上火災保険株式会社	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ	富士火災海上保険株式会社
ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	三井住友海上火災保険株式会社
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	三井ダイレクト損害保険株式会社
スイス・リー・インターナショナル・エスイー	明治安田損害保険株式会社

会員会社 40 社 (50 音順)

4. 主な業務

(1) 参考純率と基準料率の算出・提供

損害保険においては、将来の事故の発生率や損害額を可能な限りの確に予測し、適正な保険料率の水準を維持することが求められます。当機構では、会員等から大量のデータを収集し、科学的・工学的アプローチや保険数理の理論等の合理的な手法を用いて、自動車保険・火災保険・傷害保険・介護費用保険の参考純率および自賠責保険・地震保険の基準料率を算出し、会員に提供しています。

⇒Ⅱ. 自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要 (130 ページ) 参照

(2) 自賠責保険の損害調査

損害保険会社等で受け付け、自賠責損害調査事務所に送付された請求書類に基づき、同調査事務所で調査を行います。これらの調査結果は、自賠責保険基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。また、政府の保障事業の損害調査についても、当機構が行っています。

⇒Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要 (137 ページ) 参照

(3) データバンク機能

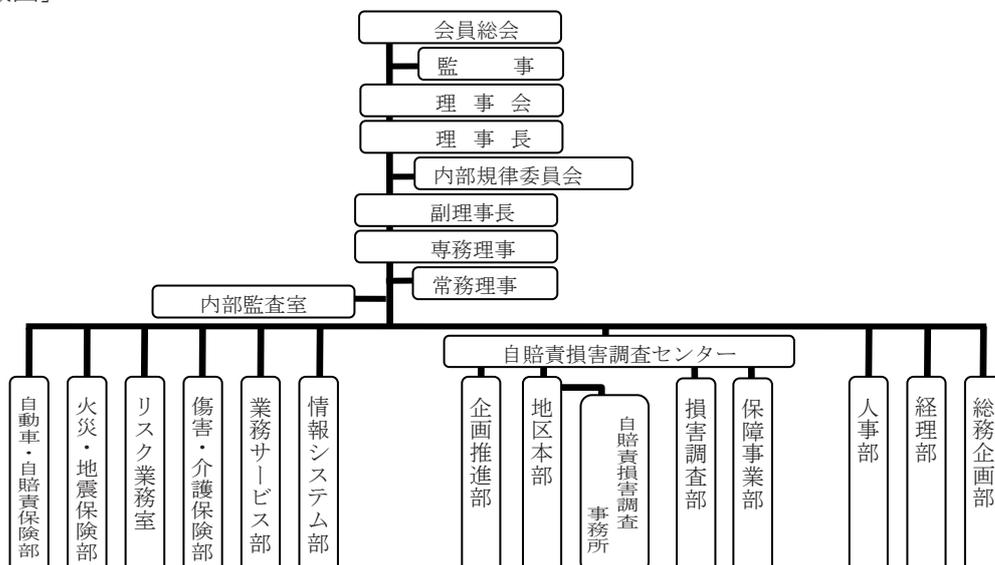
当機構では、長年にわたる料率算出業務、自賠責保険の損害調査業務を通じて、会員等から収集した各種保険（自動車保険、火災保険、傷害保険、介護費用保険、自賠責保険、地震保険等）に関する大量のデータや専門性の高いノウハウを蓄積しています。これらのデータやノウハウをもとに、会員はもとより消費者、官庁、有識者等に対し、損害保険に関するデータバンクとしての機能を果たしています。

⇒Ⅳ. データバンク機能の概要 (140 ページ) 参照

5. 組織

[概要] 名称： 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
(Non-Life Insurance Rating Organization of Japan : NLIRO)
職員数： 2,202名（うち、自賠責損害調査センター 本部 164名、
全国7地区本部・自賠責損害調査事務所（54か所）1,707名）
(平成25年1月1日現在)

[組織図]



損害保険料率算出機構 所在地 (平成 25 年 1 月 1 日現在)

[本 部] 〒163-1029 東京都新宿区西新宿 3-7-1 新宿パークタワー28・29F
TEL 03-6758-1300 (代表)

[自賠責損害調査センター 地区本部・自賠責損害調査事務所所在地一覧表]

事務所名	〒	所 在 地	TEL	FAX
北日本本部	980-0811	仙台市青葉区一番町 2-7-17(朝日生命仙台一番町ビル 5F)	022(222)0770	022(268)2866
札幌	060-0807	札幌市北区北 7 条西 5-5-3 (札幌千代田ビル 5F)	011(709)1231	011(709)1175
旭川	070-0031	旭川市 1 条通り 9-50-3 (緑橋通第一生命ビル 4F)	0166(23)5261	0166(23)5264
釧路	085-0015	釧路市北大通 11-1-2 (釧路第一生命ビルディング 2F)	0154(22)9605	0154(22)9604
函館	040-0063	函館市若松町 2-5 (明治安田生命函館ビル 4F)	0138(23)3261	0138(23)3262
仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町 2-7-17 (朝日生命仙台一番町ビル 5F)	022(222)0737	022(222)5019
福島	960-8031	福島市栄町 10-21 (福島栄町ビル 5F)	024(523)3471	024(523)3474
山形	990-0039	山形市香澄町 3-1-7 (朝日生命山形ビル 2F)	023(622)8824	023(622)8853
盛岡	020-0021	盛岡市中央通り 2-2-5 (住友生命盛岡ビル 10F)	019(652)3985	019(652)3987
青森	030-0823	青森市橋本 2-19-3 (三井住友海上青森ビル 6F)	017(776)4391	017(776)4394
秋田	010-0951	秋田市山王 2-1-43 (三井住友海上秋田ビル 5F)	018(823)6501	018(823)6552
首都圏本部	101-8335	千代田区神田淡路町 2-9 (損保会館本館 9F)	03(3252)1571	03(3252)1572
東京第一	101-8335	千代田区神田淡路町 2-9 (損保会館本館 7F)	03(3252)1155	03(5298)7520
東京第二	163-1028	新宿区西新宿 3-7-1 (新宿パークタワー 28F)	03(6758)1371	03(3346)6169
立川	190-0012	立川市曙町 2-35-2 (A-ONEビル 12F)	042(524)8228	042(524)8223
横浜第一	220-0004	横浜市西区北幸 1-4-1 (横浜天理ビル 8F)	045(320)1221	045(320)1234
横浜第二	220-0004	横浜市西区北幸 1-4-1 (横浜天理ビル 8F)	045(320)1221	045(320)1234
千葉	260-0045	千葉市中央区弁天 1-15-3 (大宗北口ビル 7F)	043(206)5531	043(206)5532
	《移転後》 260-0027	《平成 25 年 2 月 12 日より移転》 千葉市中央区新田町 1-1 (千葉新田町第一生命ビルディング*3F) ※平成 25 年 4 月 1 日より IMI 未来ビルに名称変更	《移転後》 043(375)5230	《移転後》 043(302)0281
関越本部	338-0001	さいたま市中央区上落合 1-12-16 (あいおいニッセイ同和損保さいたまビル 4F)	048(859)6925	048(858)1021
さいたま	338-0001	さいたま市中央区上落合 1-12-16 (あいおいニッセイ同和損保さいたまビル 8F)	048(859)6927	048(859)6926
水戸	310-0011	水戸市三の丸 1-4-73 (水戸三井ビルディング 10F)	029(225)1331	029(225)1330
宇都宮	320-0811	宇都宮市大通り 1-4-22 (住友生命宇都宮第 2ビル 9F)	028(622)1741	028(622)1786
前橋	371-0805	前橋市南町 3-9-5 (大同生命前橋ビル 5F)	027(226)7771	027(226)7772
新潟	950-0088	新潟市中央区万代 2-3-16 (リハビユー-SDビル 2F)	025(242)2231	025(242)2232
長野	380-0823	長野市南千歳 1-15-3 (TSビル 3F)	026(224)3324	026(224)3326
甲府	400-0031	甲府市丸の内 3-1-6 (山梨 316ビル 3F)	055(228)8810	055(228)8813

事務所名	〒	所在地	TEL	FAX
中部本部	450-0001	名古屋市中村区那古野 1-47-1 (名古屋国際センタービル 9F)	052(563)3585	052(563)8506
名古屋	450-0001	名古屋市中村区那古野 1-47-1 (名古屋国際センタービル 9F)	052(563)3551	052(565)8124
岐阜	500-8856	岐阜市橋本町 2-20 (濃飛ビル 2F)	058(255)0767	058(255)0768
四日市	510-0086	四日市市諏訪栄町 1-12 (朝日生命四日市ビル 7F)	059(353)5571	059(353)5575
静岡	422-8061	静岡市駿河区森下町 1-35 (静岡 MY タワー 7F)	054(202)5131	054(202)5135
金沢	920-0869	金沢市上堤町 1-15 (金沢上堤町ビル 6F)	076(262)5244	076(262)5247
富山	930-0004	富山市桜橋通り 1-18 (住友生命富山ビル 10F)	076(432)1982	076(432)1978
福井	910-0006	福井市中央 3-6-2 (損保ジャパン福井ビル 6F)	0776(21)2466	0776(21)2468
近畿本部	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5 (毎日インテシオ 7F)	06(6455)0251	06(6455)0252
大阪第一	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5 (毎日インテシオ 6F)	06(6455)0267	06(6341)5076
大阪第二	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5 (毎日インテシオ 6F)	06(6455)0267	06(6455)0268
和歌山	640-8331	和歌山市美園町 3-32-1 (損保ジャパン和歌山ビル 5F)	073(433)2665	073(433)2627
奈良	630-8115	奈良市大宮町 6-2-19 (奈良東京海上日動ビルディング 3F)	0742(35)1401	0742(35)1405
大津	520-0043	大津市中央 3-1-8 (大津第一生命ビルディング 8F)	077(522)6085	077(522)6099
京都	600-8090	京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町 266 (三井住友海上京都ビル 4F)	075(343)0850	075(343)0859
神戸	651-0087	神戸市中央区御幸通 4-2-20 (三宮中央ビル 6F)	078(262)7911	078(262)7906
中四国本部	730-0015	広島市中区橋本町 10-6 (広島 NS ビル 6F)	082(223)2202	082(502)6222
広島	730-0015	広島市中区橋本町 10-6 (広島 NS ビル 7F)	082(223)2101	082(502)6223
岡山	700-0903	岡山市北区幸町 8-22 (三井住友海上岡山ビル 3F)	086(225)2211	086(225)2473
山口	753-0076	山口市泉都町 7-11 (損保ジャパン山口ビル 5F)	083(922)2351	083(922)2371
鳥取	680-0822	鳥取市今町 1-103 (住友生命鳥取ビル 3F)	0857(23)5161	0857(23)5162
松江	690-0007	松江市御手船場町 565-8 (松江東京海上日動ビルディング 3F)	0852(21)5093	0852(21)5384
高松	760-0042	高松市大工町 1-1 (あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル 2F)	087(851)0665	087(851)6236
徳島	770-0841	徳島市八百屋町 2-7 (朝日生命徳島ビル 7F)	088(622)4611	088(622)4614
高知	780-0834	高知市堺町 2-26 (高知中央第一生命ビル 4F)	088(825)0315	088(825)0317
松山	790-0003	松山市三番町 4-12-7 (三井住友海上松山三番町ビル 3F)	089(945)5500	089(945)5504
九州本部	812-0011	福岡市博多区博多駅前 4-2-1 (三井住友海上福岡ビル 3F)	092(472)3005	092(472)3025
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前 4-2-1 (三井住友海上福岡ビル 4F)	092(472)3033	092(472)3044
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央 1-4-8 (太陽生命佐賀ビル 7F)	0952(24)4295	0952(24)4298
長崎	850-0033	長崎市万才町 3-5 (朝日生命長崎ビル 10F)	095(826)7396	095(826)7395
熊本	862-0975	熊本市中央区新屋敷 1-5-1 (三井住友海上・西日本新聞熊本ビル 2F)	096(363)5000	096(363)5009
大分	870-0034	大分市都町 1-1-23 (住友生命大分ビル 6F)	097(534)0888	097(534)0257
宮崎	880-0806	宮崎市広島 1-18-13 (宮崎第一生命ビル新館 5F)	0985(24)7921	0985(24)7652
鹿児島	890-0053	鹿児島市中央町 12-2 (明治安田生命鹿児島中央町ビル 5F)	099(256)1323	099(256)1347
沖縄	900-0032	那覇市松山 1-1-19 (JPR 那覇ビル 6F)	098(861)1137	098(861)1139

Ⅱ. 自動車保険参考純率および自賠責保険基準料率算出の概要

1. 料率算出の概要

(1) 保険商品の特性（原価の事後確定性）

一般の商品では、商品の価格を決定する場合、通常、その製造原価（原材料費）が商品を販売する以前に確定しています。

一方、保険商品の原価は、将来発生するものと見込まれる契約1件当たりの支払保険金であるため、保険商品を販売する時点では、あらかじめ確定していません。このため、保険料率の算出にあたっては、過去の保険データや公的諸統計をもとに、保険数理に基づく科学的方法を用いて、将来の事故の発生率や損害額を予測することが必要となります。

(2) 損保料率機構における料率算出

当機構では、会員等から提供されたデータをもとに精度の高い保険統計を作成し、これを分析するとともに、科学的・工学的アプローチや保険数理の理論等の合理的な手法を用いて適正な参考純率および基準料率を算出しています。また、いったん算出した参考純率および基準料率も、その後の社会環境の変化等により危険の実態から乖離する場合があります。当機構では、適正な料率水準を維持するためにこれらを定期的にチェック（検証）し、必要に応じて改定を行っています。

なお、当機構では、以下の種類の損害保険について、参考純率および基準料率を算出しています。これらは、国民生活に密接に関係している危険を対象とする保険であり、良質な商品を適正な価格で安定的に提供することが求められています。

① 参考純率

■ 火災保険

- ・住宅を対象とする火災保険・総合保険（住宅物件）
- ・事務所ビル、店舗等を対象とする火災保険・総合保険（一般物件）
- ・工場を対象とする火災保険（工場物件）
- ・営業用倉庫を対象とする火災保険（倉庫物件）
- ・住宅金融支援機構等の公的融資を受けた物件を対象とする特約火災保険

■ 傷害保険

- ・普通傷害保険、家族傷害保険（日常生活全般において傷害を負った場合に支払われる保険）
- ・交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険（交通事故^(注)によって傷害を負った場合に支払われる保険）
- ・国内旅行傷害保険（日本国内の旅行中に傷害を負った場合に支払われる保険）
- ・海外旅行傷害保険（海外旅行中に傷害を負った場合に支払われる保険）

(注)「交通事故」には、自動車事故に加え、自動車以外の交通機関（電車等）による事故、乗客として駅構内にいる間の事故等を含みます。

■ 自動車保険

- ・対人賠償責任保険（自動車事故で他人を死傷させたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に支払われる保険）
- ・自損事故保険（自動車が電柱に衝突、崖から転落等自損事故によって死傷した場合に支払われる保険）
- ・無保険車傷害保険（対人賠償責任保険を付けていない等賠償資力が十分でない自動車との事故によって死亡または後遺障害を負った場合に支払われる保険）
- ・対物賠償責任保険（自動車事故で他人の財物に損害を与えたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に支払われる保険）
- ・搭乗者傷害保険（自動車に搭乗中の者が自動車事故によって死傷した場合に支払われる保険）
- ・車両保険（衝突・接触・墜落等の偶然な事故によって自動車に損害が生じた場合に支払われる保険）

■ 介護費用保険

寝たきりや認知症等により介護が必要な状態になった場合に介護に要した費用が支払われる保険

② 基準料率

■ 自賠責保険

自動車事故で他人を死傷させたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に法令に定められた限度額の範囲で支払われる保険

■ 地震保険

地震・噴火・津波によって居住用建物および家財に損害が生じた場合に支払われる保険

2. 自動車保険参考純率

（1）参考純率とは

「参考純率」とは、料率団体が算出する「純保険料率」（将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分）であって、料団法に基づく届出その他の手続を経たときは、その会員による保険料率の算出の基礎とすることができるものとして算出するものをいいます。

当機構は、火災保険、傷害保険、自動車保険および介護費用保険について参考純率を算出して、会員に提供していますが、この参考純率については会員の使用義務はなく、会員は自社の保険商品に係る保険料率について、保険業法上の認可申請・届出を行うにあたり、参考純率を使用するか否かを自由に選択することができます。なお、参考純率を使用する場合でも、「付加保険料率」（保険事業の運営に必要な諸経費に充てられる部分）については、会員において独自に設定を行うこととなります。

（2）参考純率の原則

当機構は、料団法に定める「参考純率の原則」に則って参考純率を算出しています。この基本原則は、参考純率が「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない」旨を定めています。

ここでいう「合理的」とは、参考純率の算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであるとともに、算出方法が保険数理に基づく科学的方法によるものである、ということです。

また、「妥当」とは、参考純率が、将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分として過不足が生じないと認められるものである、ということです。

さらに、「不当に差別的でない」とは、参考純率の料率区分および水準が、その料率区分の間の実態的な危険の格差に基づいて適切に設定されている、ということです。

(3) 自動車保険参考純率の料率区分

上記の「不当に差別的でない」という要件は、保険契約者間の保険料負担の公平性に係るものであり、自動車保険参考純率の算出にあたっては、次のような料率区分^(注)を設けています。

(注) 自家用乗用車（普通・小型）の場合

① 用途・車種

用途・車種が異なれば、使用頻度、相手方・搭乗者に与えるダメージ等に差が生じるなど、リスク実態が異なるため、道路運送車両法等に準じて用途・車種別に区分しています。

・自家用乗用車（普通・小型） 等

② 型式別料率クラス

自動車の型式^(注)ごとに、保険成績に大きな較差が見られることから、型式ごとに適用する料率をクラス1～9に区分しています。

(注) 型式とは自動車の型を分類するための識別記号で、自動車検査証に記載されています。

③ 新車・新車以外

新車は、各種安全装置や車両構造など、安全性の改善・向上が図られ、保険成績が良好となる傾向にあるため、新車と新車以外に区分しています。

④ 保険金額等

保険金額や免責金額の設定内容によって補償範囲が異なることから、補償範囲の大小を純保険料率に反映させるため、保険金額や免責金額の額によって区分しています。

⑤ 年齢

若年運転者のリスクが高いことから、運転者の年齢の範囲に応じて、3区分（全年齢補償、21歳以上補償、26歳以上補償）を設けています。

26歳以上補償については自家用乗用車（普通・小型）の契約の8割を占めていることから、年齢層別のリスク較差を反映して区分をさらに細分化することとし、記名被保険者（契約の自動車を主に使用する者で、「保険証券」の「記名被保険者」欄に記載されている者）が個人の場合、その年齢別に6区分（30歳未満、30歳以上40歳未満、40歳以上50歳未満、50歳以上60歳未満、60歳以上70歳未満、70歳以上）を設けています。

⑥ 等級

過去の保険成績（無事故年数・事故件数など）に応じてリスクが異なることから、等級^(注)（自動車1台ごとに、前年契約の有無、適用等級、前年事故の有無・件数に応じて決定されます。）として1～20等級に区分しています。なお、継続契約の場合、7等級から20等級については、事故がなかった契約者と事故があった契約者でさらに区分（無事故、事故有）を設けています。

（注） 契約台数が9台以下の場合

⑦ 運転者限定

補償対象となる運転者の範囲によりリスクが異なることから、補償対象とする運転者を家族^(注)に限定する場合、本人・配偶者に限定する場合または運転者を限定しない場合の3区分を設けています。

（注） 家族とは「① 本人、② 配偶者、③ ①または②の同居の親族、④ ①または②の別居の未婚の子」をいいます。

（4）参考純率の届出・審査

当機構は、参考純率を算出したときは、参考純率およびその算出の基礎資料を金融庁長官に対して届け出るとともに、会員に対して遅滞なくその提供を行います。

届出を受けた金融庁長官は、参考純率について、料団法に定める「参考純率の原則」に適合するか否かの審査（適合性審査）を行います。この適合性審査の結果は、届出受理日の翌日から30日以内に当機構に通知され、当機構は、会員に対して遅滞なくその通知を行います。

当機構の会員が、参考純率を自社の保険料率を算出する際の基礎として使用して、自社商品に係る保険料率について保険業法上の認可申請・届出を行う場合には、金融庁長官は、その参考純率が既に適合性審査を終了していることを勘案して審査を行うこととなります。

このように、当機構の算出する参考純率は、会員における商品開発、金融庁における商品審査などにおいて、一定の重要な機能を果しているものといえます。

3. 自賠償保険基準料率

（1）基準料率とは

「基準料率」とは、料率団体が算出する保険料率（付加保険料率を含む。）であって、料団法に基づく届出その他の手続を経たときは、その会員による使用について保険業法の規定による認可または届出があったとみなされるものとして算出するものをいいます。

当機構は、自賠償保険および地震保険について基準料率を算出して、会員に提供しています。基準料率には、会員の使用義務はないものの、自賠償保険および地震保険の公的性格に基づいて、料団法上、「付加保険料率を含めた保険料率の算出」、「会員に対するみなし認可」、「基準料率の算出および会員への提供に関する業務の独占禁止法適用除外」等の規定が設けられています。

(2) 自賠責保険基準料率の原則

当機構は、料団法に定める「基準料率の原則」に則って基準料率を算出しています。この基本原則は、基準料率が「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない」旨を定めています。

ここでいう「合理的」とは、基準料率の算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであるとともに、基準料率の算出が保険数理に基づく科学的方法によるものである、ということです。

また、「妥当」とは、基準料率が、保険契約を申し込もうとする者にとって保険契約の締結が可能な水準であるとともに、基準料率を使用する保険会社の業務の健全性を維持する水準である、ということです。

さらに、「不当に差別的でない」とは、基準料率の危険の区分や水準が、実態的な危険の格差および見込まれる費用の格差に基づき適切に設定されている、ということです。

また、自賠責保険は、被害者の救済を目的とした社会保障的色彩の極めて強い強制保険であることから、自賠法においては、基準料率は「ノーロス・ノープロフィットの原則^(注)」に則るべきだとされています。

(注)詳細は9ページ参照

(3) 自賠責保険基準料率の料率区分

上記の「不当に差別的でない」という要件は、保険契約者間の保険料負担の公平性に係るものであり、自賠責保険基準料率の算出にあたっては、次のような料率区分を設けています。

① 地域

北海道・本州・四国・九州、これらの離島、沖縄県、沖縄県の離島の4つの地域に区分しています。

② 用途・車種

自動車の用途、種別および自家用・事業用の別によって区分しています。

- ・自動車の用途：乗用、貨物、乗合等
- ・自動車の種別：普通、小型、軽等
- ・自家用・事業用の別：自家用、営業用

③ 保険期間

自賠責保険の保険期間は、自賠法によって、自動車検査証の有効期間（車検期間）を満たしていなければならないこととされています。

保険期間は、それぞれの自動車の車検期間に応じて、次のとおり区分しています。

- ・車検期間が1年の自動車は、1か月から13か月までの13区分
- ・車検期間が2年の自動車は、1か月から25か月までの25区分
- ・車検期間が3年の自動車は、1か月から37か月までの37区分

なお、車検のない原動機付自転車等については、12か月、24か月、36か月、48か月および60か月の5区分としています。

(4) 自賠責保険基準料率の届出

当機構は、自賠責保険基準料率を算出したときは、基準料率およびその算出の基礎資料を金融庁長官に対して届け出るとともに、会員に対して遅滞なくその提供を行います。

また、官報および日刊新聞の全国版に公告しており、マスコミに対しても届け出た内容等について情報提供を行います。さらに、当機構は、本部に基準料率表および基準料率の算出の基礎資料を備え付けており、損害保険会社、保険契約者および被保険者その他の利害関係人はその内容を閲覧することができます。

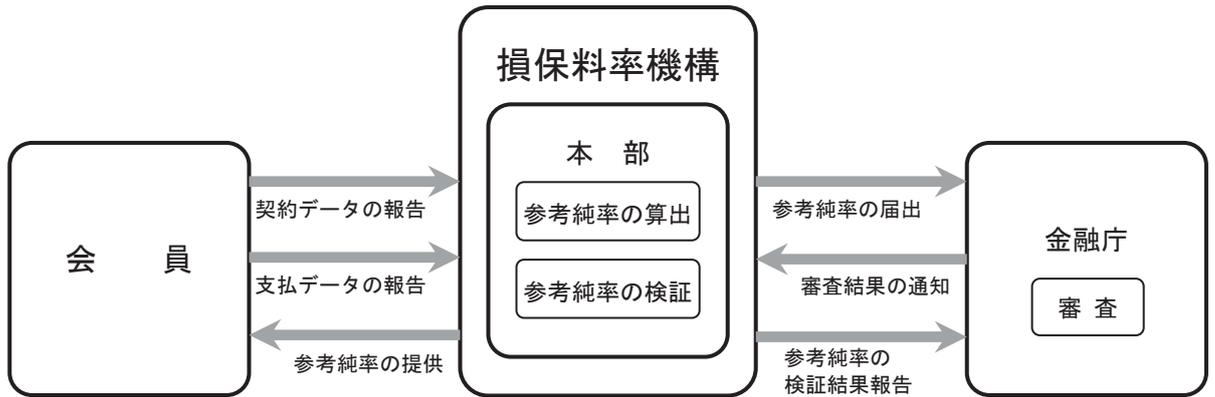
(5) 自賠責保険基準料率の審査

届出を受けた金融庁長官は、自賠責保険基準料率について、料団法に定める「基準料率の原則」および「ノーロス・ノープロフィットの原則」に適合しているか否か審査（適合性審査）を行うとともに、「自賠責保険審議会」に諮問した後、国土交通大臣の同意を得るものとされています。審査期間は、原則として届出受理日後 90 日間で、この期間を経過した後、当機構の会員がこの基準料率を使用するときは、その旨を金融庁長官に届け出ることにより、保険業法上の認可を受けたものとみなされます。

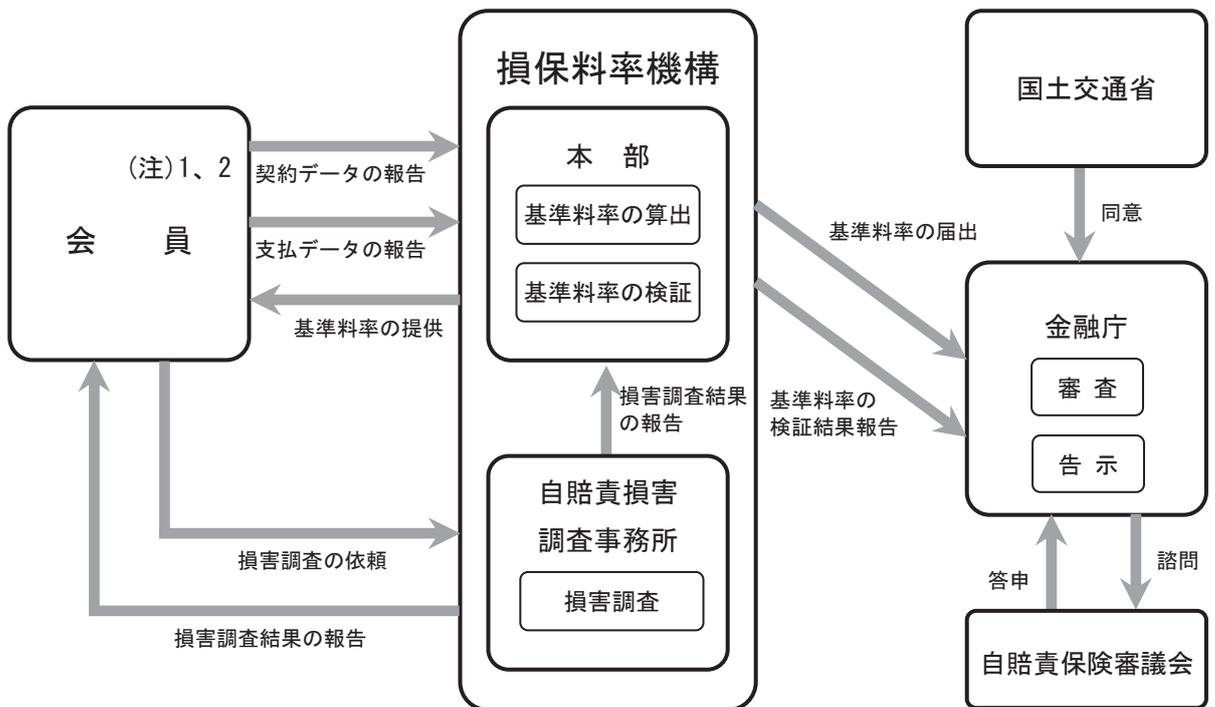
なお、基準料率について届出の撤回または変更の命令が出されることなく 90 日の審査期間が経過した場合には、基準料率は遅滞なく、金融庁長官によって官報に告示されます。

このように、当機構の算出する自賠責保険基準料率は、自賠責保険の適正な運営を確保するという重要な機能を果しているものといえます。

○ 自動車保険参考純率算出・届出の流れ



○ 自賠責保険基準料率算出・届出の流れ



- (注) 1. 「契約データの報告」、「支払データの報告」については、すべての自賠責事業者が対象となります。
2. 「損害調査の依頼」、「損害調査結果の報告」については、全労済の協同組合、全自共とその会員組合、交協連とその会員組合も対象となります。

Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要

1. 自賠責保険における損害調査

自賠責保険（共済を含みます。以下同様とします。）は、法律（自賠法）で加入することが義務付けられている強制保険で、自動車の運行によって他人を死傷させた場合に、その損害に応じて法令に定められた限度額の範囲で支払われるものです。

この自賠責保険は、被害者保護の立場から保障制度的な要素が強く、また、年間 100 万件以上の大量な請求事案があることから、誰でも均質で適正な補償が受けられるという公平性ととも、被害者救済のための迅速な損害調査が大変重要であるといえます。

2. 組織

自賠責保険の損害調査については、自賠法が公布された昭和 30 年に中立的な機関として共同査定事務所が創設され、その機能を果たしていましたが、料団法に基づいて昭和 39 年に自動車保険料率算定会が設立される際に、この組織も統合され自動車保険料率算定会の調査事務所となりました。その後、平成 14 年 7 月に自動車保険料率算定会と損害保険料率算定会が統合し損保料率機構が設立されたのに伴い、当機構の自賠責損害調査センターにおいて、自賠責保険の損害調査は行われています。当機構では自賠責保険基準料率の算出を行っていますが、この自賠責保険基準料率の算出に必要なデータを収集するため、公正かつ中立的な立場で自賠責保険に係る損害調査を行うことは、自賠法の目的である自動車事故被害者の救済の観点からも重要な役割を果たしているといえます。

現在、当機構では、全国に 7 か所の地区本部を配置し、その下に 54 か所（平成 25 年 1 月 1 日現在）の自賠責損害調査事務所を設置して自賠責保険の損害調査を行っています。

3. 損害調査の流れ

自賠責保険における損害調査の流れの概略は、次のとおりとなっています。

（1）自賠責保険への請求

自賠責保険からの支払を受けようとする場合、請求者（加害者あるいは被害者）は、事故および損害の発生を証明する書類など必要な書類を整え、損害保険会社等（共済事業者を含みます。以下同様とします。）に必要書類を提出します。

なお、加害者側から損害保険会社等に対して行われる保険請求の中には、加害者の契約する任意自動車保険会社が自賠責保険相当額を立替えて、任意自動車保険から一括して支払を行った後に、自賠責保険相当額を請求するものも含まれます。

（2）損害保険会社等における損害調査

請求を受けた損害保険会社等は契約の有効性、請求書類の点検等の必要事項について確認を行い、請求書類を自賠責損害調査事務所に送付します。

(3) 自賠責損害調査事務所における損害調査

自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払の的確性（自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害と事故との間に因果関係があるかどうかなど）および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査を行い、その結果を損害保険会社等に報告します。

また、損害保険会社等から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。

- ① 事故当事者に対する事故状況の照会
- ② 医療機関に対する被害者の治療状況の確認
- ③ 事故現場等での事故状況・周辺状況の把握

(4) 自賠責保険の支払

報告を受けた損害保険会社等は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、請求者に支払います。

4. 損害調査体制

(1) 自賠責損害調査事務所における損害調査

損害保険会社等で受け付け、自賠責損害調査事務所に書類が送付された請求事案について、自賠責損害調査事務所で行います。

(2) 地区本部・本部における審査

損害調査の過程において、自賠責保険から支払われないもしくは減額される可能性がある事案・後遺障害の等級認定が難しい事案など、自賠責損害調査事務所では判断が困難な事案については、自賠責損害調査事務所の上部機関である地区本部・本部で審査が行われます。

(3) 自賠責保険（共済）審査会制度

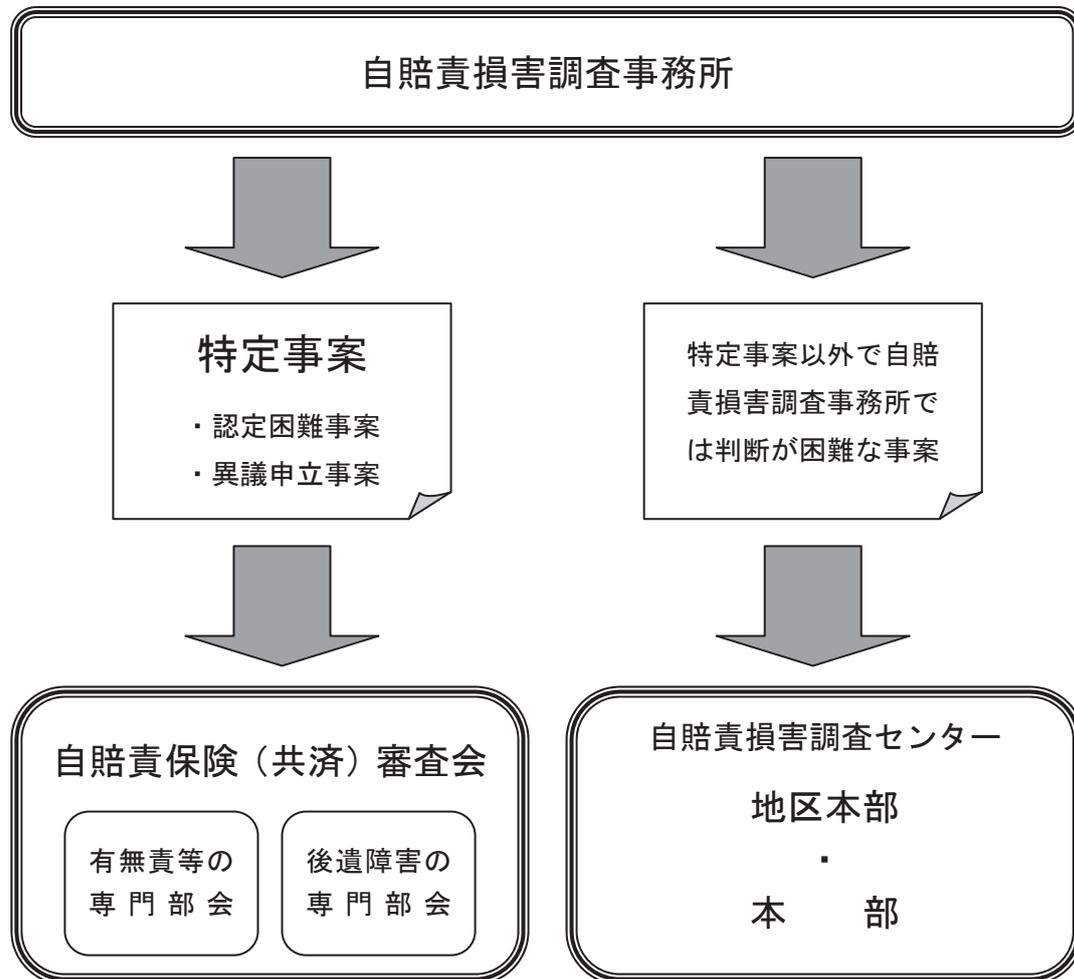
高度な専門的知識が要求され判断が困難な事案および調査結果や支払額に不服があるために再度請求が行われた異議申立事案は、「特定事案」として、「自賠責保険（共済）審査会」で審査が行われます。

「自賠責保険（共済）審査会」は、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

死亡事故で自賠責保険が支払われないか減額される可能性がある事案や有無責等の認定に対する異議申立てがあった事案は、自賠責保険（共済）審査会の有無責等の専門部会で審査されます。

また、脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案、非器質性精神障害に該当する可能性がある事案、後遺障害の等級認定に対して異議申立てがあった事案等は、自賠責保険（共済）審査会の後遺障害の専門部会で審査されます。

○自賠責保険における損害調査体制



(注) 異議申立事案のうち、新たな資料の提出等によって自賠責保険から追加支払いができる事案や、支払基準に定める各損害項目の認定金額に対する異議申立事案等は、審査会の対象になりません。

IV. データバンク機能の概要

当機構では、長年にわたる料率算出業務、自賠責保険の損害調査業務を通じて、会員等から収集した各種保険（任意自動車保険、火災保険、傷害保険、介護費用保険、自賠責保険、地震保険等）に関する膨大なデータや専門性の高いノウハウを蓄積しています。これらのデータやノウハウをもとに、会員はもとより消費者、官庁、有識者等に対し、次の業務を通じて、損害保険に関するデータバンクとしての機能を果たしています。

1. 保険統計の作成・提供

参考純率および基準料率の算出の基礎データとして収集したデータをもとに、会員向けに保険商品開発等の参考として作成した保険統計をフィードバックするとともに、消費者向けにディスクロージャー資料として作成した保険統計を提供しています。

また、参考純率や基準料率を算出していない保険の種類の一部についても、会員から収集したデータに基づき保険統計を作成し、会員にフィードバックしています。

2. 各種の調査・研究

次のような情報の収集、調査および研究を行い、その成果を会員等に提供しています。

- ① 保険制度・保険商品・保険市場動向等に関する国内外の情報の収集・調査・研究
- ② 危険の実態に見合った純保険料率の算出方法に関する情報の収集・調査・研究
- ③ 事故の予防と損害の軽減のための各種事故事例・関連情報の収集・調査・研究

3. 会員に対するコンサルティング

蓄積したデータや専門性の高いノウハウをもとに、個々の会員ニーズに応じて、次のコンサルティング・サービスを会員に対し行っています。

- ① 保険商品開発や契約・支払の詳細分析等に役立つ保険統計の作成・提供
- ② 保険数理・保険約款に関する相談・支援
- ③ 地震、風水災にかかる被害想定額の算出
- ④ 海外の保険情報収集・提供等

4. ディスクロージャー

当機構の事業内容、参考純率と基準料率の算出等の概要、自賠責保険の損害調査のしくみ等についてわかりやすく説明した冊子やホームページ等を通じて、保険料率等に関する知識の普及に努めています。

V. ディスクロージャー資料のご紹介

損保料率機構では、以下のディスクロージャー資料を発行しています。

(○は和文、●は英文、[HP] はホームページ上に内容を掲載している資料を表しています。)

- 【組織案内】
- 損害保険料率算出機構 組織のご案内 [HP]
 - Non-Life Insurance Rating Organization of Japan (NLIRO) Profile
(英文による組織・業務の概要)
- 【説明書】
- 自動車保険の概況 [HP]
 - 参考純率のあらまし [HP]
 - 自賠責保険基準料率のあらまし [HP]
 - 地震保険基準料率のあらまし [HP]
 - 消火設備のあらまし
 - 自賠責保険（共済）損害調査のしくみ [HP]
 - 政府の保障事業への請求のご案内 [HP]
 - 日本の地震保険 [HP]
 - EARTHQUAKE INSURANCE IN JAPAN [HP]
(英文による地震保険制度の解説書)
 - Automobile Insurance in Japan [HP]
(英文による自動車保険料率・制度の概要)
 - Automobile Liability Security Act [HP]
(英文による自動車損害賠償保障法、関連政省令、支払基準、自賠責保険普通保険約款)
- 【料率表】
- 自賠責保険基準料率 [HP]
 - 地震保険基準料率 [HP]
- 【標準約款】
- 自動車保険
 - 火災保険・地震保険
 - 傷害保険
- 【統計表】
- 損害保険料率算出機構統計集 [HP]
(自動車保険・火災保険・傷害保険・自賠責保険・地震保険の基本統計)
- 【調査・研究書】
- 2007年災害研究フォーラム講演録 [HP]
 - 地震保険研究 [HP]
- 【ホームページ】
- <http://www.nliro.or.jp/>

【ディスクロージャー資料に関するお問合せ先】

〒163-1029 東京都新宿区西新宿 3-7-1
新宿パークタワー29F

損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総務企画部 広報グループ

TEL：03-6758-1300（代表）

自動車保険の概況 平成 24 年度（平成 23 年度データ）

平成 25 年（2013 年）2 月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
〒163-1029
東京都新宿区西新宿 3-7-1
新宿パークタワー29F
TEL 03(6758)1300（代表）
URL <http://www.nliro.or.jp/>

印刷 株式会社 高山
〒113-0034
東京都文京区湯島 1-1-12

Printed in Japan February 2013

本書の転載・複製、その他本書に関するお問合せは、総務企画部広報グループまでお願いします。

